

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国 (刈谷税務署長)

平成29年10月24日原判決一部破棄・棄却・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年2月10日判決、本資料266号-20・順号12798)

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成26年9月4日判決、本資料264号-143・順号12524)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成28年2月10日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決中、主文第1項を破棄する。
- 2 被上告人の控訴を棄却する。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 訴訟の総費用は、これを400分し、その1を上告人の負担とし、その余を被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人国谷史朗ほかの上告受理申立て理由 (ただし、排除されたものを除く。) について

- 1 本件は、内国法人である上告人が、平成19年4月1日から同20年3月31日まで及び同年4月1日から同21年3月31日までの各事業年度 (以下、それぞれ「平成20年3月期」、「平成21年3月期」といい、併せて「本件各事業年度」という。) の法人税の各確定申告をしたところ、刈谷税務署長から、租税特別措置法 (平成21年法律第13号による改正前のもの。以下「措置法」という。) 66条の6第1項により、シンガポール共和国 (以下「シンガポール」という。) において設立された上告人の子会社であるB (B) (以下「B」という。) の後記2 (1) の課税対象留保金額に相当する金額が上告人の本件各事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるなどとして、平成20年3月期の法人税の再更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分並びに平成21年3月期の法人税の再更正処分を受けたため、被上告人を相手に、これらの処分 (上記の各再更正処分については上告人の主張する金額を超える部分。以下「本件各処分」という。) の取消しを求める事案である。

- 2 関係法令の定め

(1) 措置法66条の6第1項は、同項各号に掲げる内国法人に係る外国関係会社 (外国法人で、

その発行済株式又は出資（以下「株式等」という。）の総数又は総額のうちに内国法人等が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合が100分の50を超えるものをいう。同条2項1号）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下「本店所在地国」という。）におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社（法人の所得に対して課される税が存在しない国若しくは地域に本店若しくは主たる事務所を有する外国関係会社、又はその各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の100分の25以下である外国関係会社をいう。平成21年政令第108号による改正前の租税特別措置法施行令第39条の14第1項）に該当するもの（以下「特定外国子会社等」という。）が、各事業年度においてその未処分所得の金額から留保したものとして所定の調整を加えた金額（以下「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、適用対象留保金額のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとして所定の方法により計算した金額（以下「課税対象留保金額」という。）に相当する金額をその内国法人の所得の金額の計算上益金の額に算入する旨を規定する。

(2) もっとも、措置法66条の6第4項は、①同条3項に規定する特定外国子会社等（同条1項に規定する特定外国子会社等から株式等又は債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利等の提供等を主たる事業とするものを除いたもの。以下、主たる事業がこれらの株式等又は債権の保有、工業所有権等の提供等でないことを「事業基準」という。）が、②本店所在地国において、主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し（実体基準）、③その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であって（管理支配基準）、④各事業年度においてその行う主たる事業が、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業のいずれかに該当する場合には、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る所定の関連者以外の者との間で行っている場合に該当するとき（非関連者基準。同条4項1号）、上記の各事業以外の事業に該当する場合には、その事業を主として本店所在地国において行っている場合に該当するとき（所在地国基準。同項2号）は、同条1項の規定を適用しない旨を規定する（以下、上記①から④までの要件を「適用除外要件」という。）。

3 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) ア 上告人は、自動車関連部品の製造販売等を目的とする株式会社（内国法人）である。
上告人は、35の国と地域で事業を展開し、全世界に200以上のグループ会社を有する。

イ 上告人は、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）域内での集中生産・相互補完体制の円滑化を図るため、平成7年、豪亜地域における各拠点間の事業活動の調整及びサポートを行う目的で、シンガポールに地域統括センターとしてC（C）（以下「C」という。）を設立し、同10年、ASEAN域内の上告人のグループ会社に対する統率力を高めるために、Cを含むASEAN・台湾地域のグループ会社の保有株式を現物出資してBを設立した。

ウ Bは、平成19年3月31日及び同20年3月31日において、上告人の100%子会社であり、同18年4月1日から同19年3月31日まで及び同年4月1日から同2

0年3月31日までの各事業年度（以下、それぞれ「2007事業年度」、「2008事業年度」といい、併せて「B各事業年度」という。）において、ASEAN諸国等に存する子会社13社及び関連会社3社の株式を保有していた。

エ Bのシンガポールにおける所得に対する租税の負担割合は、2007事業年度では22.89%、2008事業年度では12.78%であった。

(2) ア Bは、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図るため、設立以来、順次業務を拡大し、B各事業年度当時、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善に係る地域統括に関する業務（以下、この業務を「地域統括業務」という。）のほか、持株（株主総会、配当処理等）に関する業務、プログラム設計業務及びCのための各種業務の代行業務を行っていた。

Bは、B各事業年度当時、ASEAN諸国、インド及びオーストラリア連邦に所在する上告人のグループ会社13社（以下「域内グループ会社」という。）に対し地域統括業務を行い、個々の業務につき、域内グループ会社から第三者向け売上高等に一定の料率を乗じた金額又は実費相当額等を徴収していた。

イ Bは、B各事業年度当時、シンガポールに開設された現地事務所（以下「本件現地事務所」という。）において、現地に在住する日本人の代表取締役と現地勤務の従業員三十数人で業務を遂行していたところ、従業員のうち20人以上は地域統括業務に、その余はプログラム設計業務及びCのための各種業務の代行業務に従事しており、持株に関する業務のみに従事している者はいなかった。

Bは、本件現地事務所を賃借し、事務用什器備品、車両、コンピューター等の有形固定資産を保有していたが、これらの施設等は全て持株に関する業務以外の業務に使用され、その大半は地域統括業務に供されていた。

ウ Bの収入金額のうち地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上額は、2007事業年度において約4.9億シンガポールドル、2008事業年度において約6.1億シンガポールドルに上り、いずれも収入金額の約85%を占めていた。他方、その所得金額（税引前当期利益）においては、保有株式の受取配当の占める割合が高かった（2007事業年度は約92.3%、2008事業年度は約86.5%）が、地域統括業務によって集中生産・相互補完体制の構築、維持及び発展が図られた結果、域内グループ会社全体に原価率の大幅な低減による利益がもたらされ、B各事業年度においても、これがBの域内グループ会社からの配当収入の中に相当程度反映されていた。

エ Bは、B各事業年度当時、シンガポールにおいて株主総会及び取締役会を開催し、役員は同国において職務執行をしていた。また、Bは、本件現地事務所において会計帳簿を作成し、保管していた。

(3) 刈谷税務署長は、上告人に対し、平成22年6月28日、Bの主たる事業は株式の保有であり、上告人の本件各事業年度の所得金額の計算上Bの課税対象留保金額に相当する金額は益金の額に算入されるとして、平成20年3月期の法人税の再更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分並びに平成21年3月期の法人税の更正処分をし、同25年2月28日、平成21年3月期の法人税の再更正処分をした。

4 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断して、上告人の請求（平成21

年3月期の法人税の再更正処分のうち確定申告に係る所得の金額を超えない部分及び翌期へ繰り越す欠損金の額を超える部分の取消しを求める請求を除く。)をいずれも棄却すべきものとした。

措置法66条の6第3項にいう株式の保有は、これを事業として行う以上、それによって利益を受けることは当然に含意されており、その利益を受ける方法としては、配当を受領するにとどまる場合もあれば、株式発行会社を支配し、その業務内容を自己の意のままに決定することを通じてより多くの配当を得ようと活動することもある。したがって、事業としての株式の保有は、単に株式を保有し続けることに限られず、株式発行会社を支配し管理するための業務もその事業の一部を成し、一定の地域内にある被支配会社を統括するための諸業務も株式の保有に係る事業の一部を成すから、地域統括業務は、株式の保有に係る事業に含まれる一つの業務にすぎず、別個独立の業務とはいえない。また、実質的にもBの主たる事業は株式の保有であると認められるから、いずれにしてもBは事業基準を満たさず、本件各処分は適法である。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 措置法66条の6第1項は、内国法人が、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国若しくは地域(タックス・ヘイブン)に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することにより、我が国における租税の負担を回避しようとする事例が生ずるようになったことから、このような事例に対処して税負担の実質的な公平を図ることを目的として、一定の要件を満たす外国子会社を特定外国子会社等と規定し、その課税対象留保金額を内国法人の所得の計算上益金の額に算入することとしたものである(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2486頁参照)。しかし、特定外国子会社等であっても、独立企業としての実体を備え、その所在する国又は地域において事業活動を行うことにつき十分な経済合理性がある場合にまで上記の取扱いを及ぼすとすれば、我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれがあることから、同条4項は、事業基準等の適用除外要件が全て満たされる場合には同条1項の規定を適用しないこととしている。

(2) ア 措置法66条の6第4項は、同条3項にいう株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとしているところ、株式を保有する者は、利益配当請求権等の自益権や株主総会の議決権等の共益権を行使することができるほか、保有に係る株式の運用として売買差益等を得ることが可能であり、それゆえ、他の会社に係る議決権の過半数の株式を保有する特定外国子会社等は、上記の株主権の行使を通じて、当該会社の経営を支配し、これを管理することができる。

しかし、他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も上記のとおり幅広い範囲に及び、これによって当該会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものであるから、その結果として当該会社の配当額の増加や資産価値の上昇に資することがあるとしても、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有するものというべきであって、上記の業務が株式の保有に係る事業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではない。そして、B各事業年度において、Bの行っていた地域

統括業務は、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善という多岐にわたる業務から成り、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とするものといえるのであって、個々の業務につき対価を得て行われていたことも併せ考慮すると、上記の地域統括業務が株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということとはできない。

イ また、措置法66条の6第4項が株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとした趣旨は、株式の保有に係る事業はその性質上我が国においても十分に行い得るものであり、タックス・ヘイブンを所在して行うことについて税負担の軽減以外に積極的な経済合理性を見だし難いことにある。この点、Bの行っていた地域統括業務は、地域経済圏の存在を踏まえて域内グループ会社の業務の合理化、効率化を目的とするものであって、当該地域において事業活動をする積極的な経済合理性を有することが否定できないから、これが株式の保有に係る事業に含まれると解することは上記規定の趣旨とも整合しない。

ウ なお、平成22年法律第6号による租税特別措置法の改正によって、株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（平成22年政令第58号による改正後の租税特別措置法施行令39条の17第4項に定める統括業務を行う同条3項各号に掲げる要件を満たす統括会社）を株式等の保有を主たる事業とするものから除外することとされた（前記改正後の租税特別措置法66条の6第3項）が、これによって事業基準を満たすこととなる統括会社は、もともと株式等の保有を主たる事業とするものであって（同項柱書き）、それ以外の統括会社はその対象となるものではないから、これらの改正経過を根拠に上記の統括業務が株式の保有に係る事業に含まれる関係にあるものということとはできず、Bの行っていた地域統括業務が株式の保有に係る事業に含まれるということとはできない。

エ 以上によれば、B各事業年度において、Bの行っていた地域統括業務は、措置法66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるものということとはできない。

(3) ア 次に、措置法66条の6第3項及び4項にいう主たる事業は、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当であり、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である。

イ これを本件についてみると、Bは、豪亜地域における地域統括会社として、域内グループ会社の業務の合理化、効率化を図ることを目的として、個々の業務につき対価を得つつ、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム、物流改善という多岐にわたる地域統括業務を有機的に関連するものとして域内グループ会社に提供していたものである。そして、B各事業年度において、地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上高は収入金額の約85%に上っており、所得金額では保有株式の受取配当の占める

割合が8、9割であったものの、その配当収入の中には地域統括業務によって域内グループ会社全体に原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていたものであり、本件現地事務所で勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事し、Bの保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていたものである。

以上を総合的に勘案すれば、Bの行っていた地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、受取配当の所得金額に占める割合が高いことを踏まえても、事業活動として大きな比重を占めていたということができ、B各事業年度においては、地域統括業務が措置法66条の6第3項及び4項にいうBの主たる事業であったと認めるのが相当である。よって、Bは、B各事業年度において事業基準を満たすといえる。

(4)そして、前記3(2)の事実関係等によれば、B各事業年度において、Bは本店所在地国であるシンガポールにおいて地域統括業務に係る事業を行うのに必要と認められる固定施設を有していたこと、株主総会及び取締役会の開催、役員の職務執行並びに会計帳簿の作成及び保管がいずれも同国において行われるなど、Bが本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていたこと、地域統括業務に係る事業は、措置法66条の6第4項1号に掲げる事業のいずれにも該当せず、Bはその事業を主としてシンガポールにおいて行っていたことがそれぞれ認められるから、Bは、前記2(2)②から④までの各要件に係る基準を満たすといえる。

したがって、上告人は、BにつきB各事業年度において適用除外要件を全て満たし、本件各事業年度において措置法66条の6第1項の適用が除外されるから、事業基準を満たさないことを理由に同項を適用してされた本件各処分(ただし、平成21年3月期の法人税の再更正処分については確定申告に係る所得の金額を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金の額を下回る部分)はいずれも違法というべきである。

6 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこれと同旨をいうものとして理由があり、原判決中、主文第1項は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、同部分につき、上告人の請求をいずれも認容した第1審判決は相当であるから、被上告人の控訴を棄却し、また、その余の上告については、上告受理申立ての理由が上告受理の決定において排除されたから、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎 敏充

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 木内 道祥

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 景一

当事者目録

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	国谷 史朗 畑 郁夫 若林 元伸 高槻 史 河野 良介 小森 悠吾 吉村 彰浩
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	刈谷税務署長 田中 武藏
同指定代理人	館内 比佐志 保木本 正樹 早田 祐介 鈴木 美智子 高木 美満子 鷺津 晋一 船越 真史 苅谷 昌子 山下 祥子 田中 義人 見崎 治久 山口 清明 田中 卓也

平成●●年（〇〇）第●●号

平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理申立事件

申立人 株式会社A

相手方 国

上告受理申立理由書

平成28年5月1日

最高裁判所 御中

上告受理申立人代理人

弁護士 国谷 史朗

弁護士 畑 郁夫

弁護士 若林 元伸

弁護士 高槻 史

弁護士 河野 良介

弁護士 小森 悠吾

弁護士 吉村 彰浩

目次 省略

第1編 序 一本件事案の概要と原判決の判示の特徴的問題点

第1 本件事案の概要

本件は、申立人の特定外国子会社等であるB（以下「B」という。）が、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善等の極めて多方面にわたる業務を、一つの独立した実体ある事業（原判決のいう「地域統括事業」）として営んでいる場合に、

- ① タックス・ヘイブン対策税制の「事業基準」（租税特別措置法66条の6第3項¹）の解釈適用上、当該「地域統括事業」を「『株式の保有』を・・・事業とする」場合（「株式保有業」）に包含させることが、本件での解釈手法として果たして妥当か、
- ② 「地域統括事業」は「『株式の保有』を・・・事業とする」に包含されず、Bは複数の事業を営んでいるものとして、主たる事業が、地域統括事業と株式保有業のいずれであるかを判断すべきか（いわゆる「主従判定」の問題）、

という、事業基準における解釈枠組みが問題となる事案である。

原判決は、後述するとおり、「『株式の保有』を・・・事業とする」との文言を格別合理的な理由を示すこともなく、不当に拡大解釈するとともに、他方では、Bの「地域統括事業」の事業実態については、一審判決の認定事実を自らの認定事実として引用しながら、その認定事実によってだけでも明らかな、その実体の多様性等を何故か全く無視して、Bの「地域統括事業」は「株式保有業」に包含されると判断してしまっている。さらにまた、Bの「地域統括事業」が租税回避手段であった旨および本件記録上明らかな情況証拠にそぐわない認定判断までした上で、明文の規定なく租税回避行為を否認するに等しいテクニックを用いた解釈論までも持ち出している。その結果、原判決は、一審判決の相手方敗訴部分を取り消し、申立人の請求を棄却した。

ところで、本件事案を同種事案と比較した場合の特徴としては、(i) まず、Bが、いわゆる地域統括会社と称されるもの中でも、特に大規模な人的・物的資源が投入されて、他に類を見ない成功を収めてきたということが挙げられる。例えば、Bが設立されたシンガポール国内には、地域統括会社が多数設立され、運営されているが、Bほどの規模と実体を有しない会社が大半であり、Bの事業実体は、従前事業基準が問題となった裁判例（例えば、後記第2編第2の1（7）等に記載の裁判例ご参照）における事業実体とは全く異なる。Bは、現に本件B各事業年度には30名を超える従業員を擁していた上、様々な活動を自ら行うことにより、本社の事業部主導で展開されてきた申立人グループの豪亜地域の事業傘下に、Bを中心にした地域軸を取り込むことに成功した。こうして、申立人グループが、いわば一枚岩になって豪亜市場に展開することを可能とした。一枚岩の典型的な機構として、Bは、コンプリメンテーションという集中生産・相互補完体制を構築・運営し、申立人グループを豪亜地域において一つの大きな工場のように運営することを可能たらしめたのである。これにより、申立人グループの豪亜地域戦略は大成功を遂げ、豪亜地域では圧倒的なシェアを獲得することができ、グループ全体の収益を大幅に押し上げた。このような実態については、相手方も一審以来争っておらず、本件の一審判決においても、詳細にその活動内容が認定されている（その意味で、一審判決は、上記各事実の重要性を適切に認識したものと評価できる。）。

(ii) もう一つの特徴としては、申立人がBを設立した時点では、シンガポール国は、実は、タッ

¹ 本件の対象事業年度において適用される租税特別措置法は、平成21年法律第13号による改正前のものである。以下、「措置法」という。なお、措置法を含めた関連法令の定めについては、一審判決別紙「関連法令の定め」の記載を参照されたい。

クス・ハイブンを対策税制上の軽課税国として分類されてはならず、Bはいわゆるタックス・ハイブンを利用した租税回避を目的として設立されたわけではないことが挙げられる。すなわち、Bについては、設立後にシンガポールの実効税率が引き下げられたことにより、事後的にタックス・ハイブンを対策税制の対象となる可能性が生じたという点である。これにより、申立人のみならず、シンガポールに地域統括会社を設置していた多くの日本企業が実効税率の観点からはタックス・ハイブンを対策税制の適用を受け得る立場に置かれることになったため、その不安定さを嫌って、既存の統括会社を前提としたシンガポールについては豪亜地域における日本企業の経済活動に支障を生じかねないとの懸念も浮かび上がった。そこで、平成13年以降に経済産業省が研究会を立ち上げ、対応を検討した結果（具体的経緯については、後記第2編第3の3（2）及び川端康之横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授の意見書（甲64号証）ご参照。）、平成22年法律第6号による改正に至り、ようやくタックス・ハイブンを対策税制の適用範囲の明確化されたのである（平成22年法律第6号による改正後の租税特別措置法がこれである。以下、「平成22年改正措置法」という。）。もっとも、シンガポールに地域統括会社を有する日本企業の多くは、この間も、従前どおりの経済活動を続けてきたが（前述のとおり、Bのような規模を備えていない統括会社も存在した。）、課税当局は特段、タックス・ハイブンを対策税制を適用した課税をする動きを示さなかった。少なくとも、そのような課税処分が現在に至るまで公表されたことはない（このことは、課税当局自身、従前、いわゆる「地域統括事業」が「株式保有業」に包含されるものと解していなかったからであろうと推察されるところでもあるが、それにもかかわらず、平成22年改正措置法の内容が決定された直後に申立人に対して原処分がなされたのである。）。

原処分の違法性・不当性を判断するにあたっては、冒頭①②のような法律解釈を視野に入れて検討し判断するべきであるが、裁判所としては、以上に述べたような本件の特殊事情をも念頭に入れ総合して、納税者の立場を考慮しながら妥当かつ適切な判断をされるべきである。

第2 原判決の問題点

一審判決においては、前述のとおり、Bが行っていた活動が、摘示の証拠に基づき、必要かつ十分な範囲で、具体的かつ詳細に事実認定がされ、これを前提にして、適用除外基準との関係で、「Bは、株式の保有を『主たる事業』（措置法66条の6第3項括弧書き）とするものかどうか」という法的概念の解釈を含む当て嵌め問題が主たる争点として設定された。その結果、Bが行ってきた事業に該当する営為は「株式保有業」と「地域統括事業」とであると判定され、次にその主従が判定されたのであり、これこそが一審判決の中心的な判断事項であり、その事実認定は必要かつ十分な範囲で証拠により正当かつ合理的に判断されたといえる。具体的には、一審判決は、Bが地域統括業務、株式保有業務、プログラム設計業務等を行っていたことをまずは事実として認定した上で、具体的かつ客観的な各事業活動の内容を総合的に勘案して、Bの主たる事業は地域統括事業であると結論づけた。

これに対して、原判決は、一審判決の上記事実認定をほぼそのまま引用しながら（原判決9頁7行目乃至10頁1行目）²、何故か自らが認定した事実関係に全く関心を示さず、無視し、納税者である申立人側から見ると、予断ではないかと疑わざるをえないような強引な手法で（本論で詳述する）、申立人の主張する地域統括業務は、株式保有業に含まれ、両者の主従を云々する必要はないという包

² 添付資料として、原判決に一審判決の引用部分を統合した書面を添付しているので、併せて参照されたい。

含論を採用した。そして、このようないわば強引な解釈手法こそ原判決の問題点である。

なお、さらに言えば、原判決は、株式保有事業が地域統括業務を包含する関係にあるという、寡聞にして学説上も見ない（相手方が提出した青山慶二教授の法律意見書（乙30号証）すら、包含論に依拠していないことについては、後記第2編第3の3（2）をご参照。）包含論を採用するに当たって、以下の3つの特徴的な理由付けに依拠しており、これらがまた原判決の問題点である。

問題点の第1点：「株式の保有」という文言のみに着目すると「株式を自己のものとして持ち続けることのみを意味する」としながらも、特に具体的な理由を示すことなく、事業として行う場合には「株式の保有」の意義について、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであるとした（原判決10頁8行目乃至17行目）。

問題点の第2点：一審判決が様々な活動を含むものとして定義したBの「地域統括業務」という用語をそのまま用いながら、特に根拠を示すことなく、このような「地域統括業務」を「被支配会社を統括するための諸業務」として単純化して、これが「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に含まれることを前提に、地域統括業務が株式保有業に包含されると認定した（原判決10頁18行目乃至23行目）。

問題点の第3点：申立人が主張するような地域統括業務が株式保有業に含まれるものではないとの法解釈を採ると、申立人が実質的に支配するグループ企業の利益を、どこに留めるかということについて、グループ企業を支配している申立人は、いかようにも行うことが可能なのであり、課税との関係で調整することが可能となるとして、Bの事業活動をいわゆる租税回避と評価した上で、これを否認するような解釈論を正当化しようとした（原判決12頁22行目乃至13頁23行目）。

以下では、かかる原判決の判示の各特徴に対応する形で、「株式の保有を・・・主たる事業とする」との解釈の誤り（第2編）、Bの「地域統括事業」に係る事実認定の経験則違反（第3編）及び明文なき租税回避否認論の違法（違憲）（第4編）として、それぞれ詳論する。

第2編 上告受理申立理由Ⅰ（「株式の保有を主たる事業とするもの」の解釈の誤り）

第1 緒論

上告受理申立理由Ⅰの内容は次の2点で構成される。

① 原判決は、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件のうち事業基準を検討するにあたり、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであるとの判断を示しているが、このような解釈を採用する前提として、本件では「株式の保有」ではなく、「株式の保有を目的とする事業」の意義を検討すべきであるなどと判示している（上記特徴第1点）。

そこで、上告受理申立理由Ⅰの第1点として原判決の上記判断は、文理解釈、課税要件明確主義の要請に反するとともに事業基準の立法趣旨にも反するという点で、法令解釈の重大な誤りがあり、また最高裁判所判例ないし他の高等裁判所の判例に反するものであることを明らかにする。

② 原判決は、上記上告受理申立理由第1点で述べた株式保有業に関する解釈は、その後の法改正によっても裏付けられるとした上で、上記解釈と平成22年改正措置法66条の6第3項の内容との整合性について判断を示している。

そこで、上告受理申立理由Ⅰの第2点として、平成22年改正措置法を踏まえた同改正前の事業基準に係る原判決の解釈は、平成22年改正措置法66条の6第3項の立法経過、立法事実に関する明確な誤認が前提となっており、このように後法に関する誤った理解をそのまま持ち込んで前法の規定文言の解釈を行おうとする点で、法令解釈の重大な誤りがあり、また他の高等裁判所の判例にも反するものであることを明らかにする。

第2 上告受理申立理由Ⅰの第1点 ～原判決の法令解釈は条文に基づかない拡張解釈として許されないこと～

原判決は、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件のうち事業基準を検討するにあたり、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであると判示する。さらに、このような解釈を採用する前提として、原判決は、本件では「株式の保有を目的とする事業」の意義を検討すべきであると判示する。

しかし、かかる原判決の事業基準に係る解釈は、後述するとおり、文理解釈に反する不当な拡張解釈であるとともに（下記1）、タックス・ヘイブン対策税制の立法趣旨（立法者意思）にも反する（下記2）。また、原判決には、課税要件明確主義違反の問題も存在する（下記3）。

したがって、原判決には、法令解釈の誤り及び最高裁判所判例違反があり（民事訴訟法318条1項）、かかる原判決の判断の誤りは、法令の解釈に関する重要な事項（下記4参照）を含み（同条項）、同時にまた、判決に影響を及ぼすことが明らかである（同法325条2項）。

1 原判決は、条文規定にない文言を付加しつつ、文理解釈に反する法令解釈を行っていること

（1）事業基準の条文構造、文理からすれば「株式の保有」自体の意義を検討すべきであり、利益（配当）を得る方法全般が株式保有業に含まれるとする原判決の説示は不当な拡張解釈といわ

ざるを得ないこと

ア 原判決は、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであると判示した（原判決10頁18行目以下）。

また、原判決は、「株式の保有」という文言のみに着目すると、「株式を自己のものとして持ち続けることのみを意味するものと見えないではない」ことを認める一方で、これを事業として行う以上、それによって利益を受けることが当然に含意されているのであり、「その利益を得る方法」として、単に会社の定めた額の配当を受領するにとどまる場合もあれば、株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定することを通じて、より多くの配当を得ようと活動することもあり、独占禁止法9条3項にいう持株会社は後者の典型例であると認定し、Bの地域統括事業は「株式の保有」事業に含まれると結論づけている。

イ しかしながら、原判決は、事業としての「株式の保有」について、「株式の保有」が事業と結び付くことにより、何故その範囲が拡大し、「株式の保有」に係る文理ないし通常の意味（文言に着目した意義である「株式を自己のものとして持ち続けること」）から大きく乖離する解釈を採用することができるのかについて、何ら明確な根拠を示していない。

また、ある活動を事業として行うということの意味として、それによって利益を受けることが仮に含意されているとしても、利益というものは、事業活動の結果生ずるものではあるものの、必ずしも一つの事業に一对一の関係で紐付けられる性格のものでもない。会社は、様々な種類の事業活動を通じて、利益を最大化するよう努力しているのであり、その中で、事業活動を組み合わせ、一方の事業活動を別の事業による収益拡大のために利用する、あるいはそれぞれ別個の事業活動をお互いの収益拡大につなげるという戦略（シナジー効果）は一般的によく用いられる。そのため、原判決のように、ある事業の範囲について、「その利益を得る方法」にあたる活動を広く含むと解すると、他の種類の事業の活動をも当該事業に含めるという結果を招くことになる。

ウ かかる問題点は、上記事業戦略の一つであり、本件のように「株式の保有」と他の活動とを組み合わせることでその子会社の利益を増大させるという場合も同様である。すなわち、このような事業戦略を採るといっても、その際に組み合わせられる事業は会社を取り巻く環境に依じて様々なものがあり、これらを全て「株式の保有」事業に含むとすると明らかに不合理な結果が生じる。

例えば、親会社のマザー工場の生産体制を子会社の工場に移植して、海外等に所在する子会社の利益を増加させる（最終的には配当で回収する）というようなビジネスモデルは一般的によく見受けられる。この場合、「その利益を得る方法」を「株式の保有」事業に含めるという考え方に従うと、上記マザー工場による生産技術開発は、子会社の利益の増加については子会社からの配当の増加をもたらすものであるため、「株式の保有」事業の利益である配当を得る方法に含まれることになろう。しかしながら、このような生産技術開発が「株式の保有」に含まれると考えるのは、「株式の保有」という文言から明らかにかけ離れたものであり、文理解釈としては到底許されるべきものではないというべきである。

エ 以上のとおり、「その利益を得る方法」という形で「株式の保有」事業の範囲を拡張することは、文理解釈に反する上、実質的に見てもその範囲を際限なく広げることにもなり、明らかに不当である（なお、この点は課税要件明確主義との関係でも許されないとはいえるが、この点については、本編第2の3において別途詳述する。）。

(2) 原判決が説示する「支配しかつ管理するための業務」は株式保有業に含まれないこと

ア 上記(1)の一方で、原判決は、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」という表現をおもむろに用いている。

これは、上記(1)で論じた問題点に対応するため、「株式の保有」事業の範囲に一定の限定を加えることを意図しているようにも思われるが、しかし実際には、原判決は、かかる「支配」や「管理」を極めて広範に解しており、その判断は、いずれにせよ、以下のとおり不当である（なお、原判決は、支配や管理を通じてより多くの配当を得ようと活動する場合も株式保有業に含まれるという判示に続き、特に説明なく、「支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべき」であると、言い換えをして説示する（原判決10頁15行目乃至20行目。強調は申立人代理人による。）が、単なる「支配しかつ管理する」業務を超えて、支配・管理を目的とする業務を含むことでその範囲を根拠なく拡張している点については、後述1(4)と同様の問題がある。）。

イ すなわち、確かに、「株式の保有」は、その効果として、株式発行会社に対する一定の支配及び管理の権限を生むことから、一見すると「支配しかつ管理するための業務」という概念で「株式の保有」事業の範囲を画することに一定の合理性があるようにも見える。

しかし、「株式の保有」という文言であるにもかかわらず、これに「支配」や「管理」に関する活動を含むと付加して解することは、文理解釈上本来許されないことである。

また、この点を措き、仮に「株式の保有」事業についてそのような要素が含まれるとしても、ここでいう「支配しかつ管理するための業務」は、株主の権利として行使される「支配しかつ管理するための業務」、つまり、役員を選任、株主総会決議やその他の株主としての権利を通じたものに限定されるべきである。それを超えて、原判決が実質的に行っているように、「支配」又は「管理」の内容を拡張して解した場合には、「株式の保有」と関係のない「支配」又は「管理」が広く含まれることになり、その範囲の外延を画するための理屈はなくなることになる。例えば、先のマザー工場の場合も、親会社からの何らかの「支配」又は「管理」を通じて子会社での生産がなされることから、これら全てが株式保有業に含まれることになってしまうが、かかる帰結が不当であることは既に述べたとおりである。

さらに、統括会社の業務の中には、子会社の日常業務に関するサポート（シェアード・サービスといわれるもの等）が含まれることもあるが、少なくとも、これらの業務は「支配しかつ管理するための業務」という概念には含まれないはずである。確かに、子会社に対してシェアード・サービスを提供するに際して、当該サービスが管理部門に関するサービスである場合には、これを通じた子会社に対する「管理」がなされるようにも見えるが、かかる管理部門の代行サービス（アウトソーシング）は、これにより、相手方の会社を支配しかつ管理することができるという関係にはない。このことは、管理部門のアウトソーシング先が、依頼者の会社を管理したり支配したりすることは考えられないことから明らかであるし、万が一、このような

サービスを介して子会社を支配しかつ管理し得ると見えるとしても、そこでいう「支配」・「管理」は、少なくとも株主としての「支配」・「管理」とは何らの関係もないものである³。

ウ なお、「支配しかつ管理するための業務」とは株主としての「支配しかつ管理」の範囲に限られるべきであるとする考えは、後述する事業基準の趣旨（日本国内においても十分に営むことができるような事業を取って軽課税国において行うことに経済合理性は認められないことから適用除外要件を充たさないこととする。）にも適合するものである。

反面、原判決のような広範なとらえ方をすると、事業基準の趣旨を超えてタックス・ヘイブン対策税制を拡張的に適用する（つまり、日本国内においては営むことができず、現地で営むことが経済的にも合理的である事業をも、広く一律に適用除外制度の範囲外とする結論を招く）ことを認めることになり不当である。

エ 以上より、原判決は、「株式の保有」事業という文言を無視して、「その利益を得る方法」全般にその事業範囲を拡張し、「株式の保有」とは全く関係のない「支配」や「管理」、さらには「支配」や「管理」を目的とする業務をも取り込もうとしている点で明らかに文理解釈の範囲を逸脱して法令解釈の誤りを犯している。

(3) 独占禁止法9条3項にいう持株会社が株式保有業の一つの典型であるという関係には立たないこと

ア 原判決は、独占禁止法9条3項にいう持株会社を株式保有業の一つの典型であるとし、かかる持株会社の活動全般が株式保有業に含まれるとの立場も示している（原判決10頁15行目乃至17行目）。

イ しかし、前述のとおり、「株式の保有」を主たる事業とするか否かの判断に際しては、文字どおり「株式の保有」という活動内容に着目すべきであり、その意味を文言以上に拡張して解釈することは文理解釈上許されない。

実質的にも、「株式の保有」という事業は持株会社という概念と同義ではない。すなわち、持株会社が「株式の保有」を行うという関係にはあるものの、持株会社が行う事業は全て「株式の保有」事業に該当するという関係にはないのであって、この点からしても、「株式の保有」と持株会社を同列に論じるのは妥当でない。

また、独占禁止法9条3項に定義される「持株会社」は、株式保有を前提としながら、これを手段として「国内の会社の事業活動を支配すること」という別の要件を付加しているところ、このような業態が持株会社の一類型として含まれるとしても、その活動全てが「株式の保有」事業に含まれるという関係には立たない（少なくとも、原判決は、このような関係の存在、さらにはそのような関係にあると評価すべき根拠については何ら説明していない。）。

さらに、後述のとおり、独占禁止法9条と措置法66条の6における事業基準の趣旨の基本的な差異を踏まえると、独占禁止法9条3項の定義を流用して事業基準における株式保有業の範囲を画すること自体が問題である。

³ シェアード・サービスといわれるもの以外にもBが行っていた業務が、管理又は支配を本質的な要素としないものであったことについては、第3編で詳述する。

加えて、そもそもの問題として、独占禁止法9条3項は、子会社に対する具体的な支配に着目したのではなく、「株式所有に基づいてこれ（具体的な支配）を可能とする態勢がつくられていれば足りる」（乙71号証531頁）とし、持株会社設立による市場支配の抽象的な危険を防ぐことを想定していたのであり、同条自体が、子会社への具体的な支配を「株式所有」による効果とは切り離して整理していたのである。このような規定として、独占禁止法9条3項の「持株会社」の定義に使用されている「支配」という文言は、まさに株主としての抽象的、つまり、役員人事や株主総会決議事項を通じた支配を意味すると考えるべきであり、独占禁止法9条3項の「持株会社」の定義を根拠として、株主としての子会社に対する「支配」を超えた「支配」や「管理」を株式保有業の範囲に加えることはできないというべきである。

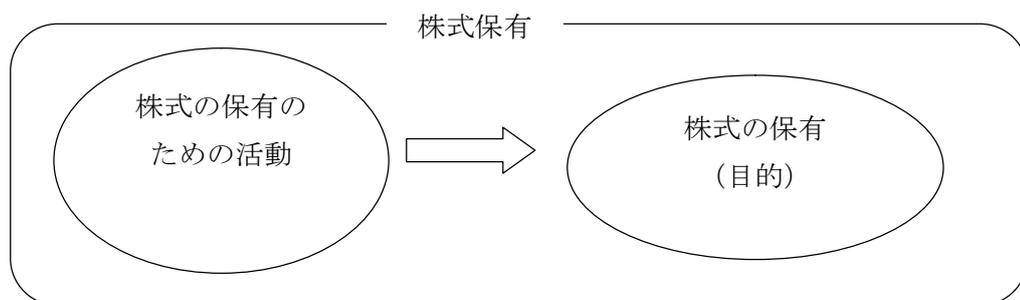
ウ 以上のとおり、独占禁止法9条3項の「持株会社」の全ての活動が「株式の保有」事業に含まれるとする原判決の解釈は誤りであり、たとえ、同条項の定義を踏まえるとしても、株式保有業に株主としての「支配しかつ管理」が含まれるにとどまり、子会社の日常業務に対する「支配」や「管理」まで含むとする解釈論は成り立ち得ない。

(4) 「株式の保有を目的とする事業」の意義を検討することは、条文の文理を無視した解釈であること

原判決は、「株式の保有を『主たる事業』とするもの、すなわち、株式保有業を目的とするもの」（原判決10頁4行目及び5行目）であると読み換えた上でBの事業の判定をし、控訴審における申立人の主張が「『株式の保有』という文言のみに着目しているものであり、本件で検討すべきことが『株式の保有を目的とする事業』の意義であることを看過したものである」などとも説示している（原判決14頁4行目以下）。

しかしながら、上述のとおり、措置法66条の6第3項の規定振りからすれば、「『株式の保有』を・・・事業とする」の意義こそが問題となるのであって、「株式の保有を目的としている事業であるか否か」が事業基準に係る課税要件として規定されているものではない。

この点、「株式の保有を目的とする事業」の意味に関して、「目的」という文言を、対象（Subject）という意味ではなく、意図している事柄（Purpose）という意味で用いる場合には、その範囲は必然的に広がる。つまり、後者の場合、「株式の保有を目的とする事業」の意味は、「株式の保有」そのものだけではなく、これに資する事業を広く含むことを意味することになる。このような解釈態度は、前述のとおり「株式の保有」を事業として捉え、「その利益を受ける方法」を広く包含しようとした原判決の解釈態度に重なるものであり、不当である。



また、別紙意見書（「谷口教授上告審意見書」21頁）でも論じるとおり、平成22年改正措置法が、統括会社の業務（統括業務）について「他の外国法人の事業活動の総合的な管理及

び調整を通じてその収益性の向上に資する業務」と定めたことから、措置法上の統括業務は、子会社の収益性の向上を目的とするものであることが明らかにされたのであり、原判決のように親会社の株式保有業を目的として位置付けることはこのような条文構造にも反するものである。かかる観点からも、原判決の解釈論は、文理解釈を超えた拡張解釈であることが明らかとなっている。

以上のとおり、上記の「株式の保有を『主たる事業』とするもの、すなわち、株式保有業を目的とするもの」（原判決10頁4行目及び5行目）とする読み換えは、実質的には、拡張的な読み替えに等しく、原判決の解釈論はこの点においても文理解釈を超えた拡張解釈であるとの誹りを免れない。

(5) 原判決における地域統括業務と株式保有業との関係の説明は完全に矛盾しており、原判決の包含論は完全に破綻していること

原判決は、「子会社に対して行われる地域統括業務は、株式保有業に本質的に伴うもので、株式保有業のための業務として含まれている」（原判決11頁最終行乃至12頁2行目）とした上で、「地域統括業務を行っている会社が、地域統括業務の提供先の被統括会社の株式を保有していないことがあるとしても、地域統括業務と株式保有業の前記のような関係からすれば、地域統括業務が現に株式を保有している子会社に対して行われている場合に、それが株式保有業の内容をなすものとして、株式保有業を『主たる事業』と認定することの妨げとなるものではないというべきである。そして、少なくとも、Bのように、資産の過半が株式の保有に充てられ、利益の大部分を保有する株式の配当によって得ている場合には、まさに、地域統括業務が株式保有業のために行われているといえるのであって、Bの『主たる事業』は、株式保有業と認められるのである。」（原判決15頁6行目以下）とも説示する。

しかしながら、他方で、原判決は、株式保有業には、「保有する株式数が発行済株式の半数に遠く及ばない者のように、株式発行会社の経営に介入はもとより関与することもな」い場合も含むことを認め（原判決10頁11行目乃至13行目）、反面で、「地域統括業務を行っている会社が、地域統括業務の提供先の被統括会社の株式を保有していないことがある」ことも認めている（原判決15頁6行目及び7行目）。

このように、原判決は、株式保有業は地域統括業務（あるいは子会社に対する統括業務）を伴わないこともあれば、地域統括業務に株式保有が伴わないこともあることを認めながら、地域統括業務は「株式保有業に本質的に伴う」とするが、上記両説示を見ても、何をもって「本質的に伴う」といつているのか全く不明である。少なくとも、地域統括業務は株式保有を伴わなくても行うことができるし、実際に行われているという実例も相当数存在するのであるから（甲21号証18頁）、地域統括業務にとって株式保有は不可欠という関係にはないし、たとえば、子会社の株式を過半数以上保有しても、これを統括しないこともあり（株式を保有せずにグループ会社に対する統括を行う会社が存在するということは、株式の過半数を保有しながら自ら統括をしない親会社が存在することを意味する。）、株式保有業が統括業務を必ず伴うともいえないのであるから、地域統括業務は株式保有業とは独立した業務と整理することができるはずである。

それにもかかわらず、地域統括業務が株式を保有している子会社に対して行われると、突如として、株式保有業に吸収されることになるという原判決の判断は、論理的に破綻していると

いわざるを得ない。

(6) 原判決の「株式の保有」についての解釈は、他の特定事業に関する解釈と比較すると、明らかな拡張解釈にあたり許されないこと

ア 繰り返し主張しているとおり、「株式の保有」の意義は、事業基準について規定する措置法66条の6第3項の文言に沿って解釈されるべきである。

この点、事業基準について定める同条項は、「第1項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）、若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む。）、若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する・・・」と規定している。このように、事業基準該当性は、株式の保有との関係においては、「株式の保有」を「主たる事業とする」かによって判断される条文構造となっており、『株式の保有』を・・・事業とする」の意義を考える上でも、上記規定の構造からすれば、「株式の保有」自体の意義を検討すべきであることは明らかである。

イ また、この際、他の特定事業についての規定とも整合的に解釈がなされるべきである。

例えば、「債券」の保有が「株式」と並列的に規定されているが、「債券」保有業については、「支配」又は「管理」のような活動やその他の能動的な活動を含むというような、その範囲を拡張するような解釈論はそもそも想定されていない。

また、例えば、租税特別措置法関係通達（法人税編）66の6-15が、「措置法第66条の6第3項に規定する『船舶若しくは航空機の貸付け』とは、いわゆる裸用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の貸付けをいい、いわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の用船（機）は、これに該当しない」と定めることにより、「株式の保有」と並列的に列挙されている「船舶若しくは航空機の貸付け」自体の意義を、「事業」という文言と関連付けて拡張的に解釈していない（船舶の賃料という利益を得る方法を広く含むというような解釈論は展開していない）のみならず、事業基準の趣旨を踏まえて、能動的な活動を含まないように、その範囲を限定的にとらえている。

ウ 以上のような株式保有業以外の特定事業に関する解釈手法と比較すると、原判決の「株式の保有」事業の解釈（支配かつ管理という能動的な業務も含むという解釈）が、文理解釈上許されない拡張解釈を行っていることは、より一層明らかというべきである。

(7) 原判決は拡張解釈を通して、結局のところ事業基準に関する控訴審裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断を行っていること

ア 以上のように、原判決の問題点は多岐に亘り、その誤りはもはや明白というべきものである。

それにもかかわらず、原判決が上記拡張解釈を採ってまでBの地域統括業務が株式保有業に含まれるとしたというのは些か不可解であるが、原判決の判決文全体から見るに、原判決がかかる誤りは、結局のところ、資産の過半が株式の保有に充てられ、利益の大部分を保有する株

式の配当によって得ているという点のみに着目をしたことに起因するのではないかと思われる。

イ この点、原判決の判断を前提にすると、資産の過半が株式の保有に充てられない場合、又は利益の大部分を保有する株式の配当によって得ていない場合には、地域統括業務が株式保有業に含まれないことになり、独立した事業として「主たる事業」の判定（主従判定）の対象とされることになる。特定外国子会社等が複数の事業を営んでいる場合における主従判定に際しては、一審判決が示すとおり「当該外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定する」（一審判決48頁2行目）ことが求められ、かかる判定手法は、最判平成9年9月12日税資228号565頁により維持された東京高判平成8年6月19日税資216号619頁（以下「b事件判決」という。）及び最判平成21年12月4日裁判集（民事）232号541頁により維持された東京高判平成21年2月26日税資259号（順号11149）（以下「d事件（個人）判決」という。）等において、一貫して認められてきたところである⁴。その結果、地域統括業務が実質的に行われており、当該業務のための資産が過半を占めたり、当該業務からの利益が利益の大部分を占めたりするということになる反面、使用人の数や固定施設の状況の点では株式保有業が地域統括業に勝ることがない（このことは、相手方も一貫して主張してきたところである。）のであるから、主従判定により地域統括業務が主たる事業と認定されることになる。

すなわち、原判決のロジックに従うと、資産の過半が株式の保有に充てられるか否か、あるいは、利益の大部分が保有する株式の配当によって得られるか否かによって、主たる事業が株式保有業なのか地域統括業なのかの結論が分かれることになるのである。

しかしながら、かかる原判決の判断は、株式の資産に占める割合及び配当の所得に占める割合のみを根拠に、「主たる事業」を株式保有業であると認定しているということであり、実質的には、主従判定のための“総合勘案”という従前の控訴審裁判所である高等裁判所の判例（前述のb事件判決及びd事件（個人）判決）が示してきた規範を無視して、金額で比較出来る要素のみに着目して主たる事業を判定したに等しい。このような判断は、最高裁においても維持されてきた主従判定に関する高等裁判所の判例（b事件判決、d事件（個人）判決等）に実質的に相反するものである。

原判決は、地域統括業務が株式保有業に包含されるという関係を認定することで、従前の高等裁判所の判例が示した主従判定を回避したが、かかる包含関係を正当化するために結局のところ、主従判定の要素に依拠せざるを得ないことになっているのであり、原判決の依拠した包含関係論は完全に破綻したといえる。

ウ このような原判決の態度は、「Bでは、資産の過半が株式の保有に充てられているのであるから、むしろ株式の保有に多くの経営資源が投下されているというべきである」（原判決17頁）との説示にも端的に表れている。

ここでいう経営資源とは、ヒト・モノ・カネという企業を動かす基本的な資源全体を意味するところ、従前の高等裁判所の判例の主従判定ではこのような全ての経営資源を総合的に勘案

⁴ 主従判定に関する解釈論については、第5編第1を参照されたい。

する必要があることが判示されてきた。これに対して、原判決は、経営資源を「資産」という観点のみから勘案しようとするものであり、経営資源の意味を理解しない、結論ありきの比較考量により主たる事業を判定しようとしたものといえ、従前の高等裁判所の判例の考え方を実質的に否定したものと評価されるべきである。

エ 以上のとおり、地域統括業務を株式保有業に本質的に伴うとする原判決の説示には何ら根拠がないものである上、資産や所得のみに着目して株式保有業の意味を理解しようとする点で、高等裁判所の判例にも相反するものであり、その法令解釈の誤りは明らかである。

(8) 原判決の解釈手法は租税法規の解釈手法についての判例の流れに真っ向から反すること

最後に、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものでないことはいうまでもなく、このことは、近時の最高裁判例の厳格な文理解釈の姿勢からも明らかである。例えば、ホステス報酬源泉徴収事件（最判平成22年3月2日判例タイムズ1323号77頁）においては、以下のとおり判示されている（強調は申立人代理人による。以下においても同様。）。

一般に、「期間」とは、ある時点から他の時点までの時間的隔たりといった、時的連続性を持った概念であると解されているから、施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間」も、当該支払金額の計算の基礎となった期間の初日から末日までという時的連続性を持った概念であると解するのが自然であり、これと異なる解釈を採るべき根拠となる規定は見当たらない。原審は、上記4のとおり判示するが、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく、原審のような解釈を採ることは、上記のとおり、文言上困難であるのみならず、ホステス報酬に係る源泉徴収制度において基礎控除方式が採られた趣旨は、できる限り源泉所得税額に係る還付の手数を省くことにあったことが、立法担当者の説明等からうかがわれるところであり、この点からみても、原審のような解釈は採用し難い。

さらに、最判平成27年7月17日判例タイムズ1418号86頁は、ある土地につき地方税法343条2項後段により固定資産税の納税義務者に該当するといえるかという争点につき、上記ホステス報酬源泉徴収事件と同じく文理解釈を重視し、以下のとおり判示している。

憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており（84条）、それゆえ、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は、法律で明確に定めることが必要である（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁参照）。そして、このような租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきであり（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1333頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同22年3月2日第三小法廷判決・民集64巻2号420頁参照）、このことは、地方税法343条の規定の下における固定資産税の納税義務者の確定においても同様であり、一部の土地についてその納税義務者を特定し得ない特殊な事情があるためにその賦課徴収をすることができない場合が生じ得るとしても変わるものではない。

ある土地につき地方税法343条2項後段により固定資産税の納税義務者に該当するというためには、少なくとも、固定資産税の賦課期日において当該者が同項後段にいう「当該土地...を現に所有している者」であること、すなわち、上記賦課期日において当該土地の所有権が当該者に現に帰属していたことが必要である。そして、上記(1)において説示したところに照らせば、ある土地につき、固定資産税の賦課期日においてその所有権が当該者に現に帰属していたことを確定することなく、同項後段に基づいて当該者を固定資産税の納税義務者とすることはできないものというべきである。

しかるに、原審は、本件各土地につき、本件固定資産税等の賦課期日におけるその所有権の帰属を確定することなく、前記2(2)イの要綱等における取扱い等に照らして関係自治会等をその実質的な所有者と評価することができるなどとして、地方税法343条2項後段の規定を類推適用することにより、関係自治会等が本件固定資産税等の納税義務者に該当する旨の判断をしたものであり、このような原審の判断には、同項後段の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

以上の最高裁判例と対比すれば明らかとおおり、原判決の説示は、「その利益を得る方法」や「目的としている」という措置法の条文にない文言を特段の明確な根拠なく付加して事業基準を解釈するものであり、「『株式の保有』を・・・事業とする」という文言について、まず何らかの文理解釈を示すことすら試みていない。つまり、原判決は、事業基準の上記文言について、文言を基準に解釈することを放棄しているといっても過言ではない。その結果、原判決の事業基準に係る解釈は、独自に設定した価値基準に基づき実質的な観点から拡張的ないし類推的な解釈を行うだけのものとなっており、このように規定の文言から大きく離れた原判決の解釈態度は、上記の最高裁判所判例が示してきた文理解釈の要請に真っ向から反するものであって、採用することはできない。

2 原判決の解釈は、事業基準に係る立法趣旨（立法者意思）にも反すること

「株式の保有」について立法者意思等を前提とした趣旨解釈⁵を行う場合、昭和53年のタックス・ヘイブン対策税制創設時における「株式の保有」の意義が問題となり得るところ、後述するとおり、原判決のような不当な拡張解釈を許容する立法者意思はいかなる立法資料においても表れていない。原判決は、適用除外要件ないし事業基準の趣旨・目的を独自の解釈に基づき不当に歪めた法解釈を志向する点においても、明らかに法令解釈の誤りがあり、到底許容できるものではない。

(1) 「株式の保有」の意義について拡張解釈を許容する立法資料は一切示されておらず、独占禁止法9条3項に定義されるような持株会社を特定事業として適用除外要件の対象外とすることは想定されていなかったこと

ア 上述のとおり、原判決は、「株式の保有」事業の典型として独占禁止法9条3項にいう持株会社が挙げられる旨説示している。しかしながら、「株式の保有」事業をそこまで拡張することを許容するような立法資料は存在しない（原判決もその存在を一切示していない。）。

⁵ 規定の文理ないし用いられている用語の意義が不明確な場合には、規定の趣旨・目的にしたがって解釈すべきであるが（趣旨解釈）、その場合にも、できるだけ厳格かつ厳密な解釈を行うべきである。

イ この点に関連して、相手方は、控訴審において、タックス・ヘイブン対策税制の立法担当者は、タックス・ヘイブン子会社の事業形態の典型的な形態として、持株会社及び投資会社を挙げているところ（乙33号証38頁及び39頁）、かかる区分に関する説明は、独占禁止法における支配の要件に関する議論を踏まえたものと理解できるなどと主張した（控訴審相手方第3準備書面12頁及び13頁）。

しかしながら、「タックス・ヘイブン対策税制の解説」（乙33号証）で指摘された上記の「持株会社」が独占禁止法上の持株会社と同義であるなどという立法者意思は、そもそもいかなる立法資料においても表れていない。すなわち、同解説記事は、立法担当者によって執筆されたものであるが、例えば、38頁及び39頁の該当部分においては、正確には以下のような記載があるにすぎない。

タックス・ヘイブン子会社の事業形態は様々であるが、まず典型的な第一の形態は、持株会社、投資会社、パテント・ホールディング・カンパニーのように何らかの資産の保有、運用から投資所得を得るものがあげられる。持株会社と投資会社は、株式その他の証券により他の法人に資本参加する点では同じであり、前者は経営管理にも実質的に参加する点で後者と異なるといわれるが、この区分は必ずしも確立されたものではない。株式の保有という事業には、わざわざタックス・ヘイブンに子会社を設立して行うための経済的な合理性、必要性がなく、国内からでも十分に営むことができるものである。

上記のように、「タックス・ヘイブン対策税制の解説」（乙33号証）に記載されている「持株会社」が独占禁止法上の持株会社と同義であるなどといった説明は、同解説記事の中でも一切なされていない。

むしろ、同解説記事においては、「前者（持株会社）は経営管理にも実質的に参加する点で後者（投資会社）と異なるといわれるが、この区分は必ずしも確立されたものではない」といった補足説明がなされている程度であり、仮に同解説記事から一定の立法者意思を把握することができるにしても、「株式の保有」事業について、持株会社と投資会社との区分を明確にせずに通の整理がなされている。その上で、「株式の保有という事業」について「国内からでも十分に営むことのできるもの」として性格付けられている以上、「資産の保有、運用から投資所得を得るもの」の例として挙げられている上記解説記事にいうところの「持株会社」の事業には、能動的事業活動を含まないものとして理解するのが自然である。

また、そもそも、同解説記事は、事業基準に関しては、持株会社という言葉を用いず、一貫して「株式の保有という事業」という文言を用いているところ（適用除外に関して説明している箇所である乙2号証も併せて参照されたい。）、上記の記載も同様であり、持株会社が全て事業基準非該当であるという説明はどこにもなされていないのである。

ウ 他方、独占禁止法9条3項で定義される「持株会社」が「株式の保有」と同義であるないし含まれるなどとする相手方主張ないし原判決の不当性は、以下のとおり、事業基準の趣旨と独占禁止法が持株会社を禁止していた趣旨が全くことなることから容易に裏づけることができる。独占禁止法9条（持株会社の禁止）は、もともと以下のとおり規定されていたものである。

第9条 持株会社は、これを設立してはならない。

2項 会社（外国会社を含む。以下同じ。）は、国内において持株会社となつてはならない。

3項 前二項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

持株会社禁止規定の根拠は第一に、持株会社制度を認めると、これが財閥組織の中核機能として機能し、財閥本社に「事業支配力の過度の集中」がもたらされ、これによって、私法体系の利益調整機能の前提である競争秩序が危険に曝されることである。第二に、持株会社は、企業支配そのものを目的としてのみ設立され、これを踏まえて、持株会社によるピラミッド的企業支配は、市場独占・寡占市場構造の形成のための有効な手段となりうることである。

そして、独占禁止法9条3項は、以上のような持株会社禁止の趣旨を踏まえて、あくまで競争法の観点から禁止の対象とするべき持株会社の範囲を画するものにすぎない。このように、独占禁止法9条3項にいう持株会社は、企業支配そのものを目的とする我が国の会社を意味するものであって、独占禁止法は、事業支配力の過度の集中防止や独占・寡占市場構造の形成防止といった観点から、単なる持株会社ではなく、これに加えて国内子会社の支配も行っている会社を規制の対象としているといえる⁶。

これに対して、事業基準について規定する措置法66条の6第3項括弧書きにおける「株式の保有」の主体として想定されるのは、特定外国子会社等であって内国法人ではない。さらには、同条項において、「株式の保有」が特定事業として掲げられているのは、「株式の保有」という事業には、わざわざタックス・ヘイブンに子会社を設立して行うための経済的な合理性、必要性がなく、国内からでも十分に営むことができるものであるからであって、独占禁止法が国内の持株会社を規制対象とする趣旨とはまったく異なる理由で、「株式の保有を主たる事業とする場合」にタックス・ヘイブン対策税制の適用除外という効果を与えないという扱いにしているのである。実際問題としても、独占禁止法が問題としている子会社を通じた市場への影響力を現実のものとするような子会社に対する支配を及ぼそうとすれば、そのような持株会社は子会社の近くに存在するのが合理的であり、例えば、東南アジアの子会社にそのような具体的な支配を及ぼそうとする場合にはこのような支配を遠く日本の地から及ぼすことは全く現実的でない。独占禁止法9条3項が想定する持株会社と措置法の事業基準が想定する「株式の保有を主たる事業とする」会社とでは全く異なるのである。

エ 以上のように、独占禁止法9条3項と措置法66条の6第3項の趣旨、目的、要件、効果を比較すれば、措置法66条の6第3項において規定される「株式の保有」の意義について、持株会社の活動と関連付けること自体適切でないが、仮にこれが何らかの意味での持株会社の活動を含み得るものであるとしても、独占禁止法9条3項にいう「持株会社」の活動全体（特に、子会社の業務レベルでの支配を及ぼそうとする活動）を株式保有業と同義ないしこれに含まれ

⁶ なお、独占禁止法9条3項にいう「支配」とは、具体的な支配を意味するのではなく、株式保有に基づいて形成される、支配を可能とする態勢で足りるとされており、仮に同条項を参照して事業基準の範囲を解釈するとしても、原判決のような解釈が拡張解釈として許されないことは本編第2の1（3）で述べたとおりである。

ると解釈することは、事業基準（適用除外基準）の立法趣旨を踏みにじるものであり、租税法解釈の限界を明らかに超えている。

上述のように、「タックス・ヘイブン対策税制の解説」（乙33号証）が、タックス・ヘイブン子会社の事業形態は様々であるとしながらも、典型的な第一の形態として、持株会社、投資会社、パテント・ホールディング・カンパニーのように何らかの資産の保有、運用から投資所得を得るものを挙げていること、持株会社と投資会社の区別すら必ずしもはっきりとはさせていないことを踏まえれば、措置法66条の6第3項括弧書きの「株式の保有を・・・事業とする」場合が、仮に何らかの意味での持株会社を含み得るものであるとしても、その場合の持株会社なる概念は、株式発行会社に対する具体的な支配かつ管理というものを基本的な要件として想定していたとは到底いい難い。

仮に昭和53年のタックス・ヘイブン対策税制の立法時において、株式発行会社を支配かつ管理する業務を株式保有業の範囲に含めるべきとの明確な立法政策があったのであれば、納税者の予測可能性を担保すべく、措置法66条の6第3項括弧書きに明文でその旨規定する必要があるといえる。しかし、実際の条文の文言は、あくまで「株式の保有」であり、しかも、立法関連資料においてすら、「株式の保有」に株式発行会社を支配かつ管理する業務が含まれることを窺わせる記載は一切ないのである。

オ なお、全経済活動に関する国際標準産業分類（I S I C）第4次改定版（仮訳）⁷では、「持株会社」は、「K 金融・保険業」という大分類に位置づけられ、子会社グループの資産を保有する（支配に要するレベルの株式の保有）事業単位であって、株式を保有している子会社に対しその他サービスを提供しないこと、つまり、子会社の管理または運営を行わないことが想定されている（細分類6420参照）。

一方で、「本社」は、「M 専門、科学及び技術サービス業」という大分類に位置づけられ、「この細分類は、企業または事業体の他の事業単位の監督及び管理運営、企業または事業体の戦略または組織上の計画立案及び意思決定的役割の遂行、経営上の管理権の行使、関連する事業単位の日々の業務を管理が含まれる」とされており（細分類7010参照）、子会社の管理又は運営を行う場合は、「持株会社」ではなく「本社」に分類されている。このように、最新版の国際標準産業分類（I S I C）においては、現行の日本標準産業分類のもとで純粋持株会社に分類されるような業態ですら、「持株会社」ではなく「本社」に分類しているのである。

(2) 「株式の保有」という事業に持株会社に係る事業が含まれるとしても、タックス・ヘイブンに所在することに経済的な合理性、必要性がある事業、国内からでは十分に営むことができない事業を取り込んで解釈することは立法趣旨に反すること

ア 上述のとおり、立法担当者が想定する「株式の保有という事業」は、「わざわざタックス・ヘイブンに子会社を設立して行うための経済的な合理性、必要性がなく、国内からでも十分に

⁷ 全経済活動に関する国際標準産業分類（I S I C）第4次改定版（仮訳）については、総務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

また、原文については国連の以下のウェブサイト参照。

http://unstats.un.org/unsd/publication/seriesM/seriesm_4rev4e.pdf

営むことができるもの」とされている以上、「タックス・ヘイブンに子会社を設立して行うための経済的な合理性、必要性があるもの」、「国内からでは十分に営むことができないもの」は、「株式の保有という事業」に含まれないことを想定していたといえる。

そうすると、「株式の保有」という事業について、タックス・ヘイブンに子会社を設立して行うための経済的な合理性、必要性がある事業（ないし業務）、国内からでは十分に営むことができない事業（ないし業務）を取り込む形で解釈することは、事業基準の趣旨に反することになり、そのような内容で文理を超えた拡張解釈を行うことは許されない。

イ この点、「株式の保有」について、その文言に忠実に解釈する場合には、「株式の保有」及びそれに伴う範囲での「支配」かつ「管理」であれば、株主総会等の限られた場面での関与で足り、日常業務を詳細に把握する必要もないのであるから、これを国内から行うことは十分に可能であるといえる。

これに対し、原判決は、「『株式の保有』を・・・事業とする」（措置法66条の6第3項括弧書き）の意義について、「目的としている」という措置法の条文にない文言を何の根拠もなく付加してその範囲を拡張するとともに、事業基準の本来の趣旨を無視ないし看過することにより、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」を無制約に株式保有業の範囲に取り込むことを許容している。すなわち、原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」には、国内から行うことが現実的でない業務（前述のとおり、東南アジアの子会社にそのような業務レベルでの支配を及ぼそうとする場合にはこのような支配を遠く日本の地から及ぼすことは全く現実的でない。）まで含めて、不当に拡張して取り込む解釈をしている。

かかる原判決の説示は、明らかに立法者がまったく想定していなかった独自の解釈を行うものであって、誤りである。

ウ この点に関し、谷口勢津夫大阪大学大学院高等司法研究科教授は、別紙意見書の中で、一審判決の用いた解釈手法は、文理解釈としても十分説明できるとし、文理解釈の結果（「通常の意味」による解釈の結果）、立法趣旨に適合するような場合には、欠缺の補充などそもそも必要でないとの立場を示している（別紙谷口教授上告審意見書15頁）。その上で、たとえ、文理解釈の結果、当該税制の制度趣旨・目的に反する結論が導かれる場合であっても、目的論的制限の解釈手法を採用すべきであり、最高裁判例（最判昭和45年10月23日民集24巻11号1617頁、最判平成17年12月17日民集59巻10号2964頁、最判平成18年2月23日訟月53巻8号2447頁及び最判平成28年2月29日裁時1646号5頁等）でも同様の解釈手法が採用されてきていることを説明している（別紙谷口教授上告審意見書10頁以下）。

原判決は、これと全く逆の手法で独自の拡張解釈を展開しているのであり、かかる法令解釈の手法は上記最高裁判例に違反するものである。

(3) 金子宏東京大学名誉教授の法律意見書（甲41号証）を踏まえても、原判決の解釈が事業基準の趣旨を逸脱しているのは明らかであること

ア 金子宏東京大学名誉教授は、法律意見書（甲41号証）において、Bの行う地域統括事業（活動）が株式保有業の一部であるのか、それとも株式保有業とは別個・独立の事業であるの

かについて、大要以下のとおり見解を述べている。

甲41号証2頁乃至4頁抜粋（下線は申立人代理人による）

我が国の標準産業分類（総務省の作成した日本標準産業分類）には、地域統括事業は、事業として列挙されていない（シンガポールの2005年版標準産業分類では、地域統括会社に相当するHead/Regional offices of enterprises operating abroadが列挙に入っている）。また、Bは、域内各子会社の株式を保有しているという意味では持株会社に当るため、伝統的な事業分類の観点からは、その事業は株式保有業であるという解釈が出てきやすい。しかし、このような解釈は、いわゆる事業基準を不当に拡張解釈するものである。事業基準として列挙されている特定事業（株式・債券の保有、工業所有権・著作権等の提供、航空機・船舶の貸付）は、いずれも、その性格から我が国においても十分に行いうるもので、タックス・ヘイブンにおいて実体的な活動を行うことが想定されていない業種であるから、実体を伴う地域統括事業が株式保有業に包含されるとする解釈論は、事業基準の趣旨を逸脱するものである。

20世紀の第3四半期の終わりごろから、経済のグローバリゼーションが急速に進行する一方で、世界がヨーロッパ（EU）、北米、中南米、アセアンというようにいくつかの経済圏（地域。リージョン）に分かれて、それぞれの経済圏を構成する国々が相互の間の垣根を低くし、共通の利益の追求を図るようになった。このような傾向に対応して、多国籍企業は、各地域における事業展開と経済活動をより効率化するため、本社が世界各地の子会社を直接に指揮・監督する代わりに、各地域に統括会社を設けて、域内の子会社に対する指揮・監督と域内子会社間の調整をさせるようになり、それが急速に一般化した。

これらの地域統括会社の役割や事業の内容は、必ずしも同一ではないが、一般的に、その機能と役割は、各子会社に対する各種の指揮・監督のほか、域内子会社に共通の問題を解決する事業インフラの整備・充実、子会社の事業再編、子会社に対する情報の伝達、各子会社間の良好な関係の維持・促進と子会社間の紛争の解決、子会社所在国の政府機関との円滑な関係の促進等、からなっており、これらの活動を通じて、グループ全体の活性化と費用の節減を図り、利益の最大化を実現することにあるといえる。

このような地域統括会社の事業は、伝統的な事業分類には当てはまらない新しい事業の形態であり、グローバリゼーションとリージョナリゼーションの中で生み出された新しいビジネスモデルであるが、今日の国際経済においては完全に定着していると見てよい。

Bも、アセアン域内における集中生産・相互補完体制の構築、それを支える決済システムの一元化・簡素化、子会社各社に対する日常的な指揮・監督等を通じた域内グループ各社の省力化と費用の削減および収益の拡大を実現し、その結果として、グループ各社の業績を著しく改善してきた。これは、地域統括事業の典型的な1例である。

ところで、地域統括会社は、親会社の保有していた域内子会社の全株式の現物出資によって設立されるのが普通であり、その意味では持株会社であるが、しかし、このような設立形態の帰結としての株式の保有は事業の実態を考慮する1つの要素にすぎず、その事業の中心は地域統括事業であると考えべきである。

Bも、日本の親会社が保有していたアセアン域内の子会社の株式の現物出資を受けて設立されたから持株会社に当り、持株会社の衣をまとって活動しているわけであるが、Aグループのアセ

アン域内での大きな成果は、単なる子会社株式の保有によって得られたのではなく、上述の地域統括会社としての諸活動によって生み出されたものである。

Bの活動の実態にかんがみると、Bの事業は、株式保有業と地域統括事業の二つの事業から成り立っていると考えるのが妥当であろう。

このように、金子教授は、Bについて、域内各子会社の株式を保有しているという意味では持株会社に当たるとの評価をしており、持株会社という用語を用いているが、これが独占禁止法9条3項の持株会社を想定しているものではないことは、文意から明らかである。むしろ、金子教授は、持株会社という用語を、設立形態の帰結として、単に「域内各子会社の株式を保有している」という状態概念として用いているにすぎず、この点は、申立人がこれまで「株式の保有」の意義について主張してきたところと何ら異なるところはない。

以上を踏まえた上で、金子教授は、さらに、事業基準として列挙されている特定事業（株式・債券の保有、工業所有権・著作権等の提供、航空機・船舶の貸付）は、いずれも、その性格から我が国においても十分に行いうるもので、タックス・ヘイブンにおいて実体的な活動を行うことが想定されていない業種であるから、実体を伴う地域統括事業が株式保有業に包含されるとする解釈論は、事業基準の趣旨を逸脱するものであって、事業基準を不当に拡張解釈するものであるとの見解を述べられている。かかる見解は、上記2（2）において申立人が既に主張した内容、すなわち、「株式の保有」という事業について、タックス・ヘイブンに子会社を設立して行うための経済的な合理性、必要性がある事業（ないし業務）、国内からでは十分に営むことができない事業（ないし業務）を取り込む形で解釈することは、事業基準の趣旨に反することになり許されないとの主張と整合するものである。

イ さらに、金子教授も指摘されるとおり、申立人グループのASEAN域内での大きな成果は、単なる子会社株式の保有によって得られたのではなく、極めて多岐にわたる地域統括会社としての諸活動によって生み出されたものである。

このような活動に伴う成果は、Bが域内子会社の株式を保有し現地で実体のある活動を行ったからこそ実現したものであって、我が国において何らかの活動を行うことで同様の成果を達成することは不可能であった。

かかる観点からしても、金子教授も指摘するとおり、Bの活動の実態に鑑み、Bの事業は、株式保有業と地域統括事業の二つの事業から成り立っていると考えるのが、事業基準の趣旨をよりよく反映することとなり、さらに複数の事業がある場合に主たる事業の主従判定を行うことで事業基準該当性を判定することを前提とする条文の建付けにも沿うものといえる⁸。

ウ 事業としての「株式の保有」に株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた含まれるとする原判決の基準（原判決10頁18行目以下）は、「タックス・ヘイブン対策税制の解説」（乙33号証）に記載のある持株会社といった表現を形式的に拾い上げ、立法担当者の考えを不当に歪曲して、その意味を独占禁止法9条3項の「持株会社」にまで拡張する（さらには、独占禁止法9条3項の「持株会社」の定義についても、「支配」の内容を具体的な子会社

⁸ 谷口教授上告審意見書8頁において、谷口教授も事業基準について「2段階の」条文構造を採用してきたとして、本文と同旨の説明をしている。

支配の意味を意味するとする特殊な解釈を行う必要もある。)といった操作によってはじめて成り立つものであるところ、措置法66条の6第3項括弧書きの「株式の保有」の意義を検討する上で、独占禁止法上の「持株会社」なる概念が何らかの影響を与えることはあり得ない。

金子教授の上記見解にもみられるとおり、持株会社という用語を事業基準の場面で持ち出す余地があるとしても、一定の保有割合を超えて株式を保有しているという状態を指すものとして理解するほかないのであり、金子教授の見解は、原判決の解釈論の誤りを端的に示しているといえる。

3 原判決の解釈は、課税要件明確主義にも反すること

繰り返しになるが、原判決は、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすと判示している（原判決10頁18行目乃至20行目）。

しかし、原判決のような考え方によれば、本件のように特定外国子会社等がいかに広範でかつ多岐にわたる地域統括事業を実体ある事業として営んでいたとしても、「当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなす」という外延が極めて曖昧な要件を「株式の保有」の要件解釈に代置することによって、特定外国子会社等が営む実体ある事業が、その内容、活動の程度、収入等の如何にかかわらず、すべて自動的に「株式の保有」の枠内に取り込まれることとなる。このような解釈は、そもそも文理解釈の要請に反することは前述したとおりであるが、仮に百歩譲って、「株式の保有」についてそのような解釈（基準）を採用し得るとしても、Bのように単なる株式発行会社の支配かつ管理を明らかに超えた（むしろ、支配や管理とは関係のない）事業を行っている場合についてまで、「当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に包含せしめるという解釈は、「株式の保有」の意義について行政庁に自由裁量を認めるのに等しく、納税者の予測可能性を奪うという点においても、明らかに租税法主義に反するものである（課税要件明確主義違反）。

金子教授は、課税要件明確主義について、概ね以下のとおり説明されている（金子宏『租税法〔第21版〕』（弘文堂、2016年）79頁）。

法律又はその委任のもとに政令や省令において課税要件及び租税の賦課・徴収の手続に関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならない。みだりに不明確な定めをなすと、結局は行政庁に一般的・白紙的委任をするのと同じ結果になりかねず、また納税者の経済活動における法的安定性と予測可能性を害することになりかねないからである。したがって、この原則は、課税要件法定主義の一環として要請されるものであると同時に、自由主義の要請に基づくものであって、課税要件明確主義という。したがって、租税法においては、行政庁の自由裁量を認める規定を設けることは、原則として許されないと解すべきであり、不確定概念（抽象的・多義的概念）を用いることにも十分に慎重でなければならない。

そして、かかる課税要件明確主義は、通常は、租税法の法文の定め方の問題ではあるが、上記の金子教授の説明を踏まえれば、特定の法令を解釈する場合の解釈基準としても要請されるべきである。この点につき、例えば、相続税法1条の2にいう「住所」の意義と判断基準が問題となった事案に係る最高裁判例（最判平成23年2月18日判例タイムズ1345号115頁・後述

するe事件)の補足意見(須藤正彦裁判官)においては、課税要件明確主義に関して、以下のよう示唆がなされている。

憲法30条は、国民は法律の定めるところによつてのみ納税の義務を負ふと規定し、同法84条は、課税の要件は法律に定められなければならないことを規定する。納税は国民に義務を課するものであるところからして、この租税法律主義の下で課税要件は明確なものでなければならず、これを規定する条文は厳格な解釈が要求されるのである。明確な根拠が認められないのに、安易に拡張解釈、類推解釈、権利濫用法理の適用などの特別の法解釈や特別の事実認定を行つて、租税回避の否認をして課税することは許されないというべきである。そして、厳格な法条の解釈が求められる以上、解釈論にはおのづから限界があり、法解釈によっては不当な結論が不可避であるならば、立法によつて解決を図るのが筋であつて・・・(以下略)

以上の問題意識を踏まえれば、「株式の保有」について、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすとの解釈が仮に成り立ち得るとしても、その範囲については、事業基準の立法趣旨をも踏まえた限定的な解釈を行う必要がある。さもないとすれば、事業基準における「株式の保有」について、行政庁の自由裁量を認める規定が設けられているに等しいのであつて、明らかに課税要件明確主義に反する。

4 「法令の解釈に関する重要な事項」を含む事件であること

以上のとおり、本件は、措置法66条の6第3項括弧書きに定める事業基準のうち「株式の保有・・・・・・を事業とする」との文言の意義(射程範囲)を中心とする関連法令の解釈が問題となる事案であり、さらに、以下に述べる理由から、「法令の解釈に関する重要な事項」を含むものと認められる(民事訴訟法318条1項)。

(1) 最高裁判所が統一的な判断を示す必要があること

措置法66条の6第3項括弧書きにおける「株式の保有・・・・・・を事業とする」との文言の意義、すなわち株式保有業の射程範囲自体については、いまだ最高裁判所の判例はもとより下級審判例においても、その解釈が具体的に示されたことはなく、措置法66条の6第3項括弧書きの文言から、原判決のような判断が果して許容されるのか否かについて、最高裁判所が統一的な判断を示す必要がある。

(2) 本件を超えて一般的に広く影響する問題に関連すること

原判決は、措置法66条の6第3項括弧書きの事業基準との関係で、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであるなどと判示している(原判決10頁18行目以下)。さらに、前述のとおり、原判決は、控訴審における申立人の主張が「株式の保有」という文言のみに着目しているものであり、本件で検討すべきことが「株式の保有を目的とする事業」の意義であることを看過したものであるなどとも説示している(原判決14頁4行目以下)。

上記のような原判決の一連の判示は、措置法66条の6第3項括弧書きの特掲事項（株式・債券の保有、工業所有権・著作権等の提供、航空機・船舶の貸付等）を目的とする事業というように、「目的とする」という措置法に規定のない極めて主観的な要素を媒介させて特定事業の外延をいかようにも画し得ることを前提としている。実際のところ、このような解釈手法を採用することで、原判決は、株式発行会社を支配しかつ管理するための業務も事業としての「株式の保有」の一部をなすとの結論を導いており、このような特定事業の外延を理由なく拡張する解釈は、文理解釈、課税要件明確主義の観点から明らかに不当であって、事業基準ないし適用除外基準の立法趣旨にも反することは既に述べたところである。

仮に原判決のような考え方が一般的な基準として用いられることになれば、工業所有権・著作権等の提供など株式の保有以外の特定事業が問題となるケースにおいても、上述の株式保有業の例のように、「目的とする」という主観的要素を介して、事業の範囲が不当に拡張解釈されるおそれがある。

他方で、前述したとおり、本件のように「株式の保有」と他の活動とを現地で組み合わせることで、その子会社の利益を増大させることもこのような事業戦略の一つであるところ、組み合わせられる事業は会社を取り巻く環境に応じて様々なものがあり得ることからすると、原判決が判示するように、これら全てが「株式の保有」事業に含まれるとすれば、「株式の保有」の範囲が際限なく拡張することとなる。例えば、前述の例のように、親会社のマザー工場を生産体制を子会社の工場に移植して、海外等に所在する子会社の利益を増加させるというようなビジネスモデルは一般的によく見受けられるところ、原判決の考え方に従うと、このような場合のマザー工場による生産技術開発は、子会社の利益の増加ひいては子会社からの配当の増加をもたらすものであるため、「株式の保有」事業の利益である配当を得る方法に含まれることになる。しかし、生産技術開発のように実体ある事業活動までが「株式の保有」に含まれると解釈されることとなれば、現地の特定外国子会社等がその子会社から配当を得ている限り、事業基準に抵触する可能性があり、我が国の企業が軽課税国に進出して、実体ある事業を正当な事業目的を持って現地で営むこと自体が著しく困難となる。

このように、原判決の措置法66条の6第3項括弧書きに係る法令解釈は、本件のように「株式の保有」の文言解釈が問題となる事案のみならず、事業基準における他の特定事業の解釈が問題となる事案にも一般的に広く影響する問題であるといえることから、最高裁判所が統一的な法令解釈を示す必要性が極めて高い。

(3) 小括

以上のとおり、原判決の判断には法令解釈に関する重要な事項が含まれているといえる（民事訴訟法318条1項）。また、事業基準ないし適用除外基準に関する原判決の上記解釈は、上述のとおり、文理解釈、課税要件明確主義、立法趣旨（経緯）の観点から明白な法令解釈の誤りを構成するものであり、上記法令解釈の誤りがなければ、株式保有業、地域統括事業という複数の事業が認定され、事業基準における主従判定が必要となることからしても、当該法令解釈の誤りが原判決に影響を及ぼすことは明らかであって（民事訴訟法325条2項）、原判決は破棄されるべきである。

第2 上告受理申立理由Iの第2点 ～平成22年改正措置法を踏まえた原判決の事業基準に係る解釈は、明らかに誤りであること～

1 緒論

原判決は、上記上告受理申立理由I第1点で述べた株式保有業に関する解釈は、その後の法改正によっても裏付けられるとした上で、当該解釈が平成22年改正措置法66条の6第3項の内容と整合するとの判断を示している。

このような原判決の判断は、平成22年改正措置法66条の6第3項が創設規定であるという理解を前提にするものである。すなわち、原判決は、被統括会社の株式等を保有する統括会社が、被統括会社に対する統括業務を行う場合、かかる統括業務が、株式保有業の一つの業務であって配当を増加させるために行われるものである以上、主従判定を行うまでもなく事業基準を充足することはないという前提を置いた上で、被統括会社に対する統括業務を行う場合については、内国法人が海外における企業戦略を有利に進めていくために有効であることから、事業基準を例外的に充足する扱いにしたのが、平成22年改正措置法であると理解するものである（原判決10頁26行目乃至11頁8行目参照）。

しかし、平成22年改正措置法の本来の趣旨は、株式を保有しつつ（地域）統括業務を行うような場合、主従判定上、事業の実態次第で事業基準を充たす場合もあれば充たさない場合もあり得たことから、法的安定性・予測可能性を確保するために、一定の要件（セーフハーバー）を充たす統括会社が事業基準を充足することを確認ないし明確化することにより、この点は、後述する川端教授の意見書（甲64号証）その他の証拠からも明らかである。

以上のように、平成22年改正措置法を踏まえた事業基準に係る原判決の解釈は、平成22年改正措置法の立法経過、立法事実に関する明確な誤認が前提となっており、このように後法に関する誤った理解をそのまま持ち込んで前法の規定文言の解釈を行おうとする点で、法令解釈の誤りがある（民事訴訟法318条1項）。そして、かかる原判決の判断の誤りは、法令の解釈に関する重要な事項を含み（同条項）、同時にまた、判決に影響を及ぼすことが明らかである（同法325条2項）。

なお、そもそもの問題として、後記3（1）でも論じるとおり、本件に適用されるべき措置法を解釈するに際し、平成22年改正措置法を参酌する必要はなく、一審判決が正しく指摘するとおり、「統括業務」についての定めがなかった平成22年改正前の措置法との関係では、「特定外国子会社等がどのような事業を主たる事業としているかを端的に探求すれば足りる」（一審判決53頁）。とすれば、本来、以上の平成22年改正措置法の立法趣旨に関する主張は、本件との関係では必要がない。しかしながら、原判決が、平成22年改正措置法を重視して理由を説示している（包含論の理由の2番目に論じているのみならず、その分量も他の理由よりも多い。）ことから、念のため、この点についても、後記3（2）以下において詳細に論じることとする（本書55頁の2（2）乃至72頁）。

2 原判決の判示

原判決は、「株式の保有」事業についての解釈論を裏付けるためとして、平成22年改正措置法について以下のように判示する。

① 平成22年改正措置法66条の6第3項により、主たる事業が「株式等の保有」である統括

会社で、被統括会社に対する統括業務を行うものについては、事業基準により適用除外規定の適用対象とならない特定外国子会社等から除く旨規定された。これは、統括業務が、株式保有業の一つの業務であって配当を増加させるために行われるものであるとしても、内国法人が海外における企業戦略を有利に進めていくために有効であることから、被統括会社に対する統括業務を行うものを、事業基準により適用除外規定の適用対象とならない特定外国子会社等から除くこととしたものと理解できるのであり、原判決の「株式の保有」事業の解釈論として判示したところと整合するものである。

② このことは、措置法の上記改正がされた第174回国会の参議院財政金融委員会において、青山慶二参考人が、「これまでは主な事業が株式の保有等であれば合算対象から除外されないこととされておりました。いわゆる持ち株会社等は合算対象にしてしまうということでございました。今回の法案によりますと、企業実体を伴っていると認められる統括会社につきましては、資産所得を除いて合算対象から除外することを認めることとされております。」などと述べていることから明らかである（甲15、乙28、66）。

③ これについて、申立人は、国会における参考人として、議員に制度の概要をわかりやすく説明することに主眼があったもので、事業基準に関する精緻な法解釈を踏まえた発言となっていなかったのは明らかであるなどと主張する。しかし、上記発言は、立法機関である国会において、措置法改正の審議の中で述べられているものであるから、改正の前提となる立法事実として把握されているところが端的に述べられたものと認められるのであって、被統括会社に対する統括業務を行うものが、事業基準により適用除外規定の適用対象とならないのであれば、そもそも上記措置法の改正自体が必要がなかったのであるから、精緻な法解釈をするまでもなく、法改正の意図は明らかである。すなわち、上記の法改正は、前記のとおり、子会社に対して行われる地域統括業務は、株式保有業に本質的に伴うもので、株式保有業のための業務として含まれているものであることを前提としつつも、地域統括業務が実体を伴って行われている場合に、合算対象から除外することとしたのであって、このことは、海外進出した内国法人の置かれた環境の変化等を踏まえて新たな立法政策を採用したことを示すものであり、経済産業省作成の「平成22年度税制改正について」（乙29）においても明確に示されているし、その当時、上記改正について示された国税庁の見解とも合致しているところである（乙76）。

3 原判決の判示の不当性

(1) 原判決が事業基準に関して採用する解釈は、タックス・ヘイブン対策税制が立法された当時の立法者意思や立法事実を不当に歪めるものであること

ア 以上の原判決の説示内容からも明らかなおと、原判決は、自らの株式保有業に関する解釈は、その後の法改正によっても裏付けられる、と断じている。しかしながら、適用除外基準（事業基準）は昭和53年3月31日に成立した『租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律』（昭和53年法律第11号）によって、タックス・ヘイブン対策税制が新設されたのと同時に規定されたものであるところ、本件は、平成22年改正措置法が適用される前の事業年度に係る事案である以上、同改正前の事業基準、すなわち昭和53年立法当時の事業基準の文理解釈を探究するべきである。

また、仮に本件において趣旨解釈が必要となる場合であっても、昭和53年に新設されたタックス・ヘイブン対策税制に係る事業基準（適用除外基準）の立法趣旨を検討するに当たって

は、昭和53年立法時の立法者意思ないし立法事実こそが参酌されるべきである。特に、平成22年改正措置法における事業基準に関する改正を、いわゆる創設規定として位置付ける場合には、同改正措置法における立法者意思ないし立法事実が、昭和53年立法の解釈を修正する、あるいは当然に拘束するなどといった理解はあり得ない。

この点は、一審判決が、「改正前の措置法66条の6第3項には、統括業務についての定めはなかったのであるから、上記改正後の文言を根拠に、統括業務を行う特定外国子会社等の主たる業務は当然に『株式等の保有』に該当すると断ずることはできない」（一審判決52頁）と判示することにより、平成22年改正前の措置法の解釈において、同改正後の文言を根拠とすることの不合理性について指摘している点とも整合するものである。

以上のとおり、株式保有業に関する自らの解釈が、その後の法改正によっても裏付けられると断ずる原判決は、法令解釈における基本原則を完全に逸脱している。

イ 租税法令における特定の文言を、後から制定された別の租税法令の条項の立法者意思を基準として解釈することを厳しく戒めた裁判例として、以下のとおり、東京高判平成20年3月12日金融・商事判例1290号32頁がある（下線は申立人代理人による。）。

東京高裁平成20年3月12日判決

【事案の概要】

信託銀行である被控訴人が、米国子会社（信託銀行）を代理人として、外国法人である各取引先との間で行ったドイツ国債、米国債の売買及び再売買取引（レポ取引）において、各取引先から受入れた金額と交付した金額との差額（レポ差額）につき、各取引先に支払ったレポ差額が所得税法161条6号（平成14年法律15号による改正前のもの）の「国内において業務を行なう者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に該当し、被控訴人には当該差額に係る所得税を源泉徴収し納付する義務があるとして、各取引に係る源泉徴収による所得税の各納税告知処分及び各不納付加算税賦課決定処分を行ったことについて、その取消しを求めた事案において、レポ差額は同号の「利子」に該当しないとして、請求を認容した原判決は相当であり、控訴は理由がないとして棄却された事例である。

本事例は複雑であり争点は多岐にわたるが、控訴審における補充主張として、控訴人（国）は、以下のような主張を行った。

【控訴審における国側の主張の概要】

（ア）平成14年度税制改正（平成14年法律第15号）により設けられた租税特別措置法42条の2第1項柱書は、『外国金融機関等が、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間において開始した所得税法第161条第6号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（括弧内省略）につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（括弧内省略）については、所得税を課さない。』と規定している。

（イ）また、上記規定の委任を受けた租税特別措置法施行令27条の2第1項は、『法第42条の2第1項に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引は、債券をあらかじめ

め約定した期日にあらかじめ約定した価格で（括弧内省略）買い戻し、又は売り戻すことを約定して譲渡し、又は購入し、かつ、当該約定に基づき当該債券を買い戻し、又は売り戻す取引とする。』と規定している。

(ウ) 措置法42条の2は、所得税法の特例として所得税を課さないことを定めた創設的な規定であり、租税特別措置法施行令27条の2第1項の『債券の売買又は売戻条件付売買』が『所得税法161条6号の国内源泉所得の基因となら』ないとするなら、措置法42条の2の適用の余地がないことになるが、これは、立法者の意思に反するものである。

【控訴審における判示内容】

これに対して、控訴審では、大要以下のような判示がなされ、国の主張は完全に排斥されている。

(ア) 措置法42条の2の規定は、平成14年度税制改正（平成14年法律第15号）により創設されたものであって、本件各レポ取引がされた当時には制定されていなかったものであるから、そもそも上記規定をもって本件各レポ取引について所得税法161条6号の適用があると解釈すべきことにはならず、本件各レポ取引について所得税法161条6号の適用があるかどうかはあくまでも課税要件を定めた所得税法161条6号自体の解釈が重視されるべきものである。

(イ) 本件各レポ取引において、買主がエンド取引において有する再譲渡価格相当額の代金債権は、あくまでエンド取引時において、売主（被控訴人又はf銀行）に対して対象債券と同種・同量の債券を移転することと引換えに再譲渡価格相当額の代金の支払を請求する権利を意味するものであり、本件各レポ取引のエンド取引における売買代金債権が消費貸借契約における貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様なし類似するとはいえないものであるから、本件各レポ取引について所得税法161条6号の『貸付金（これに準ずるものを含む。）』に該当するものと解することができないことは前記のとおりである。

(ウ) そうすると、本件各レポ取引がもともと所得税法161条6号の国内源泉所得の基因とならないのであれば、措置法42条の2の適用の余地がないことになるが、それは、課税根拠規定である所得税法161条6号自体の解釈による結果であって、本件各レポ取引がされた後に制定された措置法42条の2の規定をもって所得税法161条6号を解釈しようとすること自体に無理があるからにほかならない。

(エ) 結局、措置法42条の2の規定については、外国金融機関等が、平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間において開始した一定の債券の買戻し又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものにつき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子については、所得税を課さないことを明らかにしたものとして意味を有するものの、レポ差額が所得税法161条6号に該当するかどうかについてまで解釈する根拠となるものではなく、措置法42条の2の立法者意思をもって、所得税161条6号の解釈基準とすることには無理があるといわざるを得ないというべきである。

上記レポ取引控訴審判決において、課税対象取引が行われた当時には制定されておらずその後新たに立法された規定を基準にして、課税対象取引に対して本来適用される法令の解釈をすることには無理があるとされている点は、本件においても基本的に同様のことがいえる。

レポ取引控訴審判決も指摘するとおり、租税法令の解釈においては、実際に行われた取引に本来適用される可能性のある法令自体の解釈が重視されるべきであって、取引後に制定されるなど適用されることのない法令規定をもって、本来適用の可否を検討すべき法令の適用・非適用を確定的に決することなどできないのである（上記控訴審における判示内容（ア））。

ところが、原判決は、本件に適用される平成22年改正前の措置法66条の6第3項の事業基準の自らの解釈について、その後の法改正（平成22年改正措置法）によっても裏付けられるなどと判示することにより、平成22年改正措置法の内容が、平成22年改正前の措置法66条の6第3項の文言解釈に対して一定の拘束力を持ち得るかのような結論を導いており、明らかに誤った法令解釈手法を用いるものである。

以上のように、原判決は、適用の可否を検討すべき租税法令における特定の条文文言を、後から制定された別の租税法令（規定）の立法者意思（立法事実）を基準（裏付け）として納税者に不利に解釈している点で明確な法令違反があり、このような解釈態度を否定した高等裁判所の上記判例にも反している。

ウ なお、平成22年改正措置法における事業基準の改正を、いわゆる確認規定として整理する場合には、同改正に際しての立法者意思ないしは立法事実について、それ以前から存在したものを確認するものに過ぎず、これを平成22年改正前の措置法の解釈に際して勘案すること自体は可能であり、このような考え方を前提にした解釈論については、別紙谷口教授上告審意見書において詳論しているとおりである。

エ 以上より、本件のような場合に事業基準該当性を否定するような解釈は、いずれにしても原判決の平成22年改正措置法における立法者意思ないしは立法事実を勘案する手法に重大な誤りがあることには変わりがない。

(2) 原判決は、平成22年改正措置法の文理及び立法事実（立法者意思）に関して根本的に誤った理解をしており、かかる誤った理解に基づき昭和53年立法の解釈を行うという法令解釈の違法があること

原判決は、上述のとおり、第174回国会の参議院財政金融委員会における青山慶二参考人の発言は、立法機関である国会において、措置法改正の審議の中で述べられているものであるから、改正の前提となる立法事実として把握されているところが端的に述べられたものと認められるのであって、被統括会社に対する統括業務を行うものが、事業基準により適用除外規定の適用対象とならない⁹のであれば、そもそも上記措置法の改正自体が必要がなかったなどと説示しており、青山参考人の参議院財政金融委員会における発言内容があたかも立法事実であるかのような認定を行っている。さらに、原判決は、青山慶二参考人の国会における上記発言

⁹ 原判決は「適用除外規定の適用対象とならないのであれば」と説示するが、これは「適用除外規定の適用対象となるのであれば」の誤りであると思量する。

内容をもとに、法改正の意図は、「子会社に対して行われる地域統括業務は、株式保有業に本質的に伴うもので、株式保有業のための業務として含まれているものであることを前提としつつも、地域統括業務が実体を伴って行われている場合に、合算対象から除外することとした」というものであったとして、平成22年改正措置法の事業基準の改正については、創設規定として性格付けをしている。

このような性格の平成22年改正措置法の趣旨を、改正前の措置法の解釈に持ち込むべきでないことは前述のとおりであるが、仮にこれを措くとしても、原判決の平成22年改正措置法の趣旨に関する上記判示は、以下のとおり明白な誤りを含むものである。

ア 原判決は平成22年改正措置法66条の6第3項の条文構造ないし文理をまったく考慮していないこと

租税法は、侵害規範であり、法的安定性と予測可能性の確保の要請が強く働くことから、その解釈は文理に即して、あるいは言葉の通常の意味にしたがって厳格に行われるべきであって、みだりに拡大解釈や類推解釈を行うことが許されないのは前述のとおりである。また、文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることができない場合には、規定の趣旨・目的に照らして解釈すること（趣旨解釈）が許されない訳ではないものの、上述のとおり、かかる場合、文理を完全に無視した解釈が許容されるわけではないのは当然のことである。趣旨解釈に当たっては、その規定に関する立法資料の収集を行い、それを参照する必要がある場合もあるところ、これはあくまで規定の文理の正確な理解に合わせて行われるべきものであって（金子宏「租税法解釈論序説－若干の最高裁判決を通して見た租税法の解釈のあり方」『租税法と市場』（有斐閣、2014年）25頁）、規定の文理から切り離して実施されるべきものではない¹⁰。

仮に、平成22年改正措置法の規定の趣旨・目的を検討する必要があるとしても、まずは、改正後の措置法の規定振りを検討すべきであって、当該規定振りからは必ずしも文理が明らかではない部分がある場合に、はじめてその文理の正確な理解に合わせた立法資料の検討を行うという手順を踏むべきである。

平成22年改正措置法66条の6第3項の条文構造は以下のとおりとなっている。

第1項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（中略）若しくは著作権（中略）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。））を除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら

¹⁰ もっとも、立法趣旨と対象となる具体的事実関係を前提にした法の当てはめに看過しがたい重大な齟齬がある場合には、欠缺の補充をするような目的論的制限解釈が許容されるべきことについては、別紙谷口教授上告審意見書において述べたとおりである。この場合も、問題とされるべきは具体的事実関係であり、これを無視して一般論を前提にした目的論的な解釈が許されるべきではない。

行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。」（下線は申立人代理人による。）

上記の条文構造をみても明らかとなお、平成22年改正措置法66条の6第3項は、主たる事業が株式保有業等に該当するか否かという判断を先行させるという判断枠組み自体は当然に維持されている。その上で、同条項では、株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、被統括会社に対して統括業務を行う統括会社が、特定外国子会社等の範囲から除かれているにすぎない。言い換えれば、平成22年改正措置法66条の6第3項の文理上、被統括会社に対して統括業務を行う統括会社は、まず主従判定を経た上で、主たる事業が株式保有業であると判定された特定外国子会社等から除外されるのであって、「株式等の保有を事業とする特定外国子会社等」から除外されているのではないのである。

以上を踏まえて原判決の評価をする必要があるところ、原判決は、平成22年措置法改正は、子会社に対して行われる地域統括業務は、株式保有業に本質的に伴うもので、株式保有業のための業務として含まれているものであることを前提としつつも、地域統括業務が実体を伴って行われている場合に、合算対象から除外することとしたのであるなどと最終的に結論づけるが（原判決11頁26行目乃至12頁4行目）、かかる解釈は、平成22年改正措置法66条の6第3項の文理にまったく沿わないのであり、原判決の上記判示は、平成22年改正措置法66条の6第3項について、単に独自の解釈論を説示するにすぎないものである。

なお、原判決は、上記のような独自の解釈について、経済産業省作成の「平成22年度税制改正について」（乙29号証）においても明確に示されているし、その当時、上記改正について示された国税庁の見解とも合致しているところである（乙76号証）などとも説示している。しかし、平成22年税制改正の解説（乙76号証）には、「今回の改正では、適用除外とならない株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等から、被統括会社の株式等の保有を行う統括会社を除外することとされました（措法66の6③）」との記載があるのみであり、かかる記載は、株式等の保有を事業とする特定外国子会社等からではなく、株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等から統括会社を除外している点で、むしろ上述した平成22年改正措置法66条の6第3項の文理に沿うものであり、同証拠から、原判決のような解釈を積極的に導くことができるわけではない。また、「平成22年度税制改正について」（乙29号証）においても同様のことがいえる。

イ 原判決は、青山慶二参考人の国会における発言内容等を正解しておらず、平成22年改正措置法の立法趣旨を不当を歪めるものであること

(ア) 平成22年措置法改正に関連する経済産業省の研究会における議論

青山慶二参考人は、第174回国会の参議院財政金融委員会において、「これまでは主な事業が株式の保有等であれば合算対象から除外されないこととされておりまして。いわゆる持ち株会社等は合算対象にしてしまうということとございました。今回の法案によりますと、企業実体を伴っていると認められる統括会社につきましては、資産所得を除いて合算対象から除外することを認めることとされておりまして。」などと述べているが、かかる発言内容は、「平成2

2年改正前において、持株会社ないし統括会社としての性格を有する会社の事業ないし主たる事業はすべからず株式の保有等であった」との趣旨であったと解するのであれば、いずれにせよ、平成22年改正の前提となる立法事実（ないし立法の背景）を的確に表しているとは到底いいがたい。以下、経済産業省の各関連研究会において座長ないし委員として参画した川端教授の意見書（甲64号証）、青山参考人自身が本件訴訟において作成した鑑定意見書（乙30号証）の内容をもとに、平成22年措置法改正に至る経緯を明らかにしながら、その理由を述べる。

平成22年措置法改正に直接関連している経済産業省（通産省）の研究会は、貿易振興課「国際課税研究会」（平成21年（2009年）6月～）（以下「平成21年研究会」という。）であるが、それ以前にも同種の問題点について検討が行われた経済産業省（通産省）の研究会として、貿易振興課「国際課税のあり方に関する研究会」（平成13年（2001年）2月～）（以下「平成13年研究会」という。）¹¹、貿易振興課「国際租税研究会」（平成15年（2003年）11月～）（以下「平成15年研究会」という。）¹²があった。平成21年研究会において統括会社について議論された内容は、平成13年研究会及び平成15年研究会において議論された事項の延長線上にあるものも多く、上記各研究会における議論の一連の流れを考慮しなければ、平成22年措置法改正において、一定の要件を満たす統括会社に該当すれば事業基準を充足するとの改正がなされた背景を適切に理解することはできない。にもかかわらず、原判決は、平成21年研究会の座長に過ぎず、それ以前の研究会には参加すらしていない青山慶二参考人の国会での参考人としての発言のみに依拠して、平成22年改正措置法の立法趣旨を「精緻な法解釈」をせずに認定している点で重大な誤りを犯している。

（a）平成13年研究会における議論の概要

1990年代からの欧州地域、東南アジア豪州地域の関税率の引き下げや東南アジアにおけるベトナム戦争・国内地域紛争の終結などによる政情の安定化、労働者の教育水準の向上、海外からの投資を受け入れる法整備の拡充などにより、日系企業の現地での事業展開の構造が変化することで、いわゆる地域統括会社が登場するようになり、事業の集約化のために必須の統括拠点の設置については、いわゆる統括会社が適用除外要件のうち事業要件を充たすか否かが分明ではなく合算課税の可能性があるという問題が別途存在した（必ず適用対象にはならないわけではなく、また逆に、必ず適用対象になるというわけでもなかった）。

このため、法的安定性・予測可能性の観点から、平成13年研究会においては、裁判例にも配慮しつつ、「主たる事業」の意義、具体的適用基準を明らかにする必要があるところであるが、その過程で議論の俎上に載せられた論点が、タックス・ヘイブン対策税制の制定後に新たに出現した業態ともいえるいわゆる統括会社が当時のタックス・ヘイブン対策税制上どのような位置づけになるのかを検討し、場合によっては統括会社を定義し、その定義に該当する現地法人を「主たる事業」の解釈上又はなんらかの立法措置により適用除外とすることができる

¹¹ 川端教授は、当該研究会に座長として参画したものである。

¹² 川端教授は、当該研究会に座長として参画したものである。

か否かを検討するというものであった¹³（以上につき、甲64号証（川端教授意見書）3頁及び4頁）。

平成13年研究会の委員や所管課である貿易振興課は、既存の適用除外要件との関係では、個別具体的な統括会社が行う統括業務や並行して行う事業次第で、適用除外要件を充たす統括会社と充たさない統括会社が想定され得ることからすれば、そもそも多義的に捉えられている統括会社を一義的に定義すること（つまり、タックス・ヘイブン対策税制で統括会社を定義し、それに該当するものであれば同税制の適用除外とするルールを立法化すること）は困難であると考えに至った。つまり、統括会社には、統括機能の強いものと弱いものがあり得るのであって、そのことが、平成13年研究会における上記論点に係る議論に影響を与えていたことになる（川端教授意見書4頁及び5頁）。

なお、平成13年研究会では、統括会社をタックス・ヘイブン対策税制上適用除外とするための方策（特に、在シンガポール地域統括会社を適用除外とするための方策）について、①現行規定はそのままにした上で運用ベース（通達）での改善を要望すること、②現行適用除外基準を抜本的に改正すること、③現行制度における卸売業に関して、地域統括機能を果たしているものについて除外するよう、一部法令改正のみを要望すること、といった選択肢に関する検討が行われた（川端教授意見書5頁）。

（b）平成15年研究会の概要

平成15年研究会でも、平成13年研究会から引き続いて、製造企業の地域統括会社が卸売業と分類されてタックス・ヘイブン対策税制の対象となる可能性があるとの問題意識があったが、これは、平成13年研究会の後に、具体的な方策が法令上・通達上措置されなかったことによるものである。

そこで、我が国の企業の海外展開の進展や進出形態の多様化などに応じた適用基準の見直しが必要であるとの認識もあったため、平成15年研究会では、統括会社を地域統括会社と物流統括会社に大別し、検討が行われた。

このうち地域統括機能を持つ持株会社については、上述のb事件での総合衡量を前提としても考慮されるべき他の事情・要素との関係で、地域統括会社が、その管理統制機能（持株による支配）を発揮しかつその費用を賄うために（統括機能の資金的裏付け）、統括機能と持株機能を一体的に有する場合が多く、そのために、統括機能とは別の被統括会社の事業業績に基づく配当所得の増減により主たる事業が株式保有と判定され留保所得が合算されてしまう虞れがあるとの懸念¹⁴について、どのような方策が可能かが検討された（以上につき、川端教授意見書8頁）。

平成15年研究会においても、統括会社を法令上定義し、それに適用除外を認めるという正攻法の立法案が検討されたが、統括機能の多様性等の理由で、一義的に定義を置くことは困難である、というのが研究会全体の判断であった。ただし、b事件判決を前提とすると「主た

¹³ とりわけシンガポールは、従来法人所得税率自体はトリガー税率を上回っていたにもかかわらず、法人所得税率自体の引き下げ動向が見られるようになり、シンガポール所在子会社等はトリガー税率という入口段階では適用対象子会社等となり得ることとなったことから、産業界の危機意識は高かったといえる（川端教授意見書4頁参照）。

¹⁴ ここにいう合算課税の可能性に関する懸念は主従判定の結果のものであり、原判決が判示するような地域統括業務が株式保有業に包含される結果合算課税がなされるという懸念は一切示されていない。

る」という要件の具体的適用基準として特定の要素だけを取り上げることは困難で、個別具体的事案における事情次第となることや、より法的安定性・予測可能性を確保しようとするれば、「主たる」事業の法解釈にこだわるよりも、立法政策論としては、それとは別に統括会社を法令上要件化し、当該要件を充たす場合には適用除外とするというように、適用除外要件の一部法令改正をするほうがよいのではないかと、といったことが考えられたものであり、当該発想が平成22年改正における議論で生かされた形になる（川端教授意見書9頁）。

(c) 平成21年研究会の概要

統括会社に対するタックス・ヘイブン対策税制の適用について検討した研究会のうち最後のものが平成21年研究会であり、青山教授が座長を務めたものであるが、川端教授は、委員として上記研究会での議論に参画し、平成13年研究会及び平成15年研究会での経緯を踏まえた発言、検討を行っている。平成21年研究会において、タックス・ヘイブン対策税制関係で取り上げられた論点は、研究会報告書（乙26号証）にも記載されているとおり多岐にわたるが、適用除外基準関連では、物流統括会社、地域統括会社及び来料加工の扱いなどが協議されており、このうち地域統括会社については、①事業に着目した適用除外、②所得に着目した適用除外についてそれぞれ検討されている（川端教授意見書12頁）。

以上のように、いわゆる統括会社が適用除外されるべきことの明確化を行う立法を改めて行うにしても、人的に適用除外とすべきか（事業に着目）、それとも物的に適用除外とすべきか（所得に着目）というように性質がまったく異なる着眼点が複数あり、地域統括会社と物流統括会社については、適用除外となるか否かの限界部分にある事実状況が大きく異なることがわかる。

したがって、平成21年研究会においては、地域統括会社は「主たる」事業基準では当然に適用除外の対象とはされない、あるいは必ず適用除外に該当するといった一方的な見方はされておらず、平成13年研究会及び平成15年研究会における問題意識と同様に、どのような場合に統括会社が適用除外とされるべきかという適用基準の明確化を重視する問題意識が存したことが窺える。さらに、平成21年研究会では、「主たる」事業の判定が金額的要素あるいは施設等物的な要素だけで行われてよいかといった特定の要素による判定の可否というよりは、全体として裁判例を尊重し、前述のb事件での総合判定という理解が前提となっていたものである（川端教授意見書12頁及び13頁）。

平成21年研究会での検討の結果、平成22年度税制改正において従来の人件費の10%相当額控除規定（後述）を廃止し、それに代えて、①統括会社の事業基準からの除外の明確化、②卸売業たる統括会社に対する非関連者基準の見直しが立法上手当され、いわゆる統括会社（地域統括会社及び物流統括会社）が、事業基準における「主たる」という文言に係る総合判定ではなく、一定の範囲でそれとは別建ての措置として具体的に適用除外されることとなったのである（川端教授意見書13頁）。

(d) 3つの研究会の流れを踏まえた平成22年改正措置法の位置付け

以上のとおり、川端教授の理解によれば、3研究会のいずれにおいても、当時のタックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件（事業要件）の解釈・適用上、いわゆる統括会社の主たる事業は株式保有業であり法改正を行わない限り適用除外要件を充たすことはできないとの確定的

な見解はなかったというものであり、むしろ統括会社次第で個別具体的に事業基準を充足する場合と充足しない場合の両者があり得ることが前提とされていたといえる。

(イ) 原判決と青山教授の意見書（乙30号証）との矛盾点

さらに極めて重要なこととして、川端教授意見書による限り、上記3研究会においては、事業基準の解釈上、地域統括業務が株式保有業に本質的に付随する、さらには包含されるといった議論は一切行われていなかった点を指摘しておく必要がある。そして、この点は、平成21年研究会で座長を務めた青山教授（参考人）が、意見書（乙30号証）において、次のように述べていることとも整合する。

地域統括会社は元来持株会社として設立されることが前提とされており、統括業務が持株会社に追加されたとしても、もし当該法人の所得の状況が依然として配当・利子等の所得の比率が高いとすれば、判例や実務の対応から見ても、当時の税制上は主たる事業が株式等の保有に該当するとして適用除外を受けられないという解釈が、本邦ビジネス界の共通認識であったことがうかがえる（乙30号証9頁）。

かかる意見の中で注目すべきは、「もし当該法人の所得の状況が依然として配当・利子等の所得の比率が高いとすれば」という前提をまずは置いた上で、そのような場合にはじめて、「判例や実務の対応から見ても、当時の税制上は主たる事業が株式等の保有に該当するとして適用除外を受けられないという解釈が、本邦ビジネス界の共通認識であった」との認識を示している点である。

このような理解ないし認識が、青山教授の一方的な認識であることについては後に述べるが、統括事業は、平成22年改正前の段階において、株式保有業に包含される関係にあったという原判決の判示とは矛盾することもまた事実である。すなわち、上記青山教授の認識からすれば、統括会社が持株会社として設立されているケースについては、配当・利子等の所得の比率が高いという当該法人の所得の状況を考慮要素とした上で、主たる事業は株式等の保有に該当するという論理を立てざるを得ないはずである。このような青山教授の考え方は、統括業務に係る事業を株式保有業とは別の事業として理解しているとしか言いようがなく、「統括事業は、株式保有業に包含される関係にある」という主張とは何ら結びつかない。

それにもかかわらず、原判決は、青山教授の国会における参考人としての発言につき、「改正の前提となる立法事実として把握されているところが端的に述べられたものと認められる」、「精緻な法解釈をするまでもなく、法改正の意図は明らかである」とした上で（原判決11頁）、その法改正の意図（平成22年措置法改正の意図）としては、子会社に対して行われる地域統括業務は、株式保有業に本質的に伴うもので、株式保有業のための業務として含まれているものであることを前提としつつも、地域統括業務が実体を伴って行われている場合に、合算対象から除外することとしたのであるなどと最終的に結論づけるものである（原判決11頁及び12頁）。しかし、原判決の以上のような判示は、青山教授の意見書の内容、国会における発言等を総合的に考慮すれば明らかとなり、国会における青山参考人の発言内容を正しく理解することなく、地域統括業務が本質的に株式保有業に包含されるといった論理があたかも立法事実であるかのように、独自の論理を展開しているにすぎない。したがって、原判決は、何

ら証拠に基づかず平成22年改正措置法の立法事実を独自の視点で創作し、これによって、地域統括事業は株式保有業に包含されるとの結論を導いている点において、極めて重大な法令解釈の誤りを犯している。

(ウ) 原判決の判示内容は平成22年改正措置法に係る立法関連資料中どこにも反映されていないこと

さらに、原判決は、平成22年改正措置法66条の6第3項における改正点について、統括業務が、株式保有業の一つの業務であって配当を増加させるために行われるものであるとしても、内国法人が海外における企業戦略を有利に進めていくために有効であることから、被統括会社に対する統括業務を行うものを、事業基準により適用除外規定の適用対象とならない特定外国子会社等から除くこととしたものと理解できると説示しているところであるが、このような考え方は、そもそも、平成22年改正措置法に係る立法関連資料中どこにも反映されていないことも付言しておかなければならない。

(エ) 平成22年改正措置法の本来の趣旨

以上のように、平成22年改正措置法は、事業基準に関して主従判定を行うという従前の枠組みは残したまま、確実に適用除外となるべき統括会社の外延を画することによって納税者にとっての法的安定性、予測可能性を確保し、ミニ本社としての機能を有する統括会社の活用を促進しようとしたものであると理解することができる。

そして、このような理解は、統括機能には多様性があることから主たる事業が株式保有か否かという主従判定のみによって納税者の予測可能性を担保することは制度上困難であることを前提にしつつ、「平成21年研究会においては、地域統括会社は『主たる』事業基準では当然に適用除外の対象とはされない、あるいは必ず適用除外に該当するといった一方的な見方はされておらず、平成13年研究会及び平成15年研究会における問題意識と同様に、どのような場合に統括会社が適用除外とされるべきかという適用基準の明確化を重視する問題意識が存した」との見解を述べる川端教授意見書の内容とも整合する。

すなわち、川端教授意見書にもあるとおり、納税者は、申告納税に先立ち事前の視点で「主たる」の要件を行為規範として観察し、企業活動の中で自らが適用除外対象か合算対象かを申告納税段階で判定しなければならず、これが、裁判所による、事後的な、紛争解決（裁判）規範の適用結果と異なる可能性が否定できない状況にあった。この点につき、我が国企業からすれば、タックス・ヘイブン対策税制の適用による合算課税の有無が、事業の海外展開を行った後でしか判明しないというのでは、親会社や現地子会社等グループ全体の事業活動や海外展開を不安定にすることから¹⁵、企業実務においては、タックス・ヘイブン対策税制による合算課

¹⁵ 国際課税研究会の委員にビジネス界の有識者として参加していた高原宏氏（武田薬品工業株式会社コーポレート・オフィサー経理部長）によれば、事業基準における主たる事業が、使用人の数、固定施設の状況、各事業活動によって得られる収入ないし所得の金額等を総合的に判断して決まるものであるとしても、使用人の数や固定施設の状況等から判断すれば、製造業や地域統括業といった実体ある事業こそが主たる事業であるというのが、ビジネス界の共通した認識であったとされており、現地で実体ある事業を営んでいる会社がたまたま株式を保有しており、配当や株式譲渡からの収入（所得）が他の事業の収入（所得）を上回るからといって、それだけで主たる事業が株式保有業になるというのは、実務的に全く想定していなかったというのがビジネス界の感覚であったことが窺える（甲63号証）。

税を受けるか否かは、事業展開を行うか否かの意思決定の段階、すなわち事前の段階で予測できることが、法的安定性・予測可能性の点から重視される（川端教授意見書7頁）。平成22年措置法改正は、以上のような意味における法的安定性・予測可能性を確保することを目的として、一定の要件を充たす統括会社が事業基準を充足することを確認ないし明確化することに意義があるといえる。

以上のような観点からすれば、平成22年改正における事業基準の改訂について、行為規範という観点からすると、主たる事業が株式保有業に該当するか否かに関する「具体的・客観的な事業活動の内容」を踏まえた従来の原則的判断を省略し、同改正で規定された「統括業務」ないし「統括会社」に該当することを事業基準該当性における一種のセーフハーバーとみて対応することも可能となる。納税者が当該セーフハーバーの適用を望む場合、条文構造上、形式論的には株式等の保有が主たる事業であることを甘受せざるを得ないという意味で、平成22年改正は、ある程度誘導的立法になっている点は否めないが、その一方で、実体基準、管理支配基準については、主たる事業が統括業務であることを前提に該否判断をすることになっていることからすれば、上記の点は、立法技術の問題にすぎないともいえる。納税者にとっても、結論的に、事業基準を満たすことができるのであれば、何ら不利益はなく、この点は、上述の行為規範的側面と裁判規範的側面が合理的に調和されているといえる。

いずれにせよ、平成22年改正の事業基準に上記のようなセーフハーバー的な機能があるとしても、そのことが、同改正前の事業基準における主たる事業の解釈に遡及的に影響を与え、本件におけるBのように改正前に株式を保有する方法で地域統括業務を営んでいる会社の主たる事業が株式保有業と解すべきであると結論付けるのは、明らかに法令解釈を誤ったものというほかない。

（3）小括

以上のように、平成22年改正措置法を踏まえた事業基準に係る原判決の解釈は、平成22年改正措置法の立法経過、立法事実に関する明確な誤認が前提となっており、このように後法に関する誤った理解をそのまま持ち込んで前法の規定文言の解釈を行おうとする点で、法令解釈の誤りがある。そして、このような原判決の法令解釈手法は、今後、事業基準ないし適用除外基準等について類似する法改正が行われた場合にも一般的に広く影響する問題であるといえることから、最高裁判所が統一的な法令解釈を示す必要性が極めて高い。かかる意味で、原判決の判断には法令解釈に関する重要な事項が含まれているといえる（民事訴訟法318条1項）。

また、上記法令解釈の誤りがなければ、株式保有業、地域統括事業という複数の事業が認定され、事業基準における主従判定が必要となることからしても、原判決の上記法令解釈の誤りが、原判決に影響を及ぼすことは明らかである（民事訴訟法325条2項）。

第3編 上告受理申立理由Ⅱ（Bの「地域統括業務」が「株式の保有」事業に含まれるとする原判決の認定についての経験則違反）

第1 緒論 ～原判決の論理そのものに内在する経験則違反～

1 第2編で述べたとおり、原判決が申立人の請求を棄却するに至った「株式の保有」の解釈（Bの行う「地域統括業務」が「株式の保有」に包含されるものであるという解釈）は、文理解釈の反するものである上、タックス・ヘイブン対策税制の立法者意思や立法事実、さらには平成22年改正措置法の文理及び立法者意思・立法事実を正解しないものであって、重大な法令解釈の誤りがあるというべきである。

したがって、原判決が直ちに破棄されるべきものであることは、既に明らかというべきであるが、加えて、原判決には、Bの「地域統括業務」が「株式の保有」に包含されるという原判決の上記法解釈（いわゆる“大前提”）と、一審判決が認定し、原判決も引用する本件に係る重要な事実関係（いわゆる“小前提”）との間に、看過し難い飛躍や論理矛盾が存在するという重大な瑕疵が存在する。

2 本件において、かかる飛躍や論理矛盾が、単なる判決理由の一貫性の欠如や不整合に止まらず、判決理由の根幹を揺るがすものであって、理由不備ないし理由齟齬というべき重大な違法であることは、上告理由書において簡潔に述べたとおりである。

これらの点は、上告理由書の序論（第1）でも述べたとおり、原判決の経験則違反に“包含”されるものでもあるところ、上告理由書記載の理由不備ないし理由齟齬で纏めた内容は、上告理由の制限等の問題もあって、やや言葉足らずな感も否めない。

そこで、かかる経験則違反の違法については、上述のとおり一部重複する点があるのはご容赦いただき、本編及び次編において、改めて、その問題点を詳細に論じ、原判決がかかる観点からしても破棄されるべきものであることを明らかにすることとする。

3 本編で論じる経験則違反の違法は、主に次の2点である。

第1点は、Bの「地域統括業務」は措置法上の「株式の保有」に含まれるという原判決の認定の経験則違反である。すなわち、原判決は、「株式の保有」とは子会社を「支配しかつ管理するための業務」を含むと解した上で、Bの「地域統括業務」は名実ともに「株式の保有」であると認定するが、その一方で、一審判決が認定し、原判決が引用するBの「地域統括業務」の具体的な内容の中には、かかる「支配し管理するための業務」以外の業務が多数含まれている。したがって、Bの「地域統括業務」が「株式の保有」であるとの原判決の判断は、この点において明らかな経験則違反が存在するというべきである。

第2点は、申立人グループ会社においては、申立人がASEAN子会社の株式を保有したり、同地域の地域統括業務を行ったりすることも可能であり、Bによる株式保有は低い税率の適用を受けるためのものというほかないという原判決の認定の経験則違反である。原判決のかかる認定は、そもそも、Bの「地域統括業務」が「株式の保有」であるとの原判決の認定との関連性が不明であるが、原判決の判示全体を見る限り、原判決は、Bによる子会社株式の保有が租税回避のためのものであることを実質的な理由の一つとして、本件の課税を許容しているようである。しかしながら、その一方で、一審判決が認定し、原判決が引用する多国籍企業における地域統括会社の意義、ASEANにおける自動車部品産業の歴史と地域統括会社の役割、シンガポールにお

ける地域統括会社の意義、さらにはシンガポールに実際に地域統括会社を有する日本企業のアンケート回答等の事実を鑑みれば、地域統括会社の設置目的は、当該地域における事業の発展のための現業やサービスの提供にあり、税率の問題が付随的なものに過ぎないこと等は明らかである。原判決の判断は、この点においても明らかな経験則違反があるというべきである。この点は、次編において述べる、原判決による租税回避行為の否認が最高裁判決に相反する判断であることの前提事実として問題となるので、次編においてまとめて論ずることとする。

以下では、Bの「地域統括業務」は「株式の保有」であるという原判決の認定の経験則違反について論じる。

第2 上告受理申立理由II – Bの「地域統括業務」は「株式の保有」に含まれるという認定についての経験則違反–

1 はじめに

Bの「地域統括業務」は「株式の保有」に包含される – 原判決が申立人の請求を棄却した理由は、一言でいえば、この一文に集約される。

それでは、ここでいう「株式の保有」とは何か。原判決の判示は次のとおりである。「株式発行会社の経営に介入はもとより関与することもなく、単に会社の定めた額の配当を受領するにとどまる場合もあれば、・・・株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定することを通じて、より多くの配当を得ようと活動することもあり、・・・「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきである（原判決10頁）る（なお、かかる原判決の判断が文理解釈を超えるものであって、不当であることは第2編第2で述べたとおりであるが、本項ではこの点はひとまず措くこととする。）。

すなわち、原判決は、Bの「地域統括業務」は「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に含まれると判示したわけであるが、一方で、一審判決が認定し、原判決が引用するBの「地域統括業務」の中には、明らかに「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」以外の業務が多数含まれている。

そこで、以下では、原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」の具体的内容について論じた上で（第2項）、Bの「地域統括業務」がこの「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に含まれるとする原判決の認定の経験則違反を明らかにする（第3項）。

2 「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」の意義

(1) 株主としての支配・管理

ア そもそも、原判決は、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に関して、前述のとおり、「株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定することを通じて、より多くの配当を得ようと活動すること」とは述べるものの、「株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定すること」というのは、それ自体では依然として抽象的であり、具体的内容が必ずしも判然としない。

したがって、原判決の経験則違反について論じるためには、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」の具体的内容をさらに特定する必要がある。

イ そこでまず、原判決10頁の文脈全体に着目すると、原判決は、「株式の保有」について、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」が含まれるとする一方で、その対局にある「株式の保有」として、「保有する株式数が発行済株式の半数に遠く及ばない者のように、株式発行会社の経営に介入はもとより関与することもな」い場合を挙げていることが認められる。

この点、そもそも、一般に他社の株式を保有する場合、当該株主は、配当金等の利益分配や会社解散時等に残余資産の分配を受ける権利を有するとともに、株主総会での議決権の行使等を通じて株式発行会社の経営に参加する権利（すなわち、役員を選解任や剰余金の配当の決議、資本金の増減の決議、定款変更の決議、合併・分割承認などの株主総会決議事項を決定する権利）を有する。もっとも、いわゆる少数株主の場合には、理論上は上記議決権の行使等を通じて株式発行会社の経営に参加してはいるものの、多数株主の意思に反して、少数株主の意思がかかる議決権の行使によって実現することは極めて困難であり、現実的には、配当金等の利益分配等を受けるだけという場合が少なくない。原判決のいう「保有する株式数が発行済株式の半数に遠く及ばない者のように、株式発行会社の経営に介入はもとより関与することもな」いとの判示は、正しくこうした現実を示したものであるといえる。

ウ かかる判示に鑑みれば、原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」とは、上述の少数株主の場合とは反対に、配当金等の利益分配等を受けることに加えて株主総会での議決権の行使等によって株式発行会社の経営に参加する場合を指しているのが自然であろう。

すなわち、原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」とは、原判決10頁の文脈全体からすれば、役員を選解任や剰余金の配当の決議、資本金の増減の決議、定款変更の決議、合併・分割承認などの株主総会決議事項を決定するための業務であると解するのが、原判決の文脈全体に最も適った理解ということができるのである。

なお、こうした原判決の理解は、第2編第2の1(2)で述べた「株式の保有」に関する法律解釈、すなわち、「株式の保有」に係る業務は、せいぜい株主総会決議事項に関する議決権の行使その他の株主としての業務を含むに過ぎないとの申立人の解釈とも整合するものである。

(2) 実社会でのグループ会社による支配・管理の実態からみた「株式発行会社を支配かつ管理するための業務」

ア 上記(1)で述べたとおり、原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」とは、原判決の文脈からすると、株主総会決議事項に関する業務を指すと解するのが自然であるが、一方で、原判決は、自ら「精緻な法解釈をするまでもなく」(原判決11頁)などと述べたり、上告理由書や本編で指摘するとおり明らかな矛盾等を多数抱えたりしていることに鑑みれば、原判決が上記(1)で述べたような論理・整合的な判断をしているか否かについては、疑問がないでもない。

特に、原判決は、原判決12頁において、「地域統括業務」について、「株式保有業に本質的に伴うもので、株式保有業のための業務として含まれている」などとも判示しており、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」には、株主総会決議事項に関する業務に加え、株式保有に「本質的に伴う」業務も含まれると解しているようにも見える。

そこで、以下、原判決のいう、株式保有に「本質的に伴う」業務についてさらに検討する。

イ グループ会社の親会社の業務のうち、いかなる業務が株式保有に「本質的に伴う」業務といえるかを正しく理解するためには、実社会におけるグループ会社の親会社の事業活動の実態について理解しておくことが肝要である。

この点、実社会におけるグループ会社の親会社の事業活動は、グループ会社の業態や規模等にもよるが、特に近年は多岐に亘る場合も少なくない。

例えば、実社会においては、グループ会社の親会社は、まず、子会社の代表取締役その他の役員等を、株主総会における議決権行使を通じて選任し、子会社の定款内容や合併・再編等の事業の根幹に関わる事項を決定したりすることによって、子会社の事業活動を事実上拘束する。前述の株主総会決議事項に関する業務である。

また、親会社は、グループ会社全体の経営方針や事業計画等を策定した上で、上述の子会社取締役等の選任を通じた影響力を背景に、各子会社に当該事業計画に沿った事業遂行を命じたり、子会社の主要な人事権を掌握し、親会社の意向が子会社の事業活動に十分反映されるよう、コントロールしたりすることも少なくない。

さらに、子会社同士の事業遂行に利益相反が生じた場合には、グループ全体の事業計画に沿うように、統一的・効果的な製造・販売業務を行うよう命じたりするといったことも行われている。

他方、グループ会社の親会社といえども、子会社ごとの具体的な労務管理や子会社ごとの具体的な業務内容、例えば、どのような生産体制を整え、どのように顧客からの受注を受け、どのように材料を調達し、どのようなスケジュールで製造し、どのように納品するのかといった具体的な業務内容を検討・策定し、実行するといったことは稀で、これらについては各子会社に委ねているのが通常である。そもそもグループ会社という重層的な組織構造は、組織上の業務と事業上の業務を切り分けて配転し、各社が配転された限定的な業務に集中することで効率性や迅速性等を高めることに意義があるのであって、そうした重層的な組織体制を採用したにもかかわらず、親会社が組織上の業務のみならず事業上の業務にも実質的に関与するというのは背理だからである。

もっとも、そうした子会社の日常業務・具体的な業務そのものではなくとも、これをサポートする業務、いわゆるシェアード・サービスを親会社が行う例は、実社会においては比較的多くみられる。シェアード・サービスに限らず、グループ会社に共通の課題を見出し、課題に対応するサービスを集約的に提供するということが親会社として行うことも一般的にある。

また、親会社が、子会社の具体的な業務に積極的に関与する例も、稀なケースではあるが、一部認められる。特に親会社の中でも地域本社のようなグループ会社の中間に位置する会社の場合には、子会社の事業活動に積極的に関与し、場合によっては子会社に赴いて協働するということが有益な場合もある。この場合の親会社の活動は、その業務の内容・性質からして、単なるサポート業務というよりは、生産・販売活動そのものに近い事業活動といえよう。

ウ 以上の親会社の業務のうち、代表取締役の選任等の株主総会決議事項に関する議決権の行使その他の株主としての業務が「株式の保有」に含まれることは既に述べたとおりである。

しかし、それ以外の業務については、広い意味においては、いずれも親会社による子会社の

「管理」業務に含まれるとの見方もあるかもしれないが、株式保有によるコントロール（支配）とは本来無関係に実施し得る業務も含まれており、これらについてまで株式保有に「本質的に伴う」業務というのは妥当でない。

例えば、前述の事業計画については、トップダウン式でこれを統一的に実施させる場面では株式の保有による影響力が事実上必要であることからすれば、株式保有に「本質的に伴う」業務であるといい得る。また、子会社の一定程度の役職の人事を親会社で統一的に行う場合や子会社同士の利益相反を解決するといった業務についても、「株式の保有」によるコントロール（支配）がと関連付けて行い得るものであり、株式保有に「本質的に伴う」業務であると考えることには一定の合理性がある¹⁶。

他方、前述のシェアード・サービスについては、アウトソーシングの方法等によって他社が行うことができる業務であり、株式保有とは本来無関係な業務の典型例である。シェアード・サービスに限らず、例えば、グループ会社に共通する課題を洗い出し、それに対応するサービスを集約的に提供するというような業務についても、提供先の会社に対する支配や管理は必要なく、株式保有に「本質的に伴う」業務であるとはいえないはずである。確かに、グループ会社に共通する課題の洗い出しやその対策を提供するようなサービスは、サービスの性質上、内部事情に精通している必要があり、そこには企業秘密が含まれることも多いことから、グループ会社間で提供されることが一般的である。しかし、必ずしも、親子会社間で提供されるものでもない上、コンサルタント会社などの外部機関でも提供されており、しかも、このようなサービスはテーラーメイドなので、高額な対価が設定されることはよく知られるところである。

また、子会社の事業活動の策定についても、前述のとおり、トップダウン式の事業計画の策定は株式保有に「本質的に伴う」業務であると言い得るのかもしれないが、さらにこれを具体化した内容、例えば、子会社において具体的にどのような製品について、どのような生産体制を整え、どのように顧客からの受注を受け、どのように材料を調達し、どのようなスケジュールで製造し、どのように納品するのかといった点については、本来、子会社自身が行うべき業務である。したがって、その子会社が行うべき業務について、親会社が自主的に関与して、業務を遂行することについてまで、株式保有に「本質的に伴う」業務であるというのは妥当でない。

その他、例えば、子会社従業員の教育システムの確立及び実行や為替管理等についても同様である。

このような整理は、移転価格事務運営指針（甲57号証）におけるグループ内役務提供に関する記載内容（特に、同事務運営指針2-9（3）の注の記載¹⁷）とも整合する（詳細は、本書面第3編第2の4（3）ご参照。）。

エ 以上の点に鑑みれば、原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」とは、

¹⁶ もっとも、このようなコントロールをより実質的に行うためには、子会社等のコントロールを受ける会社の近くに所在することが必要となり、日本からでも実施できるような業務とはもはや評価することができず、そのような業務全体が「株式の保有」事業に含まれるとすることは、事業基準の趣旨に反する拡張解釈といわざるを得ないことは、既に第2編第2の2において論じたとおりである。

¹⁷ 「親会社の子会社等に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理、技術的助言、日々の経営に関する支援等は、株主としての地位を有する者が専ら株主として自らのために行うものとは認められないことから、株主活動には該当しない。」

株主総会決議事項に関する業務に加え、株式保有に「本質的に伴う」業務も含まれると解したとしても、せいぜい、トップダウン式の事業計画の策定や子会社間の利益相反状態の解消のための業務等を指すものであって、いわゆるシェアード・サービスや子会社の具体的な業務活動への積極的な関与・協働等は含まれないと解するのが相当である。

このことは、原判決自身が、「株式の保有」の意義について、単に株式発行会社を管理するための業務というのではなく、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」（註：傍点は申立人代理人）と述べていることから明らかである。

3 Bの「地域統括業務」が原判決のいう「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に含まれないこと

(1) はじめに

以上のとおり、原判決は、「株式の保有」には「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」、具体的には、株式保有に直接関わる業務（株主総会決議事項に関する業務）や株式保有に「本質的に伴う」業務（事業計画の策定や子会社従業員の直接雇用、子会社同士の利益相反解消等）が含まれると解していると理解される。一方、原判決自身も、親会社が実施するあらゆる業務が「株式の保有」（すなわち「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」）に含まれると解しているわけではなく、株式保有に本質的に伴わないシェアード・サービスその他の業務については、「株式の保有」に含まれないと理解するのが相当である。

問題は、Bの「地域統括業務」が、この「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」に含まれるか否かである。

(2) Bの「地域統括業務」に関する原判決・一審判決の認定

Bの「地域統括業務」については、まず、一審判決が具体的に認定し、原判決もその認定をそのまま引用している。

以下、やや長文となるが、重要な部分であるため、一審判決の認定をそのまま引用する（特に申立人が付した太字・下線部分に着目されたい。）。

イ Bの業務内容等

(ア) Bは、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図るため、その設立以来、順次業務を拡大してきたものであり、B各事業年度には、その業務内容は、①地域企画、②調達、③財務、④材料技術、⑤人事、⑥情報システム、⑦物流改善、⑧株式保有、⑨その他という多方面にわたっていた。これらの具体的な内容は、次のとおりであった。(甲22、26、27、32、乙3、6、9、13、17、22、弁論の全趣旨)

a 地域企画

Bは、原告から示されたグローバルな事業方針を具現化するため、豪亜地域の各国生産拠点と連携を図って課題の洗い出しや対応の検討等を行い、地域全体として損益目標に合致した計画を策定し、計画の遂行に必要な業務を行っている。地域企画に関する業務として、B各事業年度には、アジア地域社長会や機能別会議を開催・運営したほか、新AICO認可取得のための活動、

F T A ・ 関税の調査、 O の新設や B と C¹⁸ との合併に伴う対応の検討等を行った。

なお、地域企画に関する業務活動については、単独で定量的な効果を計ることが難しいため、Bは、グループ会社から各生産拠点の対国内第三者向け売上高に一定の料率を乗じた金額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

b 調達

Bは、コスト低減や供給の安定を図るため、各生産拠点が共通して使用する金属や樹脂材料等について、グループ会社に代わって仕入れ先の選定や価格交渉を一括して行っているほか、他の地域の地域統括会社とも連携して世界的規模での集中購買を実施している。部品についても、各生産拠点が現地仕入先から購入している部品の価格を調査し、複数の生産拠点が同様の部品を購入している場合には、より安価な仕入先からの集中購買を提案したり、各生産拠点の購買担当者を集めてコストダウンやメーカー調査の手法等に関する実務教育を実施するなどしている。調達機能に関する業務として、B各事業年度には、鉄鋼やアルミ板材の現地調達メーカーの発掘、P P . N Y樹脂やアルミ押出等の世界的規模での調達交渉、部品調達システムの導入、地域標準購買マニュアルの策定等を行った。

なお、Bは、調達に関する業務活動についても、単独で定量的な効果を計ることが難しいため、グループ会社から各生産拠点の対国内第三者向け売上高に一定の料率を乗じた金額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

c 財務

Bは、豪亜地域内の拠点間取引に伴う為替リスクを回避するため、域内の取引に関しては各拠点の現地通貨を取引通貨とし、Bにおいて集中的に決済・為替管理を行うとともに、域外の原告グループ会社との輸出入取引についても、ネットィングセンター（決済所）としての役割を果たしている。また、Bは、月次・四半期で各生産拠点の資金状況をモニタリングし、資金不足に陥る可能性がある拠点に対しては警鐘を鳴らして資金調達手段を助言する一方、資金余剰拠点に対しては運用に関するガイドラインを示して資金運用の行き過ぎを防止したり、域内各国における移転価格税制の調査検討や税務当局に対する対応の助言等をしている。財務に関する業務として、B各事業年度には、グローバルネットィングの対象範囲の拡大、グループローンの推進や財經システムの標準化等を実施した。

なお、Bは、財務に関する業務活動についても、単独で定量的な効果を計ることが難しいため、グループ会社から各生産拠点の対国内第三者向け売上高に一定の料率を乗じた金額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

d 材料技術

Bは、集中購買の対象として選定した材料メーカーの供給する材料が原告の品質基準を満たすかどうかを調査し、品質基準を満たさない材料メーカーに対する品質改善指導を行っているほか、平成15年（2003年）にEU諸国による環境負荷物質対応（R o H S規制）が発効した

¹⁸ Cとは、Cの略称であり、申立人100%子会社として、Bに先立ちシンガポールに設立された会社である。

のに伴い、各生産拠点が取り扱う製部品の原材料を詳細に調査し、R o H S 規制の基準に適合するかどうかを確認する作業を実施している。材料技術に関する業務として、B各事業年度には、定期的な工程監査、工程能力調査、材料検査といった材料品質保証の仕組みを策定したほか、上記の恒常的な原材料の品質調査等を実施した。

なお、Bは、材料技術に関する業務活動については、単独で定量的な効果を計ることが難しいため、グループ会社から、事前に取り決めたレートに所要時間を乗じて算出した実費相当額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

e 人事

Bは、原告グループ会社の幹部候補者となり得る人材を育成するため、域内の各拠点に代わって人材の統一的な評価・教育基準を策定し、研修の企画立案を行っている。また、B自身が労務管理のために各拠点の労働者側と面談したり、日本人出向者やローカルスタッフを対象とした異文化理解のためのマネジメント研修を実施したり、各拠点の求めに応じて人事制度の見直しや人事考課制度の改善策の検討等も行っている。人事に関する業務として、B各事業年度には、これら恒常的な研修や人事制度の見直し等を行った。

なお、Bは、人事に関する業務活動については、単独で定量的な効果を計ることが難しいため、グループ会社から、各会社の人員数で人事関係費用を按分した金額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

f 情報システム

Bは、域内で用いる生産管理、受発注、技術開発、債権債務管理、物流管理等の基幹システムを標準化した上で、Bが設置した統合サーバーに各拠点がネットワークを繋ぐ体制を整え、これら情報の一元管理を行うとともに、そのバックアップやセキュリティー対策も実施している。情報システムに関する業務として、B各事業年度には、上記統合サーバーへの集中化や各種ソフトの標準化を進めた。

なお、Bは、情報システムに関する業務活動については、単独で定量的な効果を計ることが難しいため、グループ会社から各生産拠点の対国内第三者向け売上高に一定の料率を乗じた金額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

g 物流改善

Bは、域内の部品等の輸出入に係るインボイスの発行・決済を集中的に行っているほか、複数の船会社を対象に競争入札を実施するなどして、物流コストの削減を図っている。物流改善に関する業務として、B各事業年度には、これら恒常的な業務のほか、ラインボイスの自動化等を行った。

なお、Bは、物流改善に関する業務活動については、グループ会社から取引高に一定の料率を乗じた金額を徴収する方法によってその対価を回収していた。

h 株式保有

Bは、前記ア（カ）のとおり、ASEAN域内における原告グループ会社の株式を保有していたが、原告グループにおいては、新規子会社の設立・増減資や企業買収、吸収・合併・分社・清

算等は、原告の企画の下にその承認を受けて行われることになっており、配当についても、基本的には、原告が設定した配当性向に従って実施されることになっているため、B自身がこれらに株式保有に関する業務に直接関与することはほとんどなかった。このような状況は、B各事業年度においても変わるところはなく、Bが上記各事業年度にその保有する原告グループ会社その他の株式の売買等を行うことはなかった。

i その他

Bは、上記 a ないし g の地域統括に関わる業務（以下「地域統括業務」という。）に加え、B 設立後は市販事業の統括業務を行っていた C のために備品の手配や管理といった総務業務、給与計算等の人事業務、伝票処理や決算等の経理業務、システム管理等の各種業務を代行したり、産業用ロボットや QR コードリーダー等の開発・生産等を行っている原告子会社である P から受注してプログラムの設計業務を行うなどしている。これら代行業務やプログラム設計業務に関する活動については、Bは、実費相当額を徴収していた。

原判決・一審判決が認定する B 業務内容としては、株式保有に直接関する業務があることは申立人としても争わないが、上記のうち、特に下線部は、株式保有或いはそれに伴う支配・管理とは関係のない業務である。以上の B の具体的な業務を分析すると、むしろその大部分は、株式保有には本質的に伴わない業務であったといえる。

まず、B の地域企画（上記の a）としては、地域全体としての計画の策定が含まれるものの、これはトップダウン式の事業計画の策定とは全く別物である。このことは上記引用部分を見れば明らかである。Bは、豪亜地域の各国生産拠点の課題を吸い上げ、対応を検討して計画を策定するとあるように、これは各国生産拠点に共通して利益になるような計画を策定するというものであり、Bが何かを一方的に決定してそれを実行させるというようなものではない。地域の共通の課題を解決するというものであり、生産子会社に対する支配・管理というものを前提とするものではない。つまり、Bのこのようなサービスは、株式を保有されていない生産子会社にとっても利用する意味のあるものであり、実際にオーストラリアの生産子会社は、Bによる株式保有を前提とせずに、同様のサービスを受けてこれに対価を支払っていたという関係にある。

さらに、原判決・一審判決の認定する業務のうち、新 A I C O 認可取得のための活動や関税等に関する調査、自ら現地を赴いての材料調達やこれに対する実務教育の実施、購買システムやマニュアル等の策定、集中決済・為替管理やネットィングセンターとしての役割、資金調達手段や各国当局対応の助言、品質管理に関する調査や実施、従業員やマネジャーの教育システムの策定・実施や子会社からの求めに応じての人事制度の見直し等、情報システムの標準化やバックアップ・セキュリティ等の対策、インボイスの集中管理や競争入札の実施といった業務は、生産子会社が B に株式をもたれていなくても利用することに意味があるものであり、いずれも、明らかに株式保有とは無関係な業務である。

しかも、これらの業務においては、Bが、その株式保有による影響力を背景に、子会社に対して何らかの業務の実施を命じているというのではなく、Bが自らの“手足”を使って実施しているということを見過してはならない。原判決は、「発行済株式の過半を有する者の場合には、株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定する」ことがある

(原判決10頁)とし、Bの地域統括業務もこのような人事や業務内容の支配・管理をしていることを前提にしているものと理解されるが、一審判決が認定し、原判決が引用したBの業務内容にはそのような側面は全く見受けられない。例えば、人事について、各地の生産子会社従業員の具体的な人事考課や人の配置にBが関与していたことは一切認定されていないし、業務内容についての具体的な指示がなされていたという事実はどこにも認定されていない。

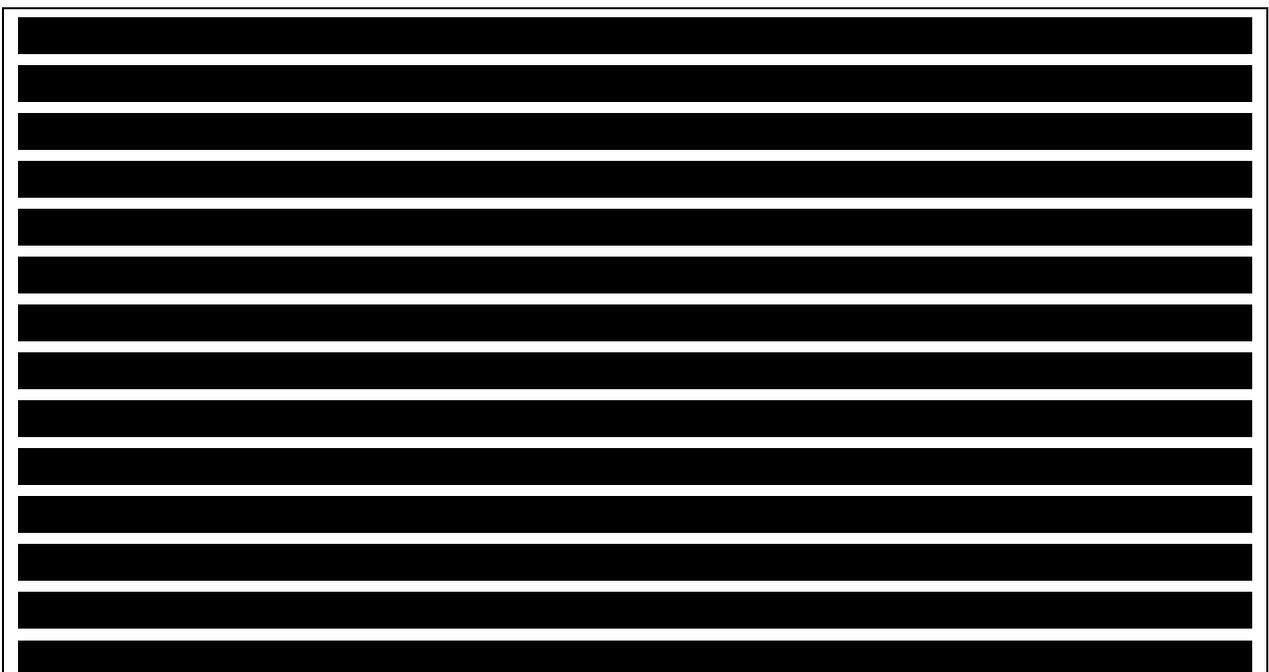
Bによる集中生産・相互補完体制の構築・運用全般についてもいえることであるが、Bは、“地域統括本社”という名称からすれば、子会社を「支配しかつ管理するための業務」を中心に行ってきたかのような印象を受けるかもしれないが、そうではない。Bは、子会社を支配して子会社に何らかの業務を行わせるというよりも、むしろ、子会社のために、子会社からの求めに応じて、B自らがASEANにおける製造・販売事業の具体的な業務（コンプリメンテーションシステムの構築・運用を含む）を実施してきたのである。申立人としても、Bの業務について「地域統括」という表現を便宜上用いてきたが、その名称自体が重要なのではなく、一審及び控訴審を含めこれまで繰り返し主張しているとおおり、本件の判断に当たっては、実際に行っている業務内容を端的に評価すべきであることはいうまでもない。

かかる観点から、申立人は、Bの業務は、単なるサポート業務ではなく、製造・販売業に近いと述べているのであり、そこに、子会社を「支配しかつ管理する」といった実態は存在しない。

(3) Bの「地域統括業務」の具体例

このようにBの「地域統括業務」の大半が、「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」でなかったことについては、例えば、2006年4月度の月次報告に見られる事業活動の内容からしても明らかである。

以下、一審判決の内容と一部重複する部分もあるが、申立人の主張の趣旨をより一層明快にお分かりいただくために有効であると考えため、申立人の一審第2準備書面33頁以下をそのまま引用する。



[REDACTED]

[REDACTED]

、これらの事業活動の実態に照らせば、Bの「主たる事業」が「地域統括事業」であることは明白であって、「株式の保有」であると解する理由は皆無というべきである。

以上のとおり、BがB各事業年度に行っていた業務の内容は、具体的にみればみるほど、その大半が、株式保有に「本質的に伴う」業務以外の業務であったことは明白である。

すなわち、Bの「地域統括業務」は、「株式の保有」すなわち「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」には含まれない業務だったのである。

4 小括 ～原判決の認定の経験則違反～

以上のとおり、原判決のいう「株式の保有」すなわち「株式発行会社を支配しかつ管理するための業務」とは、株式保有に直接ないし「本質的に伴う」業務を指すものと解されるところ、一審判決の認定するBの「地域統括業務」の具体的な内容の大半は、そうした株式保有に「本質的に伴う」業務以外の業務であることが認められる¹⁹。

しかるに、原判決は、一審判決によるBの「地域統括業務」の認定をそのまま引用した上で、にもかかわらず、「統括」という言葉がもたらす印象だけに依拠し、具体的なBの「地域統括業務」の内容を無視して、Bの「地域統括業務」は「株式の保有」に含まれると判示しているのであって、その判示は明らかに矛盾をきたしている。

したがって、原判決の認定には、経験則違反の違法があるというべきであり、かかる経験則違反は、原判決が申立人の請求を棄却するに至った理由の根幹に関わる部分であり、原判決を直ちに破棄されるべきである。

¹⁹ なお、原判決も認めるとおり、Bは豪亜地域における地域統括会社として「地域統括業務」を行っているが、オーストラリア会社については、その株式は保有していない。これは、オーストラリアが、地理的には豪亜地域として一体で扱われることの多い地域ではあるが、イギリスの領土として欧米文化を持つオーストラリアとアジア文化を持つASEANという違いもあって、株式保有による支配（コントロール）の必要性がそれほど大きくないことも理由の一つである。このことからしても、Bの「地域統括業務」が必ずしも株式保有に「本質的に伴う」業務でないことは明らかである。

第4編 上告受理申立理由Ⅲ（そもそも存在しない租税回避を不当に認定し、さらに法解釈による租税回避の否認を行った二重の意味での違法性）

第1 緒論

原判決は、申立人において、①申立人自身が株式を保有し、申立人自身が地域統括業務も行うこと、②申立人自身が株式を保有し、Bに地域統括業務を行わせること、③Bに株式を保有させ、地域統括業務も行わせること等のいずれを選択することも可能だったなどと判示する（原判決12頁22行目乃至25行目）。また、原判決は、Bは、地域統括業務の対価設定次第で、地域統括業務によって得る利益を多くし、配当によって得る利益を少なくすることも、逆に、地域統括業務によって得る利益を少なくし、配当によって得る利益を多くすることも選択可能であるなどと判示した上で（原判決12頁25行目乃至13頁5行目）、上記のような選択を行うことによって、申立人は、日本において課税されることを免れ、シンガポールの優遇税制により課税される額が少なくなるように調整することが可能であったなどと判示している（原判決13頁9行目乃至12行目）。

その一方で、原判決は、上記のような一般的な意味での選択可能性を前提に、地域統括業務は、その多くが我が国において行うことが可能であるし、海外に支店を設けることによっても可能なものであるとしつつ、地域統括業務は、各孫会社が利益を上げられるようにするために行うものであるから、海外に地域統括業務を行う子会社を設立して孫会社の株式を保有させる必要はなく、本社が株式を保有して地域統括業務を行えば足りるのであるから、あえて子会社にこれを行わせるのは、低い税率の適用を受けるためのものというほかない、との断定的な認定をしている（原判決13頁17行目乃至23行目）。

しかしながら、原判決の上記判示は、Bのように我が国では明らかにに行い得ない極めて広範かつ多岐にわたる地域統括業務を現地で実体ある事業として行っている場合を含めて、あらゆる地域統括事業を外延の不明確な「地域統括事業」として一括りにした上で、①かかる地域統括業務は、その多くが我が国において本社が株式を保有して行うことが可能であるし、海外に支店を設けることによっても可能なものであるとした点、②地域統括事業を子会社に行わせるのは、低い税率の適用を受ける以外に目的はないなどと認定しており、Bのように現地において地域統括事業という実体ある正当な事業を行うことを目的としている場合であっても、そのような目的があること自体を無視し、専ら租税回避のみが目的であるかのような認定をしている点で、そもそも明確な経験則違反がある。

他方で、以上の経験則違反の点を措くとしても、原判決は、現地国における低税率の適用享受という租税回避目的の認定を前提としながら、「申立人が主張するような地域統括業務が株式保有業に含まれるものではないとの法解釈を採ると、・・・課税との関係で調整することが可能となる」と判示していることから明らかなとおり、事業基準における主たる事業の判定プロセスにおいて、地域統括業務の実態があるにもかかわらず、それ自体の私法上の法形式を無視してまでも、「地域統括業務は、株式保有業に含まれる」という解釈を行おうとするものである。このように、原判決は、事業基準における主たる事業の判定プロセスにおいて、Bが行っていた地域統括事業という事業の存在・独立性を無視することによって、実際に選択された事業（地域統括事業）に関する私法上の法律構成を否定するとともに、その反射として、「株式の保有等」の意義を不当に拡大解釈している。

しかし、原判決のこのような解釈論は、租税回避目的を不当に強調することにより、Bが各ASEAN子会社の株式を保有しつつ、正当な事業目的を持って地域統括事業を行うという私法上の法形式を完全に無視し、本来は独立した実体あるBの地域統括業務を「株式の保有等」という文言に包摂さ

せている点で、租税法における明文の規定なく、そもそも存在すらしていない租税回避行為を否認しようとするのに等しい。このような原判決の認定は、以下に述べるとおり、タックス・ヘイブン対策税制の課税要件の解釈からは直接導くことのできないものであり、タックス・ヘイブン対策税制とは異なる一般的な租税回避の否認論を根拠としている点で、租税法律主義に反する法令解釈の誤りがあるとともに、最高裁判所の判例違反がある（民事訴訟法318条1項）。そして、かかる原判決の判断の誤りは、法令の解釈に関する重要な事項を含み（同条項）、同時にまた、判決に影響を及ぼすことが明らかである（同法325条2項）。

以上のように、原判決は、本件において、そもそも存在しない租税回避があたかも存在するかのような不当な事実認定をするとともに（経験則違反）、さらにそのことを前提として、租税法解釈のもとで許されるべきではない法解釈による否認を行うものであり（法令解釈違反）、二重の意味で違法性を有することを、指摘しておく必要がある。

第2 上告受理申立理由Ⅲの第1点 ～申立人がASEAN子会社の株式を保有し、同地域の地域統括業務を行うことも可能であり、Bによる株式保有は低い税率の適用を受けるためのものであったとの認定の経験則違反～

1 はじめに

原判決は、申立人は、ASEANにおけるグループ会社の組織体制として、BがASEAN子会社の株式を保有する方法ではなく、申立人がASEAN子会社の株式を保有し、ASEAN子会社の統括事業を行うという方法や、申立人が、ASEAN子会社の株式はBに保有させるものの、ASEAN子会社の統括事業は自ら行うという方法も可能だった旨判示する（原判決12頁22行目乃至25行目）。その上で、原判決は、申立人がASEAN子会社の株式を敢えてBに保有させたのは、シンガポールにおいて低い税率の適用を受けるためのものというほかない旨判示する（原判決13頁17行目乃至23行目）。

しかしながら、原判決の上記判示は、「可能だった」との趣旨が必ずしも明らかでない上、この点を措くとしても — すなわち、ビジネス上の「経済合理性」（原判決17頁23行目等）のある範囲において「可能であった」との趣旨であると解したとしても²⁰ — ASEANにおける自動車産業の歴史的背景や多国籍企業における地域統括会社の役割や意義、シンガポールに地域統括会社を設置することの意義等に鑑みれば、申立人による株式保有や申立人による統括業務の実施は、凡そ「可能であった」とは言い難いものというべきである。

以下、（1）申立人による株式保有が可能であったとの原判決の認定の経験則違反、（2）申立人が直接ASEAN域内の統括を行うことが可能であったとの原判決の認定の経験則違反及び（3）Bによる株式保有が低い税率の適用を受けるためのものというほかないとの原判決の認定の経験則違反について、それぞれ一審判決の認定した事実を引用しつつ、明らかにする。

²⁰ 一審原告による株式保有にせよ、一審原告による統括業務の実行にせよ、これらが物理的・法的に可能であったか否かといえ、不可能なことではない。しかしながら、営利企業である株式会社がその経営戦略を立てる上では、単に物理的・法的可能性のみを検討するのではなく、ビジネスの観点からみた可能性（事業上の合理性）を勘案するのは当然のことであり、本書面では、原判決もこの当然の前提に立っているものと理解して、その問題点を論じる。

2 原判決が引用する一審判決の認定事実との矛盾

(1) 申立人による株式保有が可能であったとの原判決の認定の経験則違反

原判決は、前項で述べたとおり、申立人は、ASEANにおけるグループ会社の組織体制として、BがASEAN子会社の株式を保有する方法ではなく、申立人がASEAN子会社の株式を保有し、ASEAN子会社の統括事業を行うという方法をとることも可能であった旨判示する。

しかしながら、その一方で、原判決は、一審判決の認定する下記事実をそのまま引用している（一審判決34頁以下）。

ASEAN地域においては、1970年代から1980年代にかけて、自国の自動車産業を保護する目的で、一定割合の国産部品の使用強制や完成車の輸入禁止といった国産化規制が設けられていた。こうした国産化規制の下において、原告グループ会社を含む自動車部品メーカーは、ASEAN域内の各国ごとに、それぞれ、少量でも全種類（多種類）の部品を生産・供給することができるような生産拠点を設置していった。

…（中略）…

平成8年（1996年）には、ASEAN所在の企業が域内における生産分業を促進できるようにするための産業協力プログラムとして、AICOスキーム（ASEAN産業協力体制）が構築され、ASEAN域内に立地する現地資本比率30%以上の企業は、各国政府に申請して認可を取得することにより、原材料、部品及び完成品を他のASEAN諸国から輸入する際に、0%ないし5%の特恵関税率の適用を受けられることとなった。その結果、自動車部品メーカーについても、ASEAN諸国に点在する拠点ごとに全種類の部品を生産し、自動車を組み立てる必要がなくなり、各拠点では特定の少品目の自動車部品のみを集中生産し、これらを拠点間で融通し合う（相互に補完する）ことで、各国に点在する自動車メーカーに対して多品目の自動車部品を効率的に提供する分業体制（集中生産・相互補完体制）を組むことが可能となった。

…（中略）…

このような状況の変化を受けて、原告は、平成7年（1995年）以降、ASEAN域内の各拠点が集中生産する品目の検討を進め、これに合わせてASEAN域内各国における生産会社の設立や新工場の建設を行って拠点を整備するとともに、域内での集中生産・相互補完体制の円滑化を図るため…（中略）…C…（中略）…を設立した。…（中略）…〔しかし、〕多くの国において、株式の過半数が現地資本たる合弁パートナー（共同出資者）によって占められていた。このため、CのASEAN域内の原告グループ会社に対する統率力は十分ではなく、各拠点間の調整・統括機能も不完全なものにとどまったことから、原告は…（中略）…株式を全て現物出資して、Bを設立した。

…（中略）…

B各事業年度（2007事業年度及び2008事業年度）には、BがASEAN域内の原告グループ各社の株式の過半数を保有するようになっていた。Bは、このような株式保有によって上記グループ各社の最終的な支配権を有することになったことから、後記イの地域統括に関わる業務を行うに当たり、現地の有力者であり依然ある程度の割合の株式を保有しているパートナーと協議・交渉をしたり、取引先や政府との折衝を行う際、対外的な約束をすることができる立場にあるものとして、これら交渉等を円滑に進めることが可能となった

このように、原判決が引用する一審判決は、BによるASEAN子会社株式の保有について、①集中生産・相互補完体制の初期体制であったCの時代には、当該子会社への統率力が不十分であり、統括も不完全であったのに対し、②B設立において株式を全て現物出資して、地域統括本社たるBがASEAN子会社の株式を保有したことによって、③パートナーや取引先、政府との折衝等を円滑に進めることが可能となったと認定している。

これはすなわち、申立人グループ会社のASEAN域内における事業活動としては、申立人ではなくBがASEAN子会社の株式を保有したからこそ、当時の発展・成長をさせることが可能であったということの意味しており、申立人がASEAN子会社の株式を保有することも「可能であった」などという原判決の判示は、少なくともビジネス上の「経済合理性」の観点からすれば、これと真っ向から矛盾するものである。

したがって、原判決が引用する一審判決の認定と原判決が自ら行った当てはめとの間には明らかな矛盾が含まれており、この点に関して原判決には経験則違反の違法があるというべきである。

(2) 申立人が統括事業を行うことも可能であったとの原判決の認定の経験則違反

前項に加え、原判決は、申立人は、ASEANにおけるグループ会社の組織体制として、BがASEAN子会社の統括事業を行うのではなく、申立人が自らASEAN子会社の統括事業を行うことも可能であった旨判示する。

しかしながら、その一方で、原判決は、一審判決の認定する下記事実をそのまま引用している（一審判決36頁及び44頁乃至45頁）。

近年、複数の国家間にまたがって世界的な規模で企業活動を行っている多国籍企業と呼ばれるような企業の間では、地域ごとに地域統括本社を置き、地域統括本社が当該地域内のグループ会社に対して生産、販売、物流、資材調達、研究開発、人事、財務等の各種業務の統括・支援活動を行う体制を採るのが世界的な潮流となっている。原告も、ASEAN地域以外の地域においても地域統括会社を設立し、これら地域統括会社が上記のような各種業務を担う体制を採って [いる]

… (中略) …

シンガポールにおいては、近年、日系企業や欧米企業がアジアにおける地域統括拠点を開設する動きが広がっており、平成17年以降、我が国有数の電機機器会社や商社、食品会社、化学会社等が順次地域統括会社を設立し、平成20年頃からは、欧米や中国の大手企業も相次いで地域統括拠点を設置している。このように、シンガポールが世界の大企業からアジアの地域統括拠点として選択される背景には、シンガポールが豪亜地域全体の中心部に位置し、利便性の高い空港が整備されていることのほか、英語が公用語とされていて、国民の教育水準も高いこと、国内法人からの配当金やキャピタルゲイン（投資有価証券売却益等）の非課税措置が採られているなど、企業や特定の産業に対して各種の優遇税制が設けられていること等が影響している。

… (中略) …

日系シンガポール法人が豪亜地域のグループ企業に対して何らかの地域統括機能を有しているのは77社（36.2%）、地域統括機能はないが将来設置することを予定しているのは57社

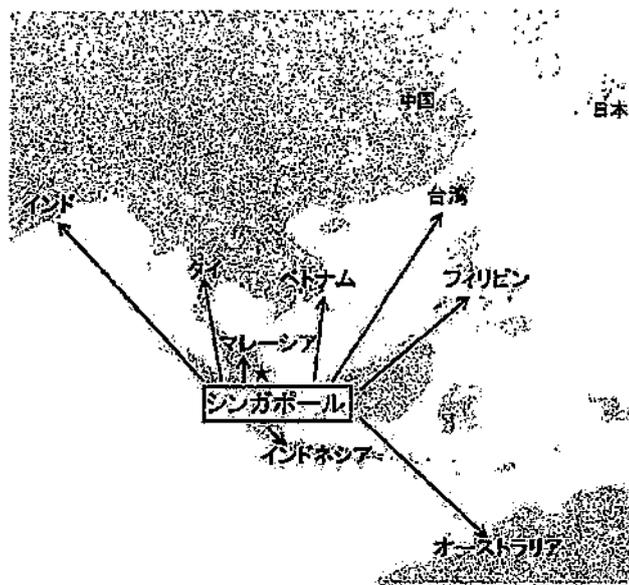
(26.8%)であった。

… (中略) …

〔上記〕77社のうち、55社(71.4%)が域内グループ企業の株式を全部又は一部保有していた。このように域内グループ企業の株式を保有している企業においては、地域統括機能を設置する目的として、『経営統制を強化し、迅速な意思決定、市場ニーズに即した経営を行うため』という理由を挙げるものが多く、その割合は78.2%に達していた。

さらに、この点と関連して、特に地域統括会社設置におけるシンガポールの優位性を敷衍すると、以下のとおりである(申立人の訴状31頁)。

そのようなシンガポールの優位性は、まず、アジア周辺地域へのアクセスが容易であるという地理的な利便性にある。図(次頁)は、シンガポールを中心として、豪亜地域全体を見た図である。シンガポールはASEANのほぼ中心に位置し、日本から見た場合と異なり、シンガポールから見るとASEAN10ヶ国を見渡すことができる立地にある。また、オーストラリアやインドへの距離も比較的近く、豪亜地域での国境を超えた取引(原料調達を含む輸出入)を行うという点からしても、最適の立地にあるといえる。



また、シンガポールは、世界的にみてもトップレベルの産業インフラ(金融・物流・通信・情報等)が整備されていること、政治が長期的に安定し、ビジネス上の規制緩和が徹底されていること(とりわけ、外資規制がないため海外から独立資本(100%)での進出が可能である点が重要である。)などによっても支えられており、世界銀行が毎年発表するビジネス環境ランキングの2010年(平成22年)版統計「Doing Business 2010」によれば、総合ランキング(ビジネスのしやすさ(Ease of Doing Business Rank))において、シンガポール(Singapore)は183ヶ国中第1位となっている。

さらに、シンガポール人の教育水準の高さ、法制度の整備や各種行政手続の容易さ・早さ、為替レートの優位性(為替の乱高下がなく安定しており為替リスクが管理しやすい。)などもシンガポールの強みの一つであり、こうした地域統括拠点としての優位性を背景に、シンガポール政

府は地域統括会社に対する各種優遇措置を設け、海外の地域統括会社を積極的に誘致している。

このように、ASEANにおける事業の展開・発展において、日本国内から直接統括業務を行うのではなく、ASEAN域内、特にシンガポールに地域統括会社を置いて統括業務を行うことは、「世界的な潮流」であるとともに、現代のビジネス社会において最も必要とされる迅速な意思決定や市場ニーズに即した経営にとって、地理的に見ても、産業インフラの点から見ても、政治や規制の観点から見ても、教育水準その他の点から見ても、重要なことであった。申立人のような、世界的に有数の多国籍企業では猶更のことである（なお、多国籍企業における地域戦略の必要性及び地域統括会社の意義については、相山泰生京都大学経営管理大学院教授の意見書（甲25号証）2頁乃至7頁に整理されているため、併せて参照されたい。）。

しかるに、原判決は、前述の一審判決の判示をそのまま引用しつつも、これらの点を全く看過ないし無視して、申立人による直接の統括業務も「可能であった」などと判示している。

このような原判決には、明らかに経験則違反の違法があるというべきである。

(3) Bによる株式保有が低い税率の適用を受けるためのものというほかないとの原判決の認定の経験則違反

原判決は、前二項で述べたとおり、申立人がASEAN子会社の株式を保有したり、ASEAN子会社の統括事業を行ったりすることも可能であったにもかかわらず、BがASEAN子会社の株式を保有し、統括事業を行っていたのは、低い税率の適用を受けるためのものというほかないなども判示する。また、平成22年時点のアジア事業の地域マネジメントの実態に言及し、「4割強の企業グループが、現地に支店を置くのではなく、地域統括会社を設立して、その本店を現地に置いて地域統括業務を行っていることについては、軽課税国であることが考慮されている可能性があるものであり、むしろ、積極的な経済合理性という観点からすれば、支店を置くことでも対応できる地域統括業務を、軽課税国であることから本店を置いている可能性が高い」などとも述べる。

そこで検討するに、原判決は、この点に関して、一審判決の認定する下記事実をそのまま引用している（一審判決44頁及び45頁）。

このようにシンガポールが世界の大企業からアジアの地域統括拠点として選択される背景には、シンガポールが豪亜地域全体の中心部に位置し、利便性の高い空港が整備されていることのほか、英語が公用語とされており、国民の教育水準も高いこと、国内法人からの配当金やキャピタルゲイン（投資有価証券売却益等）の非課税措置が採られているなど、企業や特定の産業に対して各種の優遇税制が設けられていること等が影響している。

…（中略）…

このように域内グループ企業の株式を保有している企業においては、地域統括機能を設置する目的として、『経営統制を強化し、迅速な意思決定、市場ニーズに即した経営を行うため』という理由を挙げるものが多く、その割合は78.2%に達していた。

…（中略）…

また、地域統括機能をシンガポールに設置する理由を問う質問に対しては、『周辺地域へのアクセスが容易な立地にあるため』という回答（81.8%）が圧倒的多数を占めており、次い

で、『物流、輸送、通信等のインフラが整備されているため』（55.8%）、『政治的に安定しているため』（54.5%）、『低い法人税率、地域統括会社に対する優遇税制など税制上の恩典が充実しているため』（48.1%）、『地域統括業務に必要な優秀な人材を確保しやすいため』及び『柔軟な金融規制、資金調達市場の整備等金融面での優位性があるため』（各42.9%）、『法制度の整備、行政手続の透明性、効率性があるため』（39.0%）などの回答が続いた。

このように、一審判決の事実認定によれば、地域統括会社の意義やシンガポールに設置される理由としては、経営統制強化や意思決定の迅速化、市場ニーズ等のためであるとか、立地の便宜やインフラの整備、政治的安定等が主たる理由であって、優遇税制など税制上の恩恵は、その次点の理由（アンケートでは48.1%の会社が理由として挙げているのであって、回答数の半数にも満たない）に過ぎないのである。

しかるに、原判決は、これらの結果を全く看過ないし無視し、「あえて子会社に〔株式保有〕を行わせるのは、低い税率の適用をうけるためのものというほかない」とか、「支店を置くことでも対応できる地域統括業務を、軽課税国であることから本店を置いて行っている可能性が高い」などと判示している。この点に経験則違反の違法があることは論を俟たないというべきである。

さらに言えば、原判決は、一審判決を引用する形で（一審判決37頁乃至42頁）、Bが行っていた地域統括業務について、概ね以下の事実認定を行っている。

Bは、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図るため、その設立以来、順次業務を拡大してきたものであり、B各事業年度には、その業務内容は、①地域企画、②調達、③財務、④材料技術、⑤人事、⑥情報システム、⑦物流改善、⑧株式保有、⑨その他という多方面にわたっていた。

Bが行っていた上記①ないし⑦の地域統括に関わる業務（「地域統括業務」）は、例えば、FTA・関税の調査といった地域企画に関わる業務の進捗状況に応じて材料の調達先等の見直しや交渉等が行われ、これと並行して行われる品質調査の結果によって調達先の再検討が行われることになったり、あるいは調達先の変更によって物流が変化するため、それに応じた物流改善や情報システムに関わる業務が発生するなど、相互に密接に関連し合っており、これらが有機的一体をなして機能していた。各事業年度当時、Bは、地域統括業務に係るサービスをASEAN（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム）、インド及び豪州の原告グループ会社合計13社（「被統括会社」）に提供していた。これらBの地域統括業務によって集中生産・相互補完体制の構築・維持・発展が図られた結果、上記グループ会社全体に原価率の大幅な低減による利益がもたらされ、各事業年度においても、それがBの被統括会社からの配当収入の中に相当程度反映されることとなった。

以上の原判決の判示からも明らかとおり、Bの地域統括業務の成果により各被支配会社の利益が増大するという客観的な事実関係はあったものの、申立人は、Bが配当という形式で利益を得ることにより優遇税制の適用を受けること自体を主たる目的としていたわけではない。Bが上記のとおり多方面にわたる地域統括業務を行うことは、現地で集中生産・相互補完体制の構築・維持・発展を図り、グループ会社全体に経済的利益（原価率の大幅な低減による利

益)をもたらすという正当な事業上の目的に支えられているのである(なお、Bの地域統括業務の具体的な内容及び意義については、相山教授意見書(甲25号証)7頁以下にも整理されているため、併せて参照されたい)。

したがって、Bに株式を保有させ地域統括業務を行わせるのは、「低い税率の適用を受けるためのものというほかない」とする原判決の判示は、いずれにしても、明らかに経験則に反し、誤りである。

(4) 小括

以上のように原判決が、BがASEAN子会社の株式を保有することの事業上の経済合理性を認定する一方で、申立人がASEAN子会社の株式を保有し、申立人自身が地域統括業務を行うという選択をすることも「可能であった」との評価を行い、最終的に、「本社が株式を保有して地域統括業務を行えば足りるのであるから、あえて子会社にこれを行わせるのは、低い税率の適用を受けるためのものというほかない」と結論づけたのは、明らかに矛盾をしており、このような矛盾した判断は経験則違反の違法の誹りを免れ得ない。原判決は、自らが引用した一審判決の事実認定を無視して、BがシンガポールにおいてASEAN子会社株式を保有しつつ地域統括事業を行う場合に、配当について優遇税制の適用がある点のみを捉えて、直ちにこれを租税回避と捉えるという極めて形式的な発想に基づき、自らの認定事実と矛盾する結論を導いたのである。

そもそも、平成22年改正措置法の事業基準との関係では、Bは、少なくとも、いわゆる事業持株会社にあたることは原判決も前提としていると理解されるところ²¹、これは、遅くとも平成22年の措置法改正の時点ではBの活動には経済合理性があり、租税回避にあたらないと評価されていたことを意味するはずであり、にもかかわらず、平成22年改正前措置法との関係で、これを租税回避と位置付けることは背理といわざるを得ない。

原判決の以上のような認定は、BがシンガポールにおいてASEAN子会社の株式を保有しつつ地域統括事業を行うことの経済合理性を何らの根拠なく無視するものであって、自由心証主義の限界を超え、経験則違反となることは明らかである。

3 金子宏教授もBの設立に租税回避の問題は一切ないと結論づけていること(甲41号証)

金子教授も、Bの設立は、次のような種々の経済上の理由ないし事業上の必要によるものであると述べられている(甲41号証9~10頁)。

- ① 日本の親会社が域内の各子会社を直接に指揮・監督するよりも、各子会社に近い場所に統括会社を設けた方が、はるかに効率的かつ迅速・適切に指揮・監督を行うことができる点
- ② 集中生産・相互補完体制や決済システムの一元化・簡素化のようなグループ全体にとって重要な機能の構築・改善についても、現地統括会社の方が適時・適切な判断を行うことができる

²¹ 原判決第3の1(2)イは、平成22年改正措置法を根拠に、Bの「地域統括業務」が株式保有業に含まれるという包含論を展開していることから、原判決は、Bの「地域統括業務」が平成22年改正措置法下では事業基準に該当することを前提にしていると理解することができる。少なくとも、Bの「地域統括業務」が平成22年改正措置法下で事業基準に該当しないという認定は一切なされていない。

という点

- ③ 子会社相互間の事業の調整・子会社相互間のコミュニケーションの促進と良好な関係の維持等も、現地でたえず目を注いでいることのできる地域統括会社の方がより適切に行うことができるという点
- ④ 域内に統括会社を設けることにより、域内の国々の政府機関との日常的なコンタクトが可能となり、早目に各国の経済政策の方向などを把握することができる点
- ⑤ 現地に統括会社を設けることにより、域内子会社の現地株主とのコンタクトと親善を日常的に図ることができる点

金子教授は、以上のような地域統括会社のメリットを踏まえつつ、域内の子会社各社に近い場所の統括会社を設けることは、経済合理性を有することであって、租税回避には当たらない旨結論づけられている。すなわち、金子教授によれば、同教授による租税回避の定義²²に則して考えると、本事案におけるような地域統括会社の設立は、合理的理由に基づくものであり、またそれは日本及び他の先進国の多国籍企業によって広く行われているところであって、異常な行為でもないし変則的な行為でもない、とされているのである。

さらに、「平成22年版改正税法のすべて」（甲9号証）においても、「そうした統括会社は、租税回避目的で設立されたものとして捉えるのではなく、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があるものと評価することが適当である。」（494頁）との評価がなされているところ、平成22年改正のこのような立法趣旨等も踏まえると、金子教授も指摘するとおり、申立人の関係者が、シンガポールに地域統括会社を設立することによって税負担が軽減されることを認識していたとしても、この場合の税負担の軽減は、租税回避ではなく、節税に当るにすぎないと解すべきである（甲41号証10頁及び11頁）。

前述のとおり、申立人グループが現地でBにASEAN子会社の株式を保有させつつ地域統括事業を行わせているのは、現地に地域統括本社を置くという「世界的な潮流」に合致しているとともに、Cの時代には不完全であった統括を改善し、パートナーや取引先、政府との折衝等を円滑に進めることなどを目的としていたという点で積極的な経済合理性も有している。Bがシンガポールに所在することにより配当等について優遇税制の適用を受けるのは、上述のとおりBが現地で経済合理性のある地域統括事業を営む一環として、ASEAN子会社の株式を保有することに間接的に付随するものであって、申立人グループとしては、配当に係る優遇税制等をBが受けることを主たる目的としているものではない。このような意味でも、金子教授の「節税に当ると解すべきであろう」との評価は極めて合理的なものである。

- 4 申立人がグループ企業の利益について、自由に配分関係を決定することにより課税関係を調整できるとする原判決の判示は、各国の移転価格税制と整合しないこと

- (1) 原判決の判断内容

²² 租税回避とは「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」をいう（金子宏『租税法〔第21版〕』（弘文堂、2016年）125頁）。

原判決は、Bは、地域統括業務の対価について、実費を徴収するか、地域統括業務の提供先であるグループ会社の売上高等に一定の料率を乗じた金額として徴収しているが、実費を超えて徴収するか、上記の料率をどのように設定するかによって、地域統括業務によって得る利益を多くし、配当によって得る利益を少なくすることも、逆に、地域統括業務によって得る利益を少なくし、配当によって得る利益を多くすることも選択可能であると判示する（原判決12頁25行目乃至13頁5行目）。

さらに、原判決は、以上の点等を踏まえつつ、申立人が実質的に支配するグループ企業の利益について、申立人が自由に配分関係を決定することにより課税関係を調整できることを前提とする事実認定を行っている（原判決13頁9行目乃至12行目）。しかしながら、原判決は、以下のとおり、移転価格税制によるグループ間の利益配分の制約を完全に無視した認定を行うものであって、明らかに経験則に反する。

(2) グループ内役務提供に関しては、移転価格税制上、特別の配慮が必要となること

例えば、我が国の移転価格税制においては、企業グループ内における役務の提供の取扱いについて、移転価格事務運営指針レベルで詳細な定めが設けられている²³。すなわち、法人が国外関連者に対し、次に掲げるような経営・財務・業務・事務管理上の一定の活動を行う場合において、当該活動が役務の提供に該当するかどうかは、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断するものとされ、具体的には、当該国外関連者と同様の状況にある非関連者が他の非関連者からこれと同じ活動を受けた場合に対価を支払うかどうか、又は当該法人が当該活動を行わなかったとした場合に国外関連者自らがこれと同じ活動を行う必要があると認められるかどうかにより判断するものとされている（移転価格事務運営指針2-9(1)）（甲57号証）。

- イ 企画又は調整
- ロ 予算の作成又は管理
- ハ 会計、税務又は法務
- ニ 債権の管理又は回収
- ホ 情報通信システムの運用、保守又は管理

²³ 親子会社、兄弟会社等の関連企業の間では、相互に独立した当事者間の取引（独立当事者間取引）において通常設定される対価である独立企業間価格（独立当事者間価格）とは異なる対価で取引を行う傾向があるといえ、特に、国境を越えてそのような取引が行われる場合には、所得の国際的移動が生じ、独立当事者間取引が行われる場合と比較して、各国家の税収が増加したり減少したりする。以上の問題は、移転価格の問題と呼ばれており、このような問題に対処するためには、現実の取引対価ではなく、独立当事者間で取引が行われたと仮定した場合に得られる独立企業間価格（独立当事者間価格）を基準として課税を行う必要がある（移転価格税制）（金子宏『租税法〔第21版〕』（弘文堂、2016年）528頁以下参照）。我が国も、昭和61年に移転価格税制を導入している（措置法66条の4）。また、OECDでは、移転価格税制のあり方について重点的な検討が行われ、その成果がOECD移転価格ガイドラインに取りまとめられている。移転価格税制の有無、内容は国ごとに異なり得るが、OECD移転価格ガイドラインは、OECD加盟国であるか否かを問わず、各国の移転価格税制の制定（改正）、運用等に当たり参照されることが多い。我が国も、1995年のOECD移転価格ガイドライン制定を受けて、2001年に移転価格事務運営指針を制定するとともに、その後も、OECD移転価格ガイドラインの改訂に合わせて、移転価格税制に係る措置法66条の4を修正するなどの対応を行ってきた。

- ヘ キャッシュフロー又は支払能力の管理
- ト 資金の運用又は調達
- チ 利子率又は外国為替レートに係るリスク管理
- リ 製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援
- ヌ 従業員の雇用、配置又は教育
- ル 従業員の給与、保険等に関する事務
- ヲ 広告宣伝（リに掲げるマーケティングに係る支援を除く。）

さらに、法人が国外関連者に対し行う上記の活動が、役務の提供に該当するかどうかを検討するに当たり、次に掲げる活動は国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものではないことに留意する、とされている（移転価格事務運営指針2-9（3））（甲57号証）

イ 法人が国外関連者に対し、非関連者が当該国外関連者に行う役務の提供又は当該国外関連者が自らのために行う（1）の活動と重複する活動を行う場合における当該重複する活動（ただし、その重複が一時的であると認められる場合、又は当該重複する活動が事業判断の誤りに係るリスクを減少させるために手続上重複して行われるチェック等であると認められる場合を除く。）

ロ 国外関連者に対し株主としての地位を有する法人が、専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係る活動（以下「株主活動」という。）で、例えば次に掲げるもの

（イ）親会社を実施する株主総会の開催や株式の発行など、親会社が遵守すべき法令に基づいて行う活動

（ロ）親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動

以上のように、いわゆる重複活動や株主活動の範疇に入る活動は、移転価格課税の観点からは、これを法人・国外関連者間の役務提供取引とは扱わないものの、上記以外の活動で、経営・財務・業務・事務管理上の一定の活動を行う場合は、株主活動の枠組みには取り込まずに、役務提供として独立した活動として認識することが大前提となっているのである。このことは、上記移転価格事務運営指針2-9（3）の注において、「親会社の子会社等に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理、技術的助言、日々の経営に関する支援等は、株主としての地位を有する者が専ら株主として自らのために行うものとは認められないことから、株主活動には該当しない」とされていることから明確に基礎づけることができる。

さらに言えば、OECD移転価格ガイドライン（2010年版）も、「グループ内役務提供に対する特別の配慮」という章を第7章に設けて、グループ内役務提供に関する移転価格算定について検討している。そして、OECD移転価格ガイドラインも、我が国の移転価格事務運営指針と同様、株主活動の範囲をかなり限定的に解釈していることに加えて（7.10参照）、グループ全体に関係があるとされる活動について、以下のような規定を置いているこ

とは重要である。

7. 1 4 グループ全体に関係があるであろう他の活動は、親会社あるいは（地域統括本部のような）グループサービスセンターに集中化される活動で、そのグループ（あるいはその多くの構成企業）に利用可能なものである。集中化された活動はグループの業種及び組織上の構造に依存しているが、それらは一般に企画、調整、予算管理、財務上の助言、会計、監査、法律、ファクタリング、コンピューターに係るサービスといった経営上のサービス、更にキャッシュフローと支払能力の管理、増資、借入契約、利子及び為替レートに係るリスク管理及びリファイナンスといった財務上のサービス、製造、仕入販売、及びマーケティングの分野での援助、社員の採用及び教育のような社員の問題に関する役務を含んでいるかもしれない。グループサービスセンターまた、しばしば多国籍企業グループの全体又は一部のために、無形資産の研究開発あるいは管理、保護も行うかもしれない。この種の活動は通常グループ内役務提供とみなされるであろう。なぜならそれらの活動は、独立企業であれば進んで対価を支払うか、自ら行う種類の活動だからである。

上記規定内容からも明らかなおお、例えば地域統括本部のようなグループサービスセンターに集中される活動は、極めて多岐にわたるところ、これらの活動は、グループの多くの構成企業にとって利用可能であることから、株主としての活動ではなく、グループ内役務提供とみなされることとなる。以上のような観点は、本件のように、特定外国子会社等が地域統括業務を行っている事案において、タックス・ヘイブン対策税制の事業基準の充足の有無、とりわけ「株式の保有」の意義を検討する上で参考になることを指摘しておく必要がある。すなわち、事業基準における株式の保有の意義を検討するに当たっては、株式を保有している主体である株主にとっての事業とは何か吟味されるべきであるところ、この点は、上述の移転価格事務運営指針やOECD移転価格ガイドラインが、移転価格税制上、グループ内役務提供を独立した（事業）活動として認識し、株主活動については、その字義どおり、株式保有主体である株主の活動に限定して解釈していることと要素が共通しているといえる。そして、地域統括事業の一環として親会社である株主が海外の関連会社に対して行う役務提供は、海外の関連会社にとって利益となる活動であるが故に、親会社に対して対価が支払われることとなるのであって、これを親会社である株主の営む株式の保有に係る事業に無制約に含めることが可能であるとする、我が国のタックス・ヘイブン対策税制と他国の移転価格税制との間に不整合が生じ、我が国企業が現地国に進出することを阻害することにもなりかねない。

一方で、グループ内役務提供であると認定された場合、当該役務提供取引の独立企業間価格の算定方法等が問題となり得るが、一般的にあって、移転価格の問題は、異なる国に所在するグループ法人間の取引に関連するものであることから、ある取引の対価について、一方の国では移転価格税制上問題ないとされても、他方の国の移転価格税制上は問題があるとされるリスクが常に生じる。例えば、A社が完全子会社であるB社（他国所在）に対してある製品を対価100で販売している場合に、A社所在地国は、同国の移転価格税制上、独立企業間価格は150であると考えて更正処分を行う可能性がある一方で、そのようなリスクを懸念して現実の対価を150に設定すると、B社所在地国では、同国の移転価格税制上、対

価が独立企業間価格を超えており、その分だけ損金算入額が過大になっているとの指摘を受ける可能性もある。このように、移転価格問題は、経済的二重課税を引き起こすことがあるため、例えば、役務提供取引の場合であっても、役務の提供者・被提供者双方の所在地国の税制等も考慮に入れたデリケートな対価設定の問題が生じ得るのである。

原判決の考え方を推し進めると、①Bが地域統括事業に関連して各関連者に対して行った個々の役務提供活動については一切対価を得ずに、各関連者からの配当によって同額分を得ることも、あるいは②配当がほとんど出ないように、役務提供取引の対価を増やすことも、申立人の自由な意思により実現できることになるが、そのような実務は明確に移転価格税制に抵触する可能性があり、申立人グループにおいても実際にそのような対価設定は行われていない。

以上のとおり、申立人が実質的に支配するグループ企業の利益について、申立人が自由に配分関係を決定することにより課税関係を調整できることを前提とする原判決の上記判示は、現地の税制による制約等に何ら配慮しないものであって、明らかに経験則に反する。

第3 上告受理申立理由Ⅲの第2点 ～明文の規定なく租税回避行為を否認する原判決の解釈論は租税法律主義に反し、最高裁判所判例にも違反すること～

1 はじめに

既に述べたとおり、本件においては、Bが現地で地域統括事業を行うことについて明確な経済合理性が認められ、そもそも租税回避は存在しないものであるが、原判決は、租税回避があることを前提にしつつ、さらに続けて、法解釈による租税回避の否認を行おうとしている。つまり、原判決第3の1(2)ウは、Bの「地域統括業務」を「名実ともに」株式保有業であるとする中で、「実」の部分として、Bの「地域統括業務」が実質的に租税回避であると認定し、これを法解釈により否認すべきであるという考えを示している。

しかしながら、租税回避の否認は、明文の規定がなければ行い得ないものであり、これを法解釈によって行うことには租税法律主義に反する極めて重大な違法が認められるとともに、最高裁判所の判例にも反するところである。そこで、以下では、租税回避の否認や関連する最高裁判所判例等についてまずは概説した上で、法解釈による租税回避の否認を行った原判決の違法性について具体的に指摘することとする。

2 租税回避の否認

租税回避の否認とは、納税者が行う租税回避が問題となる場合に、課税庁が取引の内容を引き直して、課税要件を充足したものと扱うことをいう（中里実ほか編『租税法概説〔第2版〕』（有斐閣、2015年）50頁〔増井良啓〕参照）。租税回避の否認は、同族会社の行為計算否認規定など明文の規定が置かれている場合は、かかる規定に基づき行うことができる。しかしながら、例えば、納税者に租税回避目的があることなどを理由として、租税回避の否認を法解釈上行うことは、租税法律主義に反するものであり、このような解釈は断じて許されるべきものではない。以下、租税回避の否認を法解釈上行うことが、最高裁判所判例においても排斥されていることを、いくつか具体的事例を挙げながらまずは論ずる。

3 租税回避の否認を法解釈上行うことを排斥した各種最高裁判所判例

租税回避が問題となる事案において（本件はそもそもそのような事案ではないことは上述のとおり）、租税回避目的を真実の法律関係の認定における重要な間接事実として捉えることにより法解釈レベルで租税回避の否認を認める考え方は、私法上の法律構成による否認（契約解釈・事実認定による否認）と呼ばれることが多い（谷口勢津夫『税法基本講義〔第5版〕』（弘文堂、2016年）72頁及び73頁参照）。そして、私法上の法律構成による否認（契約解釈・事実認定による否認）は、以下の最高裁判所判例において明確に否定されている。

（1）e事件（最判平成23年2月18日判例タイムズ1345号115頁）

e事件は、贈与税との関係で、納税者（個人）の「住所」が日本国内にあるか否かが争点となった事案である（e事件（最判平成23年2月18日判例タイムズ1345号115頁））。同事案において、高等裁判所の判決では、納税者が贈与税回避を可能にする状況を整えるために香港に出国するものであることを認識し、国内での滞在日数が多くなりすぎないように滞在日数を調整していたことをもって、住所の判断に当たって香港と国内における各滞在日数の多寡を主要な要素として考慮することを否定する理由として説示した。ところが、最高裁判所は、次のように判示して、上記のような事情は住所が日本国内にあると認定する理由にはならない旨判示した。

一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、上記の目的の下に各滞在日数を調整していたことをもって、現に香港での滞在日数が本件期間中の約3分の2（国内での滞在日数の約2.5倍）に及んでいる上告人について前記事実関係等の下で本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する理由とすることはできない。このことは、法が民法上の概念である「住所」を用いて課税要件を定めているため、本件の争点が上記「住所」概念の解釈適用の問題となることから導かれる帰結であるといわざるを得ず、他方、贈与税回避を可能にする状況を整えるためにあえて国外に長期の滞在をするという行為が課税実務上想定されていなかった事態であり、このような方法による贈与税回避を容認することが適当でないというのであれば、法の解釈では限界があるので、そのような事態に対応できるような立法によって対処すべきものである。そして、この点については、現に平成12年法律第13号によって所要の立法的措置が講じられているところである。

（2）ガンジー島事件（最判平成21年12月3日判例タイムズ1317号92頁）

本件と同じくタックス・ヘイブン対策税制の適用の可否が問題となった事例として、ガンジー島事件（最判平成21年12月3日判例タイムズ1317号92頁）がある。同事案では、課税方式、税率等の選択可能なガンジー島法人所得税制の枠組みの中で、我が国のタックス・ヘイブン対策税制が適用されない26%を特定外国子会社等の法人所得税の税率として選択したものであるところ、我が国のタックス・ヘイブン対策税制の適用に当たり、当該ガンジー島法人所得税が「租税」あるいは「外国法人税」（租税特別措置法39条の14第2項柱書、法人税法69条1項、同施行令141条）に該当するかが争われた。

本件について高等裁判所は、以下のように判示し（下線は、申立人代理人による。）、租税の実質に着目して、ガンジー島において徴収される税は、「タックス・ヘイブン対策税制の適

用を回避させるというサービスの提供に対する対価」であるなどと性質決定しているところ、このような考え方は、租税回避目的を真実の法律関係の認定における重要な間接事実として捉えることにより（「タックス・ヘイブン対策税制の適用を回避させる」との表現を用いている）、法解釈レベルで租税回避の否認を認めたもの、あるいは事実認定による否認論に属するものと考えられる。

ガンジー島の上記「法人税」税制は、我が国を含む先進諸国の租税概念の基本である強行性、公平性ないし平等性と相容れないものであるといわざるを得ず、上記税制の実態に照らせば、ガンジー島において上記のような「税制」が採用されているのは、外国法人に対し、本国におけるタックス・ヘイブン対策税制の適用を回避するためのメニューを提供するためであり、それ故、ガンジー島において徴収される「税」なるものは、税という形式をとるものの、その実質は、タックス・ヘイブン対策税制の適用を回避させるというサービスの提供に対する対価ないし一定の負担としての性格を有するものと評価することができるというべきである。

これに対して、最高裁判所は、以下のように判示し（下線は、申立人代理人による。）、子会社にガンジー島における税率等について広い選択の余地があったことを所与の前提としつつも、選択の結果課された外国税は、対価性がないことは明らかであると結論づけている。

まず、外国法人税といえるためには、それが租税でなければならないことはいうまでもないから、外国の法令により名目的には税とされているものであっても、実質的にみておおよそ税といえないものは、外国法人税に該当しないというべきである。

原審は、前記のとおり、本件外国税は、強行性、公平性ないし平等性と相いれないものであり、その実質はタックス・ヘイブン対策税制の適用を回避させるというサービスの提供に対する対価としての性格を有するものであって、そもそも租税に該当しないと判断した。

確かに、前記事実関係等によれば、本件外国税を課されるに当たって、本件子会社にはその税率等について広い選択の余地があったといえることができる。しかし、選択の結果課された本件外国税は、ガンジーがその課税権に基づき法令の定める一定の要件に該当するすべての者に課した金銭給付であるとの性格を有することを否定することはできない。また、前記事実関係等によれば、本件外国税が、特別の給付に対する反対給付として課されたものでないことは明らかである。

したがって、本件外国税がそもそも租税に該当しないということは困難である。

以上のように、最高裁判所は、対価性がないことは明らかであると判示したことにより、控訴審判決がガンジー島法人所得税をタックス・ヘイブン対策税制の適用回避の対価と性質決定するための論拠とした『我が国法人税に相当する税』の解釈による否認（事実認定による否認）論を採用しないことを、明らかにしたものと解することができる（谷口勢津夫『租税回避論』（清文社、2014年）212頁参照）。

4 原判決は、タックス・ヘイブン対策税制以外の一般的な租税回避の否認論を採用し、明文の規

定なく、真に存在する地域統括事業の独立性を否定していること

(1) 原判決の採用する租税回避の否認手法

原判決は、本件において、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外基準の課税要件規定を離れて、法解釈による租税回避の否認、とりわけ事実認定による否認論を持ち出すことによって、原処分を維持したものである。

まず、原判決は、申立人が「主張するような地域統括業務が株式保有業に含まれるものではないとの法解釈を採ると、・・・課税との関係で調整することが可能となる」と判示している。かかる判示の根底には、申立人の主張するように、地域統括事業と株式保有業という複数の事業が存在することを前提とする解釈を採用すると、課税との関係で調整すること（日本において課税されることを免れ、シンガポールの優遇税制により課税される額が少なくなるように調整すること）が可能となる、つまり租税回避が可能となることから、そのような解釈は許容されないとの価値判断があるといえる。そして、原判決は、このように租税回避目的の存在を法解釈に反映させるという価値判断を前提にしつつ、事実認定上は地域統括業の実態が存在するにもかかわらず、そのような事業の存在・独立性を無視する形で、現実に行われた取引（事業）の内容を引き直している。さらに、原判決は、その一方で、前述のように、事業としての「株式の保有」の意義について、株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた事業の一部をなすとして不当に拡大解釈しつつ、このような不当な解釈を媒介にして、地域統括業務は、すべからず株式保有業の一部であるという極めて粗雑な引き直しをさらに行って、課税要件の充足を認めているのである。

以上のような原判決の解釈手法は、納税者が行う租税回避が問題となる場合に、関連当事者が行っている「業務」及び「事業」の内容を引き直して課税要件を充足したものと扱うという前述の「租税回避の否認」を、明文の規定なく解釈により行っているのに等しいものである。

(2) 原判決の判示は、タックス・ヘイブン対策税制の規定（適用除外基準）及びその趣旨自体から導くことはできないこと

タックス・ヘイブン対策税制そのものが租税回避を防止するための規定であるとするれば、原判決の判示は、かかるタックス・ヘイブン対策税制の規定に基づくものであって明文の規定なく租税回避の否認を行っているものではないとの反論（立場）もあり得るかもしれない。

しかしながら、このような反論は、以下のとおり、明らかに失当である。すなわち、本件では、事業基準との関係で、「株式の保有等を・・・事業とする」との文言の解釈が問題となっている以上、何よりも同文言の文理に従った解釈をまず行うべきである。そして、事業基準は、適用除外基準の一つを構成するものであるところ、適用除外基準が設けられた趣旨は、軽課税国に所在する子会社等であっても、その地に所在することに十分な経済合理性があれば課税対象としないとするものであり、この「十分な経済合理性」を業種に即して具体化したものが適用除外の規定であり、これは本税制の一大特徴をなすものである（乙2号証95頁参照）。このように、仮にタックス・ヘイブン対策税制が設けられた趣旨の一つに租税回避の防止という目的があったとしても、適用除外基準は、その地に所在することに十分な経済合理性があれば、タックス・ヘイブン対策税制の適用を除外すること、すなわち租税回避は存在しないものと扱うこととしているのである。

したがって、かかる適用除外基準を構成する各基準の文言解釈を行うに当たって、租税回避の防止という観点を過度に強調し、租税回避目的がある場合に、そのことを根拠として真実に存在する取引・業務・事業等を課税当局にとって都合よく引き直して、適用除外基準の充足性を判断するなどといった解釈手法は、適用除外基準の趣旨に明らかに反するものであって、採り得ない。原判決の上記判示は、既に詳述した一般的な意味での解釈による租税回避の否認論を殊更に持ち出すことで、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外基準（事業基準）の文言解釈の限界を超える解釈を行っているといわざるを得ない。

(3) 法解釈による租税回避の否認に依拠する原判決の判示には、重大な法令違反があり、関連する最高裁判所判例にも反すること

以上述べたとおり、原判決の判示は、法解釈による租税回避の否認を前提とするものであり、租税法律主義に明らかに反する法解釈上の重大な違法がある。また、原判決は、このような法解釈による租税回避論に依拠するものである以上、かかる解釈手法を否定する立場を取っている最高裁判所判例に明らかに反するものである。

このような原判決における法令解釈上の重大な誤りは、上述のe事件、ガーンジー島事件等において下級審判決が犯した誤りを事実上繰り返すものに他ならない。そこで、以下では、本件と上述した各最高裁判所判例との比較の観点も適宜踏まえながら、原判決に重大な法解釈上の違反があること、及び最高裁判所判例違反があることの論拠について詳述する。

ア e事件との関係

例えば、上述のe事件の高裁判決は、納税者の主観的な租税回避目的により、客観的な生活の実体が消滅するかのとき認定を行ったものである。ところが、最高裁判所は、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、上記の目的の下に各滞在日数を調整していたことをもって本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する理由とすることはできない、と判示し、租税回避目的を過度に重視した原判決の解釈手法（事実認定による否認論）を否定したものといえる。

本件においては、上述のとおり、通常の意味での租税回避すら認められない事案であることから、そもそもe事案と同等に扱うことすらできないものであるが、その点を措くとしても、本件原判決が、租税回避目的を重視しすぎるあまりに、客観的にみてBに地域統括事業に係る実体があるにもかかわらず、これを否定したという点で、e事件において高等裁判所が採った法の解釈・適用の構造と類似する側面がある。

この点、租税法の文言の解釈は本来、文理に即して客観的に行われるべきであるところ、実体ある地域統括会社（特定外国子会社等）との関係で、配当相当額について結果的に一定の節税効果が認められる場合に、当該地域統括会社が営む事業内容にかかわらず、すべてのケースにつき事業基準を充足しないとの措置（主たる事業がいかなる事業であるかをベースとする課税要件事実の認定を行うことなく、すべからず課税対象とする措置）が適当であると考えられるのであれば、本件課税当時の事業基準に係る法の解釈では明らかに限界があるので、そのような事態に対応できるような立法によって対処すべきものであったといえる。

しかるに、本件課税処分が行われる段階では、「株式の保有」の文言改訂を含めて、そのよ

うな立法的手当は何ら行われなかったばかりか、むしろ平成22年度税制改正によって、統括会社については、租税回避目的で設立されたものとみなすべきではないことを前提に、一定の要件を充足する場合に限り、セーフハーバーとして、事業基準を確実に充足し得る道が開かれたというのが現状である。

以上のような状況であったにもかかわらず、原判決は、極めて不合理な法解釈によって、租税回避の否認を行おうとするものであって、e事件最高裁判決が、同事案の高裁判決の依拠した法解釈による租税回避の否認論を否定したのと同様、本件においても、原判決の上記誤りは是正されなければならない。

イ ガーンジー島事件との関係

また、上述のガーンジー島事件は、本件と同じくタックス・ヘイブン対策税制の適用が問題となった事案であるが、同事案において最高裁判所は、あくまで客観的な租税の意義に沿って、ガーンジー島において徴収される税に対価がないことは明らかである旨判示したものであって、租税回避目的の存在を前提に、ガーンジー島法人所得税をタックス・ヘイブン対策税制の適用回避の対価と性質決定する高裁判決の否認論的なアプローチを退けている。このことは、租税回避の防止といったタックス・ヘイブン対策税制の背景にある漠然とした趣旨を持ち出すことにより、タックス・ヘイブン対策税制の規定の拡張解釈を行ったり、一般的な意味での事実認定による否認を特別に行ったりすることは許されないことをも示しているといえる。

本件もタックス・ヘイブン対策税制の適用の可否が問題となる事案であるところ、前述したとおり、タックス・ヘイブン対策税制が設けられた趣旨の一つに租税回避の防止という目的があったとしても、適用除外基準は、その地に所在することに十分な経済合理性があれば、租税回避は存在しないものと扱うこととなっている。

また、事業基準を含めた適用除外基準の文言解釈を行うに当たっては、前述のとおり、厳格な文理解釈が要請されるのであって、租税回避の防止という観点を過度に強調し、租税回避目的がある場合に、そのことを根拠として真実に存在する取引・業務・事業等を課税当局にとって都合よく引き直して、適用除外基準の充足性を判断するなどといった解釈手法は、トートロジーであって、適用除外基準の趣旨に明らかに反する。

しかるに、原判決は、株式の保有、地域統括業務の主体に係る選択可能性やBが收受する配当の額の大きさといった点のみに形式的に注目することで租税回避を不当に認定しつつ、一般的な意味での「解釈による租税回避の否認論」を殊更に適用することにより、Bの地域統括事業の独立性、事業実態を無視し、真実の法律関係（事実関係）を不当に引き直した上で事業基準に関する法の解釈・適用を行っており、適用除外基準（事業基準）の文言解釈の限界を超える解釈を行っているものといえる。このような原判決の構造は、ガーンジー島法人所得税をタックス・ヘイブン対策税制の適用回避の対価と性質決定したガーンジー島事件の控訴審判決の判断構造と近似するものである。

以上の点に鑑みれば、ガーンジー島事件の控訴審判決と近似する判断構造を持つ原判決は、タックス・ヘイブン対策税制の適用事案において事実認定による否認を行うことを否定したガーンジー島事件最高裁判所判決にも反しているといえる。

第5編 補論

第1 Bの「主たる事業」が地域統括事業であること

- 1 第2編ないし第4編で述べたとおり、Bの地域統括事業が措置法66条の6第3項の「株式の保有」に含まれるとする原判決には、重大な法律解釈の誤りがあるとともに、原判決自身が前提とする各認定事実との間の明らかな経験則違反等の違法が存在し、直ちに破棄されねばならない（なお、原判決に理由齟齬又は理由不備の違法も存在することは上告理由書記載のとおりであり、原判決はこの点からしても破棄されるべきである。）。

その上で、御庁においては、本来の主たる争点、すなわち、Bの「主たる事業」は地域統括業か株式保有業のいずれであるかとの点をご判断いただく必要があるが、この点にかかる申立人の主張は、概ね一審判決の理由と同様である。

すなわち、措置法66条の6第3項の「主たる事業」の判定においては、「外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定するのが相当である」（一審判決47頁及び48頁）ところ、Bの場合には、「①B各事業年度当時、Bは、シンガポールに現地事務所を構え、現地に在住する日本人の代表取締役と現地勤務の従業員三十四、五人の態勢で職務に当たっていたところ、これら従業員の大半（28人以上）は、地域統括業務に従事し、その余（11人ないし12人）は、プログラム設計業務等に従事していたものであって、株式保有業務（持株機能に係る業務）に従事している者は1人もいなかったこと、②B各事業年度当時、Bは、シンガポールの事務所を賃借し、事務用什器備品、車両、コンピューター等の有形固定資産を保有してその業務に供していたところ、これら固定施設は、すべて株式保有業務（持株機能に係る業務）以外の業務に使用されており、なかでも、地域統括に関わる業務に供されているものが大半を占めていたこと、③Bの地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上額は、2007事業年度において約49億星ドル、2008事業年度において約61億星ドル（Bの収入金額の約85%）に上っていたこと、④・・・Bの設立目的は、そもそも地域統括業務を行うことであったこと、⑤Bは、その設立以来、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図るために順次業務を拡大してきたものであり、B各事業年度には、地域統括に係る業務内容は・・・多方面にわたるものとなっていたこと、⑥B各事業年度当時、Bは〔第3編で述べたような〕多岐にわたる地域統括業務を行っていたこと、⑦これらBの地域統括業務によって集中生産・相互補完体制の構築・維持・発展が図られた結果、上記グループ会社全体に原価率の大幅な低減による利益がもたらされ、B各事業年度においても、これがBの被統括会社からの配当収入の中に相当程度反映されることとなったこと等」（一審判決48頁及び49頁）の事情が認められる。

これらの具体的・客観的事実を総合的に勘案すると、Bの「主たる事業」は地域統括事業であるというべきである。

- 2 これに対し、相手方は、「主たる事業」に関して「具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定する」に際し、特に事業基準について判定する場合には、人的・物的な規模を示す判断要素よりも金銭的な規模を示す判断要素を重視すべきであるとして、その理由を縷々主張する。

しかしながら、上記「具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定する」との判定基準は、本件と同じく「主たる事業」が株式保有業に該当するか否か（すなわち事業基準）を判定したb事件判決及びd事件（個人）判決において示されたものであり、本件においてのみ、敢えてこれと異なる特異な判定基準を用いる理由はない。

上記b事件判決及びd事件（個人）判決の「総合的に勘案して判定する」という判定基準は、相手方が自ら積極的に引用し、依拠している基準であって、その相手方が、自ら当該判定基準を否定するような主張を繰り返しているのはやや奇異であるが、いずれにせよ、両判決が「総合的に勘案して判定する」との基準を示している以上、本件においても、「主たる事業」の判定は飽くまでも「総合的」に行うべきである。

- 3 もっとも、相手方の主張の上記“ブレ”の背景には、d事件（個人）判決に対する誤解があるように思われるので、その点にも言及しておく。

この点、相手方は、d事件（個人）の地裁判決の中に、「原告の主張によれば、さしたる生産要素を要しない株式保有事業と、相当規模の生産要素が投入された他の事業とを営む特定外国子会社等については、いかに当該株式の保有を通じて多額の所得を得ていたとしても、およそ株式の保有は主たる事業にはなり得ないという帰結を導くことになるものであって、このような結論が不合理であることは明らかである」との判示があることを理由に、収入金額や所得金額の多寡を重視すべきであると主張するようである。

しかしながら、d事件（個人）判決の上記判示部分は、その文言を素直に読めば明らかなおり、収入金額や所得金額の多寡を重視すべきであると述べているのではなく、同事件の原告が主張するように常に生産要素のみで判断することは問題であって、あくまでも「総合的に勘案」すべきであると述べているのである。

相手方は、この点において、d事件（個人）判決の内容を誤解しているといわざるを得ない。

- 4 申立人の主張も一審判決の内容も、このd事件（個人）判決の判示と同様である。

すなわち、申立人も一審判決も、Bについて、Bの使用人の数や事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況といった生産要素のみを重視して、Bの「主たる事業」を判定すべきであると述べているわけではない。

むしろ、申立人も一審判決も、Bについては、使用人の数や事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況のみならず、収入金額・所得金額の点も含めて、当時の具体的かつ客観的な事業活動の内容等を総合的に判断する必要があると考えており、「総合的に勘案して判定した」場合に、Bの「主たる事業」は地域統括事業であったと述べているのである（もっとも、本件は、Bの収入金額・所得金額についても、実質的にみた場合には地域統括事業に関するものが大部分を占めていたという事案であって、その意味では、「総合的に勘案して判定する」といった検討を改めて行うまでもなく、何が「主たる事業」であるかは自明な事案であったということもできよう。）。

- 5 なお、念のため付言するに、申立人は、Bが当時シンガポールにおいて実態のある経済活動をしていたから、その「主たる事業」は地域統括事業であるとか、Bによる株式保有には経済合理性があるから、Bの「主たる事業」は地域統括事業であるなどと主張しているわけでもない。

この点、原判決は、一審判決が認定したBの当時の事業実態を全く理解せず、根拠のない憶測

等のみ依拠した結果、第4編で指摘した重大な経験則違反を繰り返したのではないかと思われ、その意味で、本件の背景事実を正確に理解していただくことは極めて重要なことである（なお、本件の特に重要な事実関係については、第3編及び第4編第2の2で引用しているため、再度参照されたい。）。

しかしながら、「主たる事業」において申立人が一貫して求めているのは、飽くまでも、「具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定する」ということである。

御庁におかれては、既に十分ご理解いただいているものとは思われるが、念のため再度強調しておく。

第2 確定申告書に記載した申告所得金額を超えない部分及び確定申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金の額を超える部分の取消を求める訴えの適法性

以上より、本件はタックス・ヘイブン対策税制の適用除外を受けるべきであり、原判決は破棄されるべきであり、原処分を取り消す判決が御庁により下されるべきである。

一審判決は、このような実体判断を下したものの、他方で、確定申告書に記載した申告所得額を超えない部分及び確定申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金の額を超える部分の取消を求める訴えを違法として却下した。

しかし、かかる一審判決の判断が誤りであり、原処分が全体として取り消されるべきことについては、申立人控訴理由書及び同控訴審第1準備書面で詳細に論じているので、御庁におかれては、これらをご参照の上、この点も併せて妥当かつ適切な判断をされたい。

第6編 結び

本件は、売上高4兆円を超え、自動車部品のトップメーカーとしてgをはじめとする世界の自動車産業を支えてきたAが、厳しい世界的競争を勝ち抜くために相当な実態をもって運営してきたシンガポールにおける地域統括会社（ミニ本社）の意義が問われている事案である。

当該ミニ本社は、多国籍企業の事業戦略上、必要かつ合理的なものとして、実際にも多くの機能を果たしてきている。その事業実態に目を向けず、配当所得の形式のみに着目してこれを捕捉するただに課税対象を拡張解釈することは、長年真摯に事業活動を営み経済界でも模範的とされた企業の事業モデルを根本から否定することになる。それは、法、税法の意図するところでもない。決めつけ、とも思える一方的で不合理な拡張解釈をし、当該ミニ本社を単なる税逃れのものかのように非難をして、経済活動を素直に理解した上で正当な判断を下した一審判決を全面的に覆した原審の判断は、経済界からも大変な驚きをもって受け止められている。一審判決は、経済界から、裁判所がビジネスの実態を理解し正当な判断をしたと評価された。

本件は、不自然な取引、契約、行為などにより税逃れをするという案件ではなく、真面目に事業活動を続けている典型的代表的な日本のメーカーの、至極真つ当で地道な経済活動を否定するのかどうか、という正に最高裁判所の存在意義が問われる事案である。

以上

「別紙及び添付資料省略」